

人・水・緑を活かし、 安全・安心で快適に暮らせる街

みやま市都市計画マスタープラン



平成23年3月

みやま市



表紙の写真説明

- ① 紅白桜（本吉）とみやま柳川インターチェンジ
- ② 有明海沿岸道路高田インターチェンジ付近
- ③ みかんとお牧山
- ④ 九州新幹線（竹海小学校屋上より）
- ⑤ 平家祭り（山川町）
- ⑥ 九州クリエイターズマーケット（筑後広域公園体育館）
- ⑦ 矢部川、大楠林と船小屋温泉大橋

はじめに

現在、全国的にも人口減少や少子高齢化の進行、社会経済の低迷、環境破壊などが問題となっている中、みやま市においても住民のニーズや地域の実情に応じたまちづくりが求められております。

本市は、平成 19 年 1 月 29 日に瀬高町、高田町、山川町が合併して生まれた新しい都市で、3 町から受け継いだ豊かな自然や歴史文化等の地域資源が数多く存在しており、市民だけでなく来訪者の方々の心も癒してくれます。



みやま市長 西原 親

一方、九州自動車道みやま柳川インターチェンジや有明海沿岸道路等の都市基盤整備も進み、広域的にも交通利便性の高い地域になってまいりました。

平成 20 年 9 月に策定した「第 1 次みやま市総合計画」に基づき、人と自然が共生し、便利で快適な生活環境が実感できる都市を目指すために、まちづくりの基本となる「みやま市都市計画マスタープラン」を策定しました。

本計画の策定にあたり、住民アンケート調査への協力をいただいた市民の方々をはじめ、熱心な審議をいただいた策定委員の皆さまに心から感謝を申し上げます。

また、市民の皆さまには本計画を実現し、魅力あるみやま市を構築するためのご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成 23 年 3 月

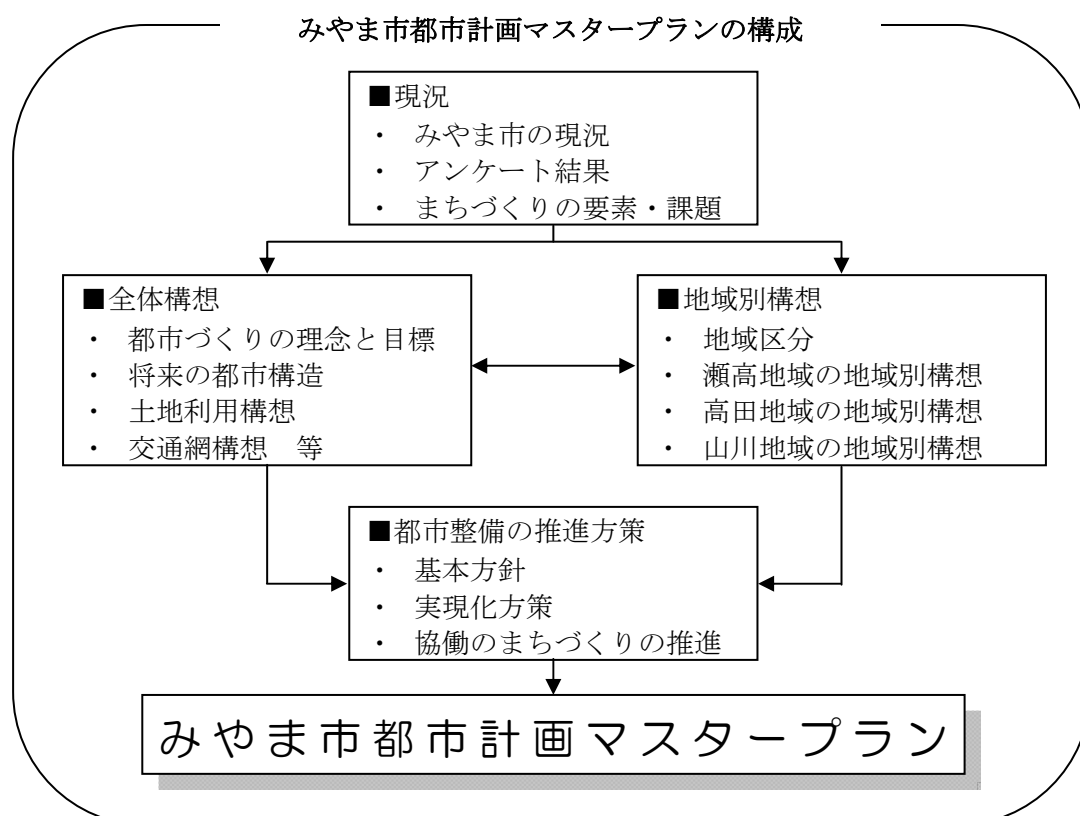
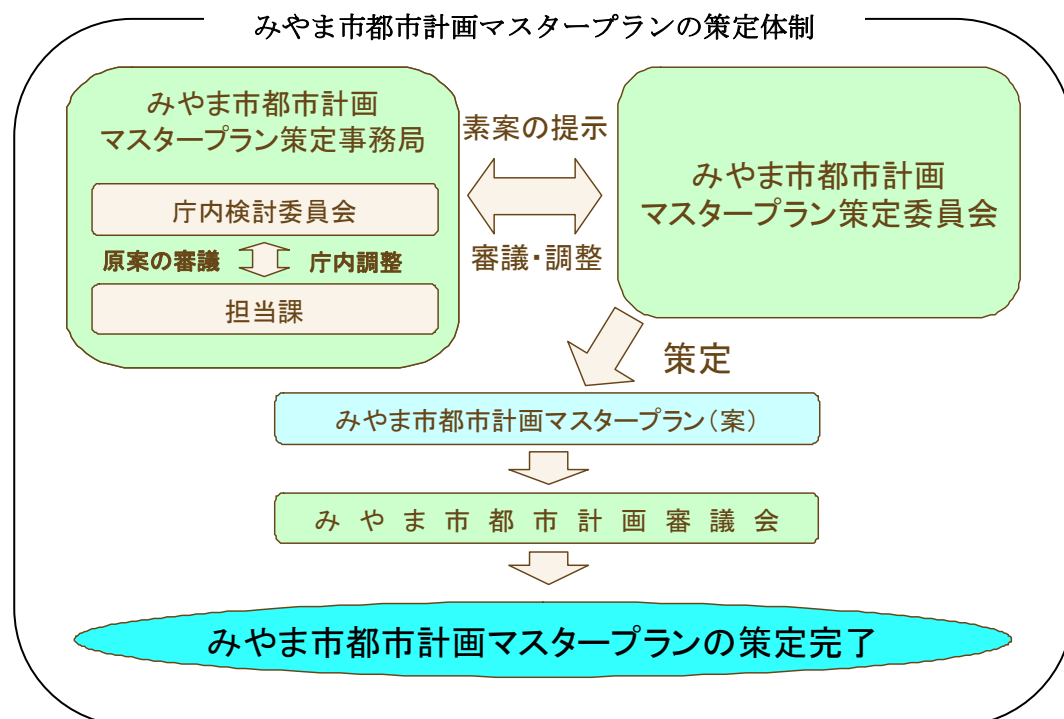
【 有明海沿岸道路矢部川大橋からの眺望 】



都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法改正に伴い定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。都市計画マスタープランは、将来の具体的な土地利用に関する規制や個別の事業を立案する上での指針であり、今後の本市が行う都市計画の決定や事業の実施は、みやま市都市計画マスタープランに基づき進められます。

以下にみやま市都市計画マスタープランの策定体制並びに構成を図で表します。



みやま市都市計画マスタープランの特色

みやま市の将来像を明らかにする全体構想と、地域の特色を活かした地域別構想からの構成となります。

なお、今回の地域区分は合併前の3町（瀬高町、高田町、山川町）で区分した地域別構想となります。

他 の 計 画 と の 整 合

みやま市では、【第1次みやま市総合計画】を策定しています。そのため、「みやま市都市計画マスタープラン」は【第1次みやま市総合計画】との整合を図りながら策定を進めます。

また、福岡県においても『都市計画区域マスタープラン』や『矢部川流域景観計画』が策定されており同じく整合を図ることが必要です。一方、合併以前に策定された【瀬高町都市計画マスタープラン】と【高田町都市計画マスタープラン】の内容も参考にして策定します。

策 定 の 背 景

みやま市は、市街地が分散しており、国や県が推奨するコンパクトなまちづくりを考えていく上での課題の一つです。本市には瀬高都市計画区域、大牟田都市計画区域（高田町の一部）及びみやま準都市計画区域があり、新市としての将来ビジョンを考えていく上では検討が必要です。

また、九州自動車道みやま柳川インターチェンジ（以下「インターチェンジ」を「IC」という。）や有明海沿岸道路（高田IC・黒崎IC）が完成するとともに、国道443号バイパスの完成も間近になり、IC周辺や幹線道路沿道における土地利用方針が必要になってきました。

一方、本市は矢部川や清水山など、筑後地域を代表する自然に囲まれた美しい田園景観が保たれた都市です。この自然や景観は、将来にわたって保全して行く必要があります。

そこで、この様な課題への対応や新市の将来ビジョンの確立を目的に、本市の都市計画の指針となるみやま市都市計画マスタープランの策定を行うことになりました。

目 次

第1章 現況

1-1	市の概要	1
1-2	人口動態	2
1-3	工業	5
1-4	商業	6
1-5	土地利用	7
1-6	都市施設	9
1-7	上位計画の把握と整理	11
1-8	関係機関等の上位計画等	13
1-9	アンケート結果	18
1-10	まちづくりの要素と現況等からの課題について	22

第2章 全体構想

2-1	都市づくりの理念と目標	23
2-2	将来の都市構造	26
2-3	土地利用構想	32
2-4	交通網構想	35
2-5	道路以外の都市施設等の整備方針	39
2-6	景観形成の方針	45

第3章 地域別構想

3-1	地域区分	48
3-2	瀬高地域の地域別構想	49
3-3	高田地域の地域別構想	57
3-4	山川地域の地域別構想	66

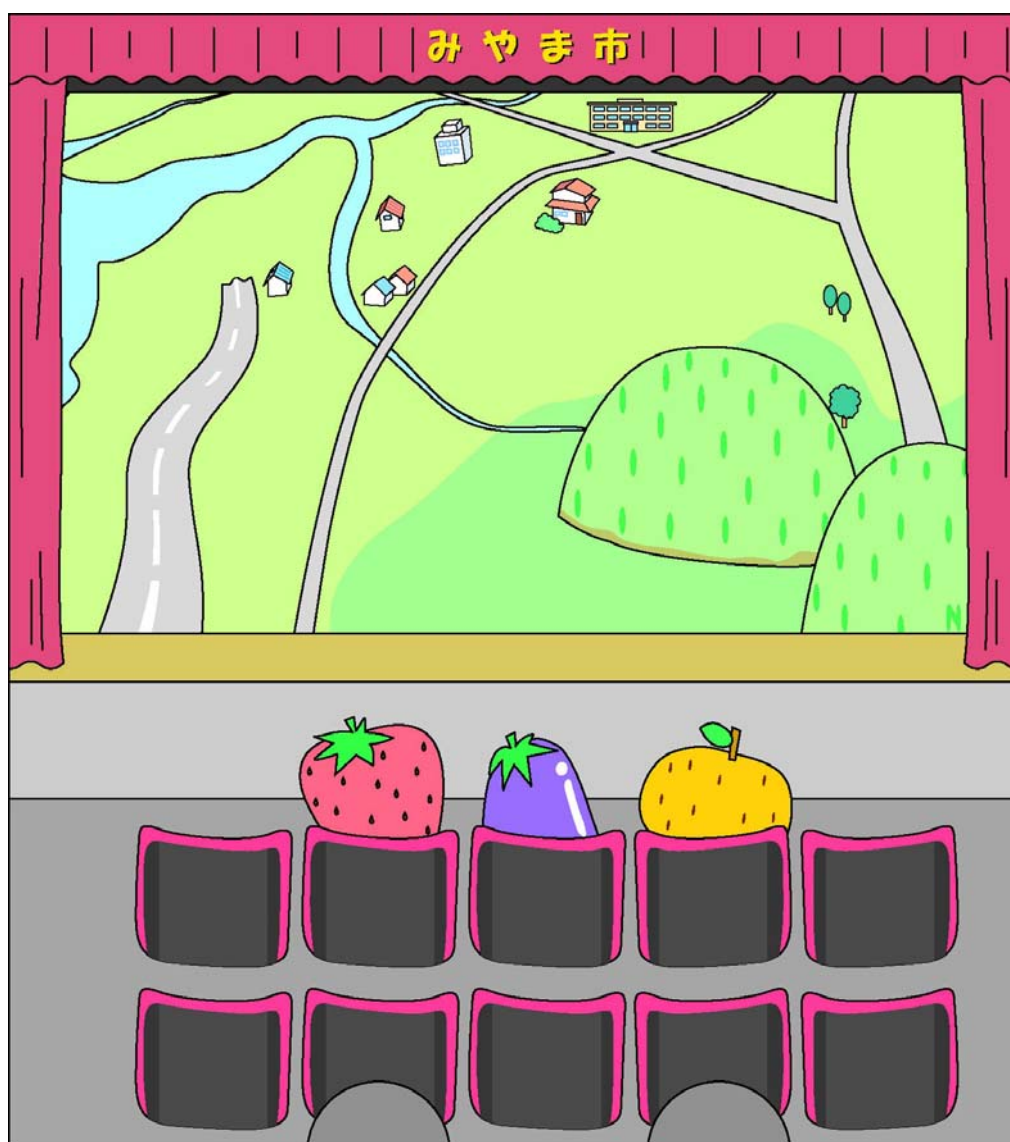
第4章 都市整備の推進方策

4-1	基本方針	74
4-2	実現化方策	75
4-3	協働のまちづくりの推進	77

資料

都市計画マスタープラン策定における取り組みの経緯	資料1
都市計画マスタープラン策定委員会名簿	資料2
都市計画マスタープラン改定における取り組みの経緯、改定委員会名簿	資料3
用語集	資料4

第 1 章 現 況



STEP 1

第1章 現況

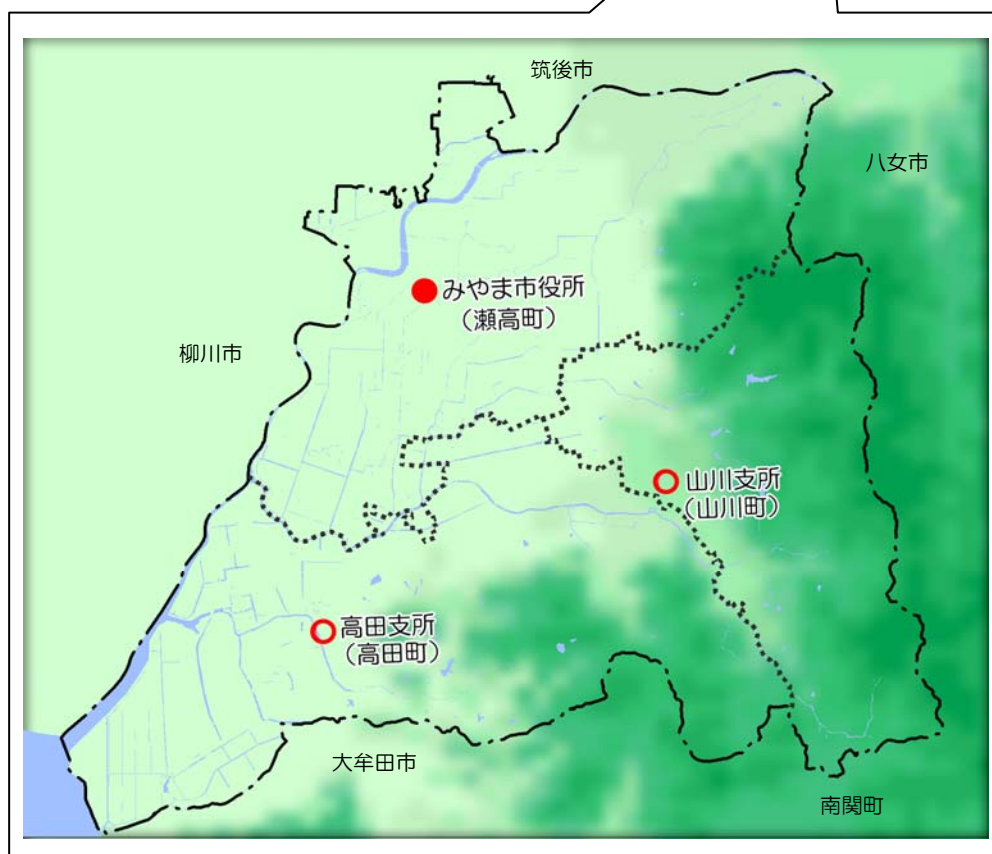
1-1 市の概要

(1) 市勢

みやま市は、平成19年1月29日に瀬高町、高田町、山川町が合併して誕生した新しい都市です。本市は、福岡県の南部に位置し、北は筑後市、東は八女市、西は柳川市、南は大牟田市と熊本県南関町に隣接しています。

本市の東部には清水山やお牧山が連なり、平地部には優良な田園地帯が広がっています。また、西部は有明海に接しており、東西約14km、南北約10km、総面積105.12km²となっています。

【みやま市の位置】



1-2 人口動態

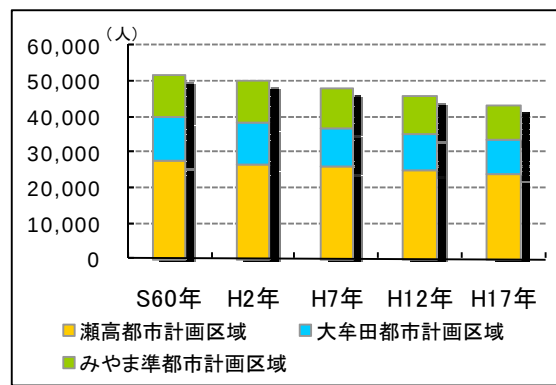
(1) 人口

行政人口の推移をみると、昭和60年では51,609人であった人口が、平成17年では8,237人(16%)減少し、43,372人まで減っています。

また、2つの都市計画区域の人口も、瀬高都市計画区域で3,757人(14%)、大牟田都市計画区域(高田町の一部)で2,557人(20%)減少しています。

一方、高田町の一部と山川町の全域に指定されているみやま準都市計画区域の人口においても1,923人(17%)減少しています。

【 人口の推移 】



【 人口の推移 】

	昭和60年 (人)	平成2年 (人)	平成7年 (人)	平成12年 (人)	平成17年 (人)
行政区域	51,609	50,004	47,928	45,708	43,372
都市計画区域合計	40,011	38,513	36,954	35,028	33,697
瀬高都市計画区域	27,519	26,633	25,768	24,916	23,762
大牟田都市計画区域	12,492	11,880	11,186	10,112	9,935
みやま準都市計画区域	11,598	11,491	10,974	10,680	9,675

※大牟田都市計画区域とは高田町の都市計画区域内を示す

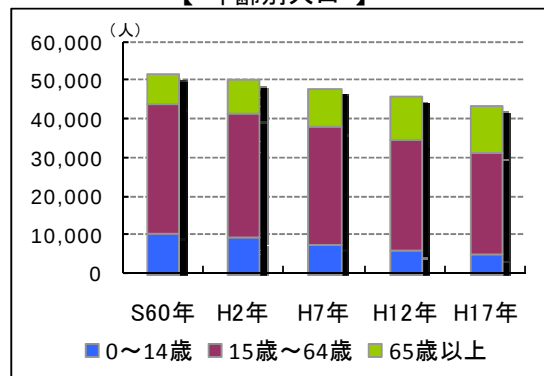
資料：国勢調査

(2) 年齢別 (3 区分) 人口

年齢別人口で昭和60年と平成17年を比較すると0～14歳(年少人口)と15～64歳(生産年齢人口)の人口が減少しているのに対し、65歳以上(老年人口)の人口は増加しています。

よって、本市の行政人口は減少しているが、行政人口に占める65歳以上の人口の割合が増加していることが理解でき、全国的に進んでいる少子高齢化が顕著に現れています。

【 年齢別人口 】



【 年齢別人口 】

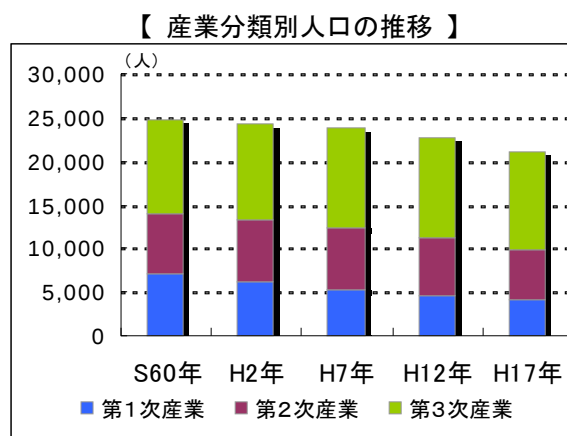
	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
0～14歳	10,827	21.0	9,527	19.1	7,884	16.4	6,412	14.0	5,345	12.3
15歳～64歳	33,267	64.4	31,812	63.6	29,975	62.6	28,097	61.5	25,951	59.9
65歳以上	7,515	14.6	8,663	17.3	10,069	21.0	11,195	24.5	12,076	27.8
合 計	51,609	100.0	50,004	100.0	47,928	100.0	45,708	100.0	43,372	100.0

※合計には「年齢不詳」を含む

資料：国勢調査

(3) 産業分類別人口

本市の就業者数は、年々減少しています。昭和60年から平成17年までの20年間で3,660人の就業者が減少しています。また、就業者数を各産業で見ると、第1次産業(農林水産業など)は2,981人、第2次産業(鉱業・建設業・製造業など)は1,102人減少しており、第3次産業(卸売業・小売業・サービス業など)は333人増加しています。



【産業分類別人口の推移】

	S60年 (人)	H2年 (人)	H7年 (人)	H12年 (人)	H17年 (人)
就業者数	24,798	24,269	23,838	22,698	21,138
第1次産業	7,056	6,197	5,245	4,681	4,075
第2次産業	6,805	7,006	7,131	6,494	5,703
第3次産業	10,915	11,040	11,425	11,455	11,248

※就業者数には分類不能を含む

資料：国勢調査

(4) 流出流入別人口

平成12年と平成17年の就業者数を比べると、1,560人の減少がみられます。

しかしながら、平成17年では、流入者が増えています。

一方、流出先をみると、平成12年では1位が大牟田市、2位が久留米市でしたが、平成17年では、2位が柳川市へ代わっています。

また、流入においても2位が筑後市から柳川市へ代わっており、平成12年と平成17年と比較すると本市への流入者は増加しています。

次に、本市の通学者は452人減っていますが流出率は幾分高まっています。流出先をみると1位が大牟田市で平成12年より減っており、2位は柳川市から福岡市に代わっています。

以上を踏まえると、本市においては流出流入ともに、大牟田市への移動が多い事が理解できます。しかしながら、大牟田市への流出人口は減ってきています。

一方、就業者では柳川市への移動が増加しています。

【 流出流入別人口 】

		常住地による 就業・ 通学者数 (人)	流 出		従業・通学地 による就業・ 通学者数 (人)	流 入		就業・ 通学者比率 (従/常) (%)
			就業・ 通学者数 (人)	流出率 (%)		就業・ 通学者数 (人)	流入率 (%)	
就業者数	H12	22,698	9,451	41.6	17,158	3,911	22.8	75.6
	H17	21,138	9,444	44.7	16,006	4,312	26.9	75.7
通学者数	H12	2,864	2,211	77.2	1,077	424	39.4	37.6
	H17	2,412	1,940	80.4	879	407	46.3	36.4

資料：国勢調査

【 流出流入先別人口 】

		流出率第1位		流出率第2位		流入率第1位		流入率第2位	
		市町村名	流出者数 (人)	市町村名	流出者数 (人)	市町村名	流入者数 (人)	市町村名	流入者数 (人)
就業者数	H12	大牟田市	2,298	久留米市	1,251	大牟田市	1,177	筑後市	466
	H17	大牟田市	2,191	柳川市	1,700	大牟田市	1,257	柳川市	1,219
通学者数	H12	大牟田市	939	柳川市	308	柳川市	103	大川市	83
	H17	大牟田市	765	福岡市	326	柳川市	229	大川市	64

資料：国勢調査

1-3 工業

みやま市の工業出荷額の推移をみると、昭和60年から平成2年の間でやや伸びています。

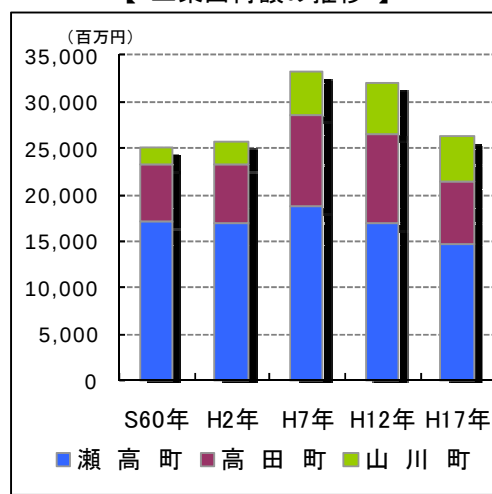
その後も、平成7年で急激に伸びましたが、平成12年では幾分下がり、平成17年においては急激に下がっています。

一方、3町でみると、高田町の平成17年の出荷額は最も出荷額の高い平成7年の約7割まで下がっています。

また、山川町の出荷額を昭和60年と平成17年で比較すると、約2.7倍に増えており、本市の工業出荷額に占める割合は高まっています。

しかしながら、みやま市のなかでは、やはり瀬高町の工業出荷額の占める割合は依然高く、合併後における本市の工業出荷額においても半数以上の割合を占めていることが予想されます。

【工業出荷額の推移】



【工業出荷額の推移】

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	出荷額 (百万円)	構成比 (%)	出荷額 (百万円)	構成比 (%)	出荷額 (百万円)	構成比 (%)	出荷額 (百万円)	構成比 (%)	出荷額 (百万円)	構成比 (%)
みやま市	24,966	100.0	25,655	100.0	33,285	100.0	32,122	100.0	26,177	100.0
瀬高町	17,093	68.5	16,830	65.6	18,626	56.0	16,792	52.3	14,658	56.0
高田町	6,086	24.4	6,425	25.0	9,893	29.7	9,690	30.2	6,689	25.6
山川町	1,787	7.1	2,400	9.4	4,766	14.3	5,640	17.5	4,830	18.4

資料：工業統計

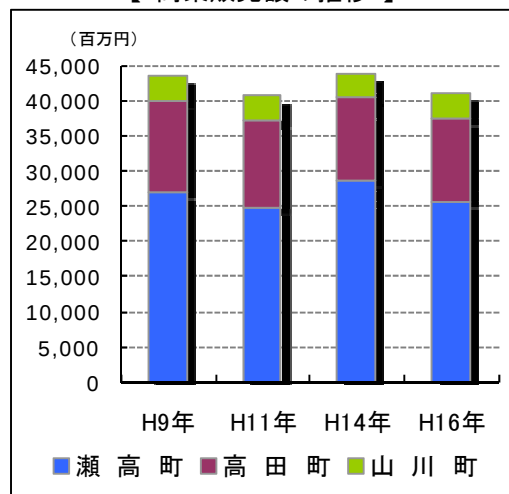
1-4 商業

みやま市の商業販売額の推移をみると、商業販売額は、調査年次により販売額に波がみられます。

3町の販売額を合算し、みやま市に置き換えた、本市商業販売額に占める各町の割合を、平成9年から平成16年でみると変化は少ないようです。

また、商業販売額においても、瀬高町の影響は大きく各調査年次の商業販売額とも6割以上を占めており、合併後における本市の商業販売額においても半数以上の割合を占めていることが予想されます。

【 商業販売額の推移 】



【 商業販売額の推移 】

	平成9年		平成11年		平成14年		平成16年	
	販売額 (百万円)	構成比 (%)	販売額 (百万円)	構成比 (%)	販売額 (百万円)	構成比 (%)	販売額 (百万円)	構成比 (%)
みやま市	43,493	100.0	40,628	100.0	43,886	100.0	41,020	100.0
瀬高町	27,046	62.2	24,707	60.8	28,588	65.1	25,690	62.6
高田町	12,825	29.5	12,500	30.8	11,929	27.2	11,858	28.9
山川町	3,622	8.3	3,421	8.4	3,369	7.7	3,472	8.5

資料：商業統計

1-5 土地利用

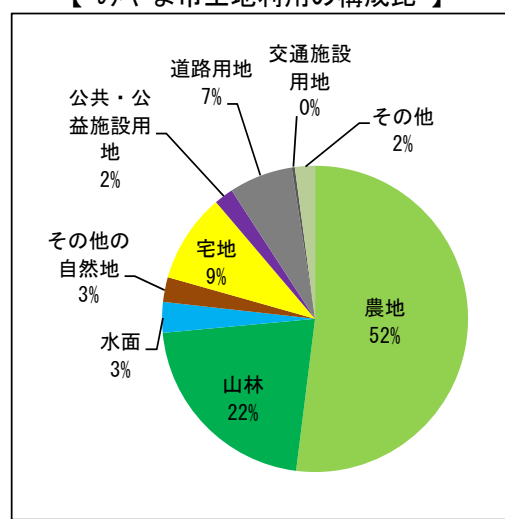
みやま市の土地利用をみると、本市は自然的土地利用が多く市全体面積の約8割を占めています。

その内訳をみると、農地が最も多く5割以上を占めており、次いで山林が約2割を占めています。

現状では、農地と山林で本市の行政区域面積における約7割以上の面積を占めています。

一方、都市的土地利用は行政面積の約2割の利用です。そのなかで、最も多く利用されているのが宅地で約1割、次いで道路の順で利用されています。

【 みやま市土地利用の構成比 】

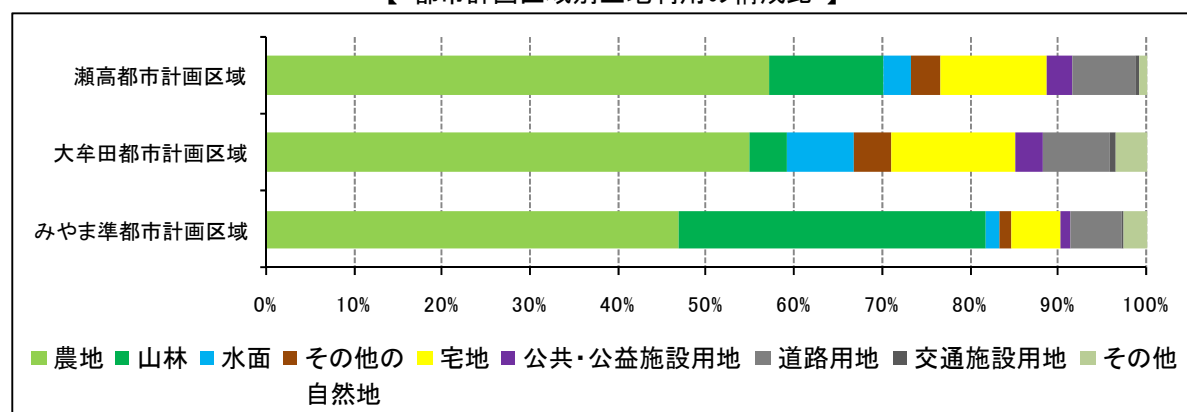


【 土地利用別面積 】

		みやま市	瀬高都市計画区域	大牟田都市計画区域	都市計画区域合計	みやま準都市計画区域
自然的土地利用	農地	5,464.9ha	2,156.8ha	1,019.6ha	3,176.4ha	2,288.5ha
	山林	2,265.6ha	487.7ha	79.3ha	567.0ha	1,698.6ha
	水面	339.9ha	121.2ha	141.5ha	262.7ha	77.2ha
	その他の自然地	274.7ha	124.9ha	80.5ha	205.4ha	69.3ha
都市的土地利用	宅地	989.7ha	452.1ha	259.8ha	711.9ha	277.8ha
	公共・公益施設用地	212.5ha	109.7ha	58.2ha	167.9ha	44.6ha
	道路用地	708.9ha	278.0ha	143.9ha	421.9ha	287.0ha
	交通施設用地	32.8ha	12.9ha	9.7ha	22.6ha	10.2ha
	その他	223.0ha	29.7ha	65.5ha	95.2ha	127.8ha
合計		10,512.0ha	3,773.0ha	1,858.0ha	5,631.0ha	4,881.0ha

資料：土地利用現況図

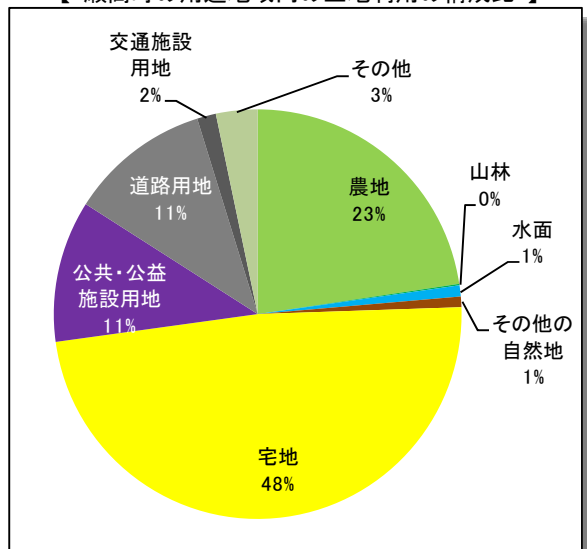
【 都市計画区域別土地利用の構成比 】



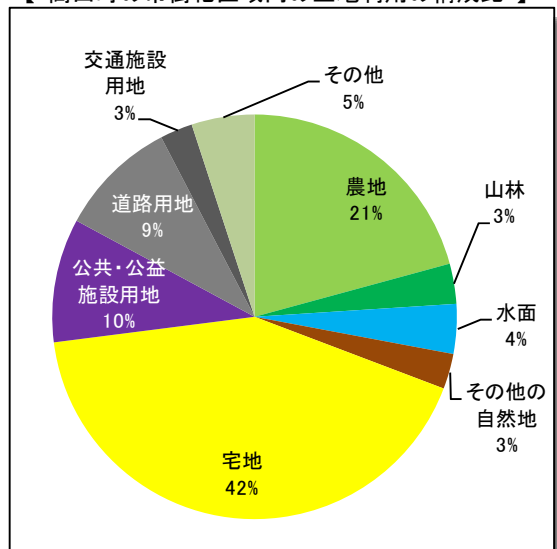
みやま市では、瀬高都市計画区域に用途地域が指定され、大牟田都市計画区域（高田町の一部）には市街化区域が指定されています。用途地域や市街化区域内は基本的に市街化を促すため計画的な土地利用を進めていく地域です。

しかしながら、双方とも農地が20%を超えています。以下に、土地利用現況図を添付し本市の土地利用の状況を示します。

【 瀬高町の用途地域内の土地利用の構成比 】



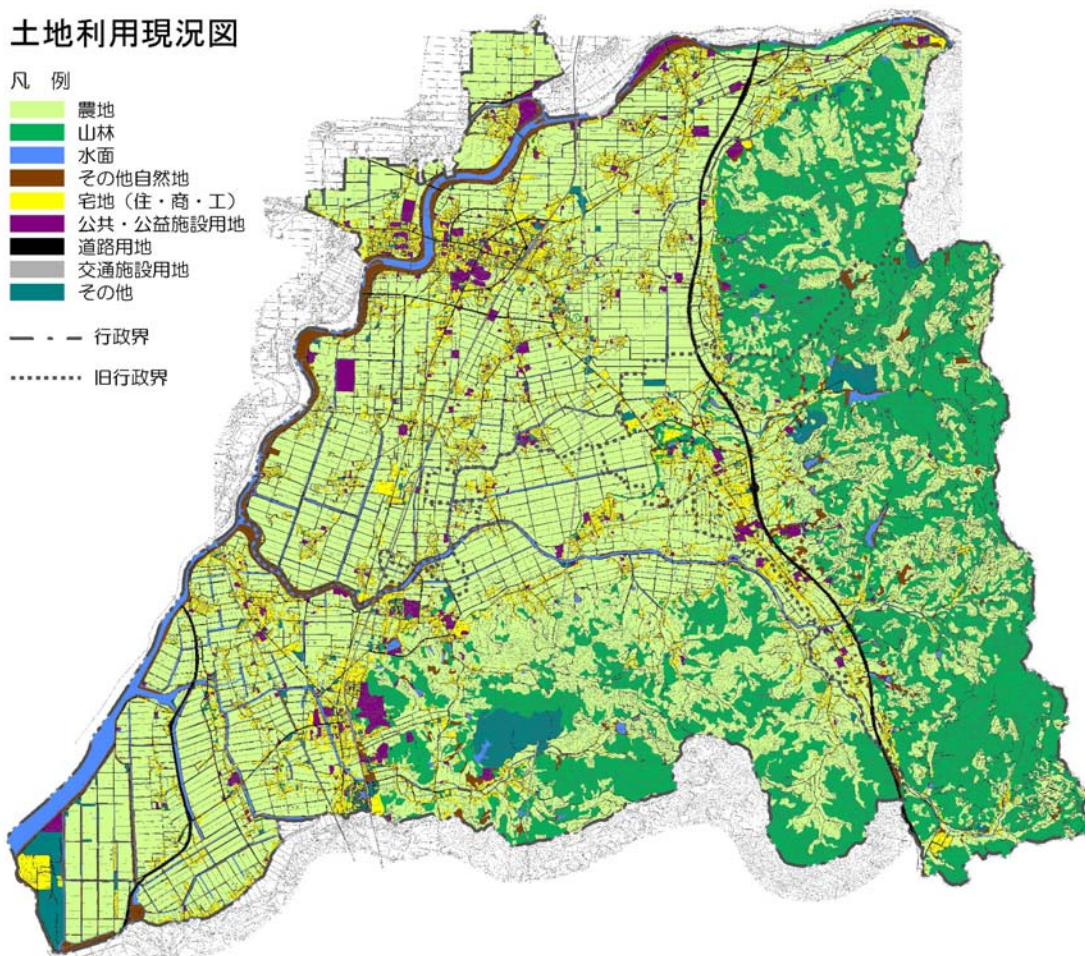
【 高田町の市街化区域内の土地利用の構成比 】



土地利用現況図

凡 例

- 農地
- 山林
- 水面
- その他自然地
- 宅地（住・商・工）
- 公共・公益施設用地
- 道路用地
- 交通施設用地
- その他
- — 行政界
- 旧行政界



1-6 都市施設

みやま市の行政面積は10,512ha あります。その中には、二つの都市計画区域（瀬高都市計画区域、大牟田都市計画区域）及び準都市計画区域（みやま準都市計画区域）が指定されています。そのうち、大牟田都市計画区域では市街化区域（用途地域）と市街化調整区域に区分されています。一方、瀬高都市計画区域では用途地域が指定されています。各都市計画区域内では、都市の基盤整備に重要である都市計画道路をはじめ各施設が計画決定されています。

以下に各区域を表すとともに、各都市施設を2つの都市計画に区分して詳細を整理します。

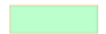
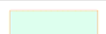
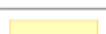
【 みやま市都市計画区域等一覧表 】

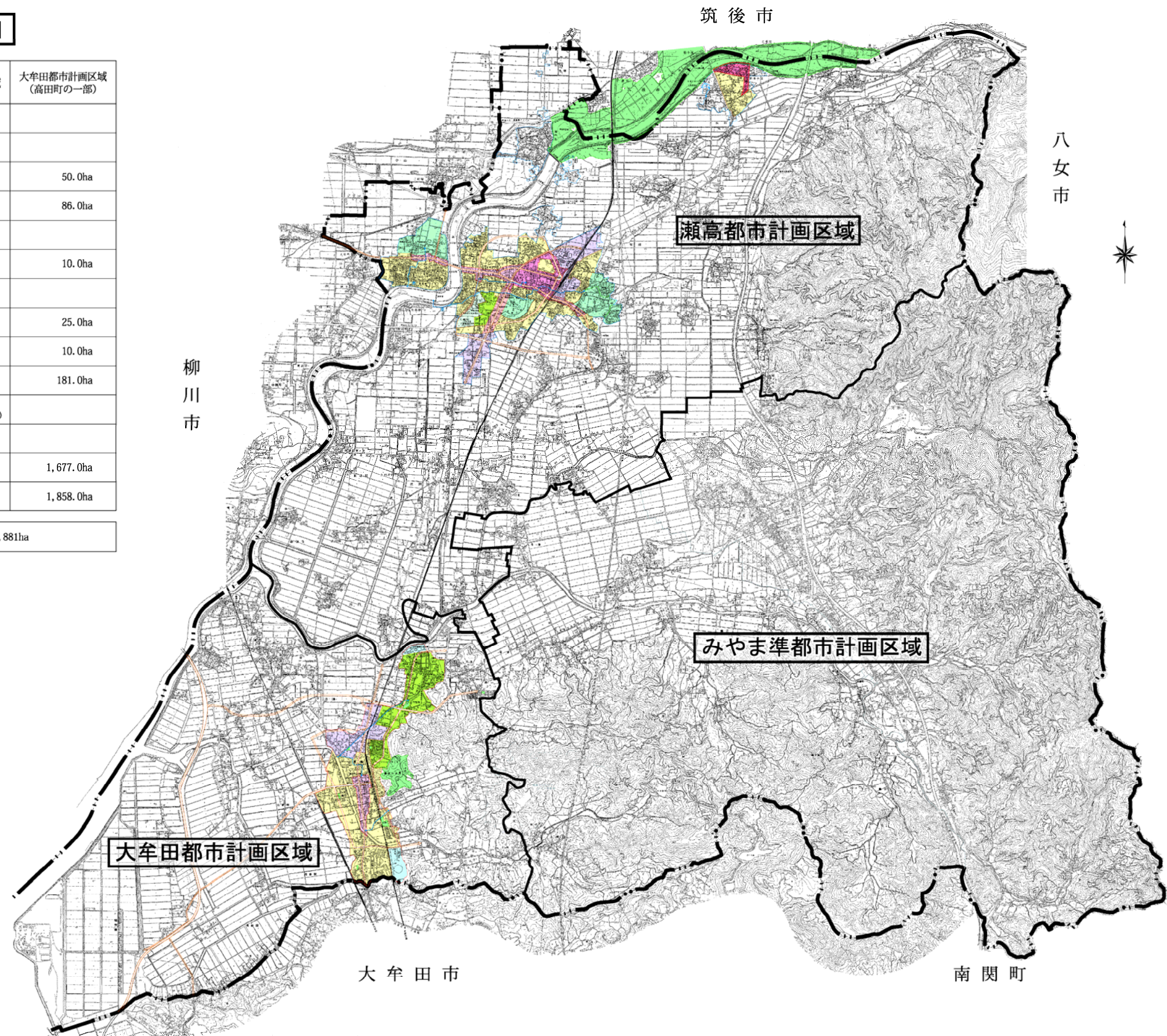
区 分	面 積	備 考
行政区域面積	10,512 ha	
○都市計画区域合計	5,631 ha	瀬高都市計画区域 3,773 ha 大牟田都市計画区域(高田町の一部) 1,858 ha
瀬高都市計画区域	3,773 ha	用途地域 261.6 ha 無指定地域 3,511.4 ha
大牟田都市計画区域 (高田町の一部)	1,858 ha	市街化区域 181.0 ha 市街化調整区域 1,677.0 ha
○みやま準都市計画区域	4,881 ha	高田町の一部 2,243 ha 山川町 2,638 ha

【 都市計画決定施設一覧表 】

瀬高都市計画区域			大牟田都市計画区域（高田町の一部）		
都市計画道路名	延長(m)	幅員(m)	都市計画道路名	延長(m)	幅員(m)
東山南瀬高線	2,450	18	大牟田大川線	4,870	21
瀬高駅八幡線	2,470	16	大牟田高田線	2,820	16
吉井八幡町線	1,700	16・25	江浦原線	3,590	16・17
瀬高駅高柳線	1,080	12・15	今福下楠田線	3,020	12・16
山川上庄線	4,200	12・15	下楠田岩津線	3,000	13・16
上庄中山線	600	12	渡瀬駅黒崎線	3,740	12・22
瀬高停車場線	780	10	大正町黒崎線	820	15
都市計画公園・広場	面 積		都市計画公園・広場	面 積	
県営筑後広域公園	77.6 ha		下楠田公園	0.42 ha	
瀬高駅前広場	0.4 ha		濃施向田公園	0.09 ha	
都市下水路・下水道	延長・面積		濃施北公園	0.11 ha	
上庄都市下水路	670 m		濃施新町公園	0.12 ha	
下庄都市下水路	3,070 m		城の山公園	0.58 ha	
単独公共下水道	36.0 ha		渡瀬公園	0.10 ha	
流域関連公共下水道	290.0 ha		原団地公園	0.11 ha	
そ の 他	面 積		高田濃施山公園	10.82 ha	
清掃センター	1.37 ha		都市下水路・下水道	延長・面積	
			中央都市下水路	1,684 m	
			唐川都市下水路	420 m	
			そ の 他	面 積	
			飯江川衛生センター	1.26 ha	

みやま市都市計画図

都市計画区域名称		瀬高都市計画区域	大牟田都市計画区域 (高田町の一部)
用途地域種別			
	第1種低層住居専用地域	51.0ha	
	第2種低層住居専用地域	7.6ha	
	第1種中高層住居専用地域	7.0ha	50.0ha
	第1種住居地域	104.0ha	86.0ha
	準住居地域	7.0ha	
	近隣商業地域	16.0ha	10.0ha
	商業地域	29.0ha	
	準工業地域	40.0ha	25.0ha
	工業地域		10.0ha
	用途地域面積 計	261.6ha	181.0ha
	特別用途地区 (観光地区)	8.0ha (上記商業地域内に設定)	
	無指定地区	3,511.4ha	
	市街化調整区域		1,677.0ha
	都市計画区域 計	3,773.0ha	1,858.0ha
みやま準都市計画区域 (高田町の一部・山川町全域)		4,881ha	



1-7 上位計画の把握と整理

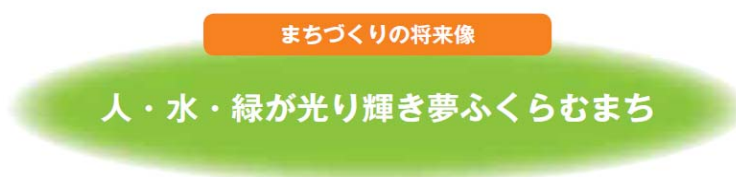
ここでの上位計画とは、みやま市のまちづくりにおいて上位に位置付けられる計画であり、「第1次みやま市総合計画」が挙げられます。以下にその概要を整理します。

(1) 第1次みやま市総合計画（2009年～2018年）

1) 将来像

①まちづくりの将来像

第1次総合計画の策定にあたっては、大きな飛躍の時期に立っていることを認識し、「人」が主役となって、みやま市の持つ「水」「緑」を中心とした豊かな地域資源を生かし、磨き上げ、協働の理念に基づき豊かなまちづくりを行っていくことが必要であると考え、以下のような将来像を定めます。



②基本理念

この将来像を実現するため、以下のような3つの基本理念を設定します。



2) 人口の見通し

平成30年（2018年）までの本市の将来人口を、平成12年と17年の国勢調査による男女各歳人口をもとにコーホート要因法によって推計します。

その結果、中間年度の平成25年（2013年）で約40,500人、目標年度の平成30年（2018年）で約38,500人と予想され、平成17年の43,372人に比べ約4,900人の減少が予想されます。

3) 土地利用方針

人と自然が互いに調和し、美しいまちを保つため、国や県の計画との整合性を図り、以下の4つの地域特性にあった合理的かつ効率的な土地利用を推進します。

①都市地域

市街地及び幹線道路沿道については、地域産業の創出や流通機能の集積を進めるとともに、住環境の向上による安全で安心な生活環境の充実を図るため、新たな都市計画区域の設定や農業振興地域の見直しを通して、農業地域や森林・自然保全地域との調和を図った、快適な生活環境を保つことができる地域の形成に努めます。

②農業地域

農業地域は、優良農地の保全や農業生産基盤の拡充とともに、良好な田園環境を維持・保全することで快適な居住空間を提供するため、農業と住宅地が調和した緑豊かで住みやすい地域として土地の有効利用に努めます。

③有明海沿岸地域

有明海沿岸地域については、自然豊かな有明海の保全再生や漁業環境の改善を推進し、水産業を基盤とする活性化が実現できる土地利用に努めます。

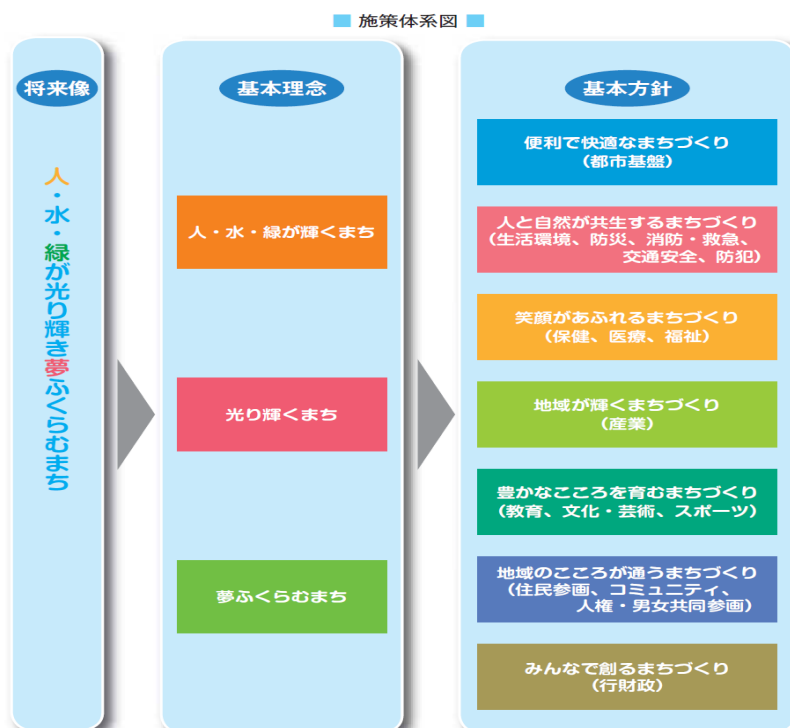
④森林・自然保全地域

本地域は、季節感あふれる自然や季節を楽しめる空間など自然を利用した癒しの場としての活用が求められており、水資源のかん養、大気の浄化などの森林が持つ公益的機能を重視し、森林の保全と活用を通して「癒しの場」として保全及び活用に努めます。

4) 基本方針

総合計画では、下図のように計画の体系を定め、将来像の実現化を目指します。

また、3つの「基本理念」を踏まえ7つの基本方針を定めています。



1-8 関係機関等の上位計画等

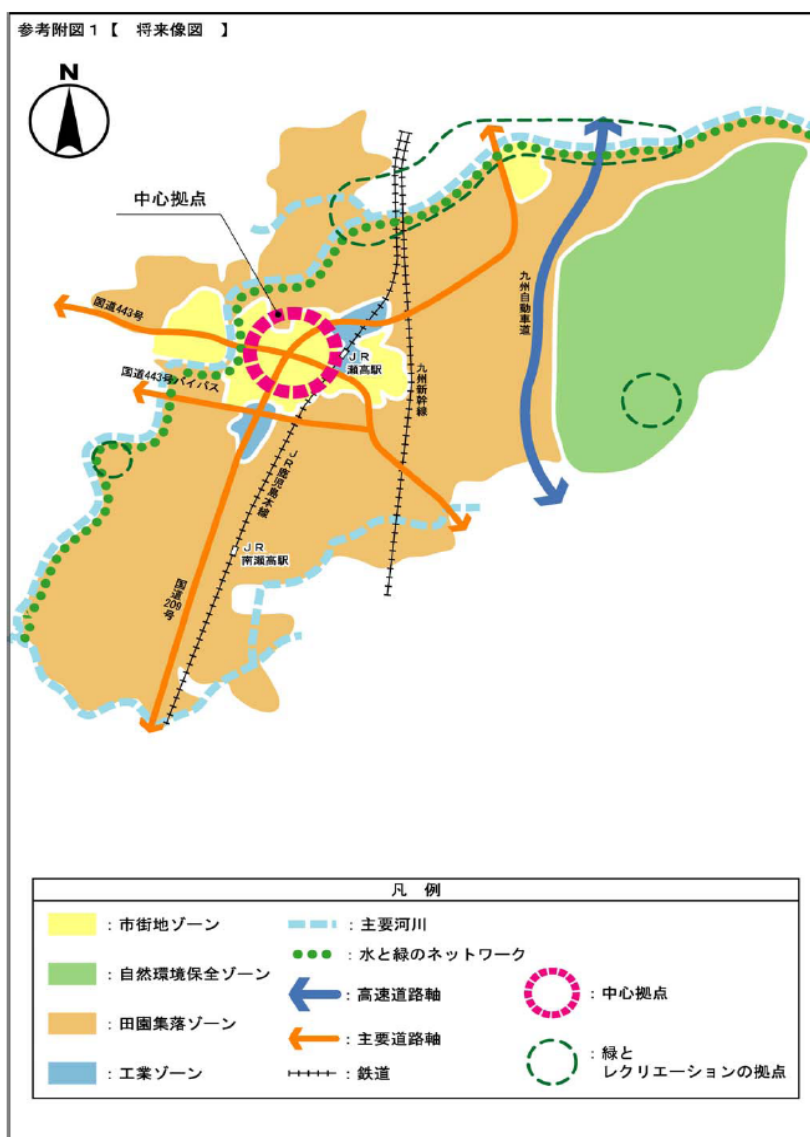
ここでの関連計画とは、みやま市のまちづくりを進めていく中で、位置付け的に同等もしくは参考にする計画であり、「瀬高都市計画区域マスタープラン」「大牟田都市計画区域マスタープラン」「矢部川流域景観計画」「瀬高町都市計画マスタープラン」「高田町都市計画マスタープラン」が挙げられます。以下にその概要を整理します。

(1) 瀬高都市計画区域マスタープラン

1) 都市計画区域の都市づくりの基本理念

豊かな自然環境を保全・創造して、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造を実現するにあたって、本区域は、大牟田都市計画区域や柳川都市計画区域と密接に連携する区域として機能し、その役割を果たすことが求められています。

このため、豊富な自然環境や先人から受け継いだ、歴史・文化・伝統を継承し、人と自然の調和と共存を実現できるような都市づくりを進めていく必要があります。今後は、「自然と伝統文化を生かした豊かな町」の実現に向け、“自然や伝統文化が実感できる生活都市づくり”を都市づくりの基本理念として定めるものとします。



(2) 大牟田都市計画区域マスタープラン

1) 都市計画区域の都市づくりの基本理念

豊かな自然環境を保全・創造して、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造を実現するにあたって、本区域は、大牟田と柳川を中心とした日常生活圏の中心的役割を担う区域等として機能し、その役割を果たすことが求められます。

このため、地域の風土や地勢の持つ特性、利点を最大限に活かしながら、一定の水準の都市的サービスを提供することによる都市活動の維持や、田園地帯や豊かな自然環境、産業集積などの地域特性を有効に活用していくとともに、より効率的な市街地を実現できるような都市づくりを進めていく必要があります。今後は、「自然・田園・都市のバランスのとれた環境共生都市」の実現に向け、次の3つを都市づくりの基本理念として定めるものとします。

- (ア) 自然と人が共存する快適環境都市づくり
- (イ) にぎわいと活力にあふれる産業都市づくり
- (ウ) 笑顔で支えあい心ふれあう住民交流都市づくり

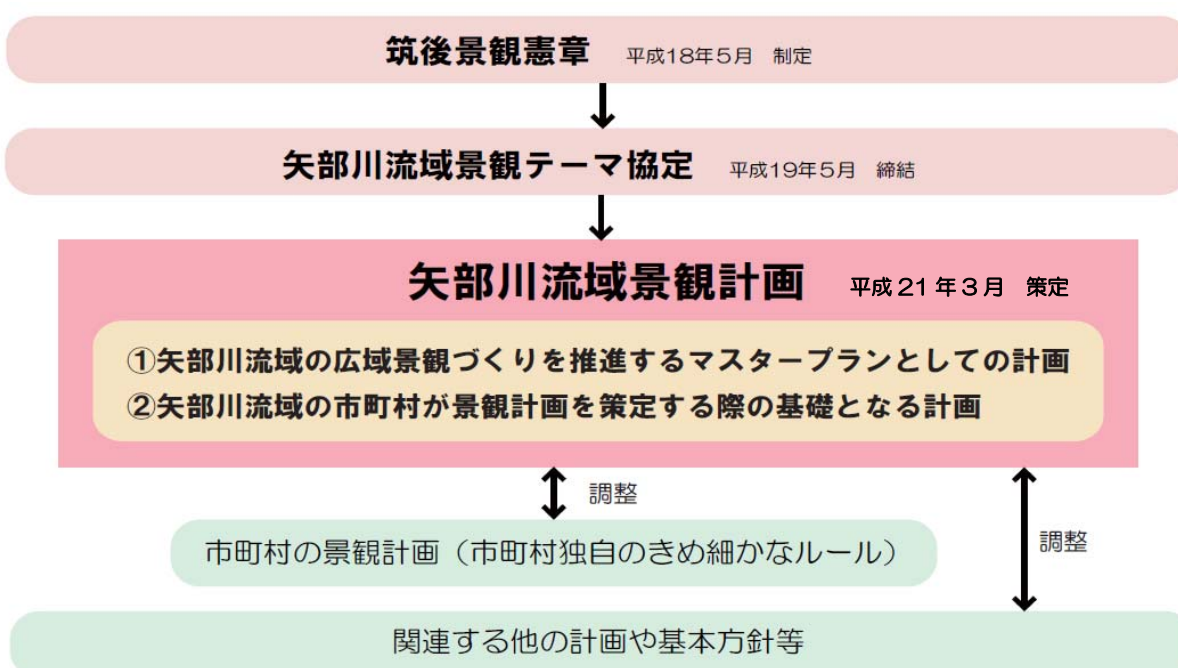


(3) 矢部川流域景観計画

1) 景観計画の目標と役割

矢部川流域は、山並み、田園、河川、道路等において広域的に連続する景観を共有しており、自然景観や歴史的景観など流域固有の景観を語る上で欠くことのできない景観資源が流域内に多数存在しています。こうした景観を保全形成するために、「矢部川流域景観計画」は、景観法に基づく事項を規定するとともに、市町村の境界を超え相互に連携しながら景観の調和と整合を図ることを目的としています。

また、この景観計画は以下に示すとおり、筑後地域における景観づくりの基本理念である「筑後景観憲章」、流域市町村、県、国の関係機関、地域団体・NPO等が協働して景観づくりに取り組む上での目標、方針等を定めた「矢部川流域景観テーマ協定」に基づいて策定しています。



(4) 瀬高町都市計画マスタープラン

1) まちづくりの方針

“快適環境都市”の実現に向けてのまちづくりの方向性を以下に設定するものとします。

目標：“快適環境都市”	
(1)	ふれあいのある都市空間の形成
(2)	やすらぎのある生活空間の形成
(3)	産業の振興
(4)	自然環境と歴史・文化の保全と活用
(5)	住民参加のまちづくり



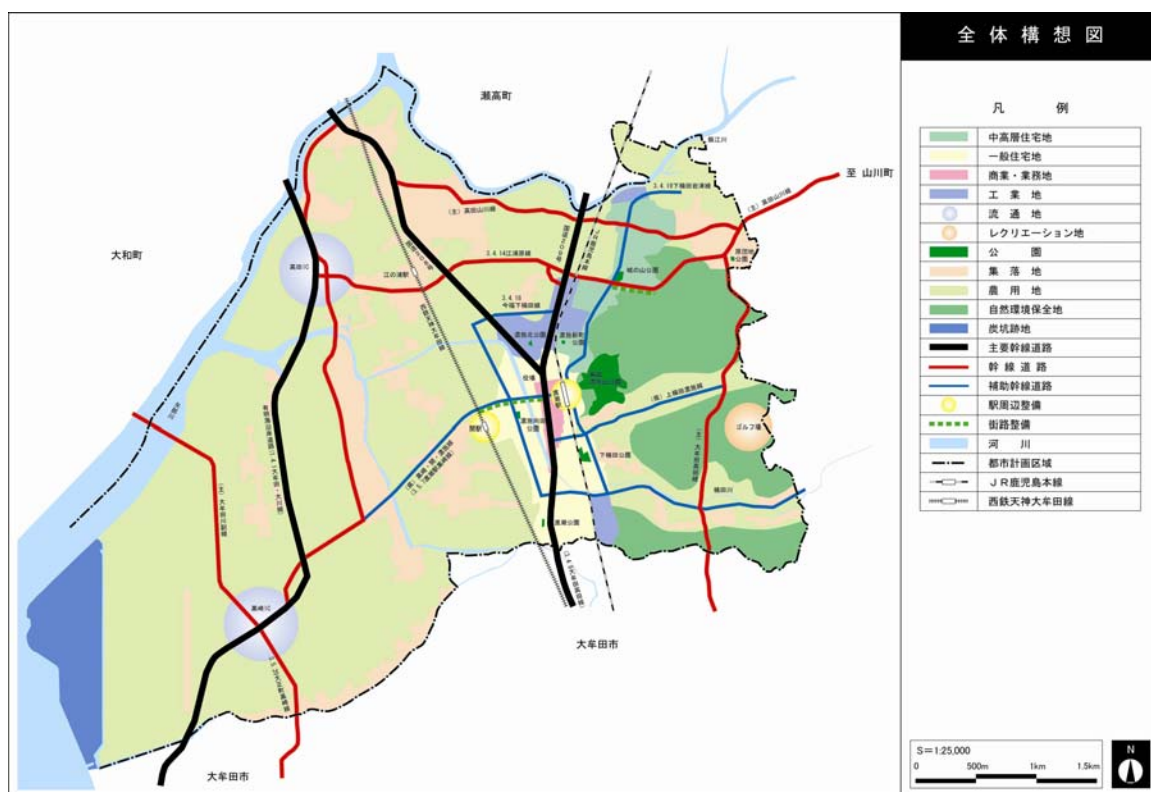
(5) 高田町都市計画マスタープラン

1) まちづくりの方針

「自立と持続的発展が可能な快適空間都市“高田”」を目指して以下の5つのまちづくりの方針を掲げるものとします。

「自立と持続的発展が可能な快適空間都市“高田”」
～快適舞台の創造を目指して～

- 計画的なまちづくりの推進
- 地域連携強化のための交通基盤整備
- 市街地及び集落地における居住環境の改善
- 農業生産基盤の確保と豊富な自然の保護・活用
- 賑わいのあるまちの顔づくり

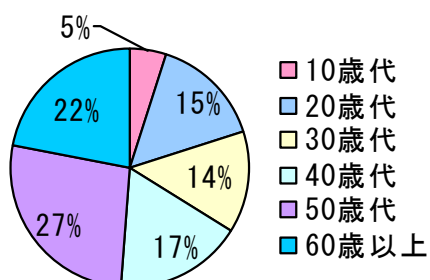


1-9 アンケート結果

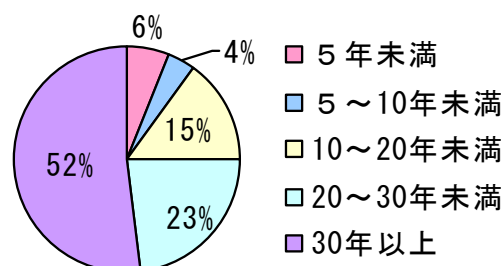
今後のまちづくりに対する市民意向の反映を目的に【みやま市まちづくりアンケート調査】を実施しました。15歳以上の市民1,500人を無作為に抽出し、1,178人（回収率78.5%）からいただいた回答を以下に整理し取りまとめを行います。

1) ご自身について

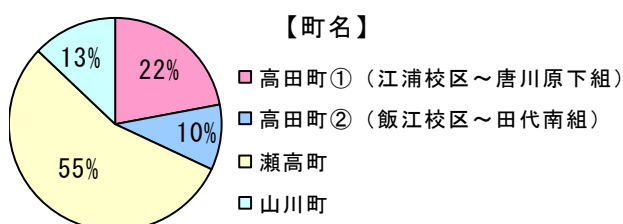
○あなたの年齢について



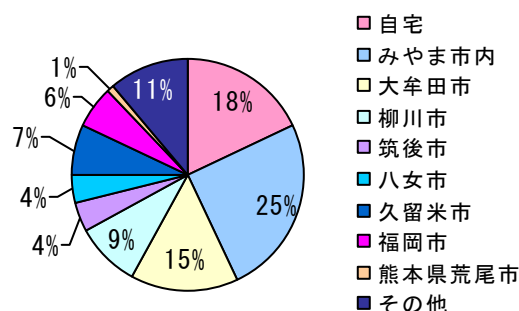
○みやま市での居住年数について



○お住まいの町名について



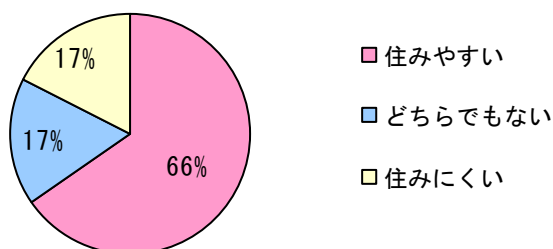
○通勤・通学先について



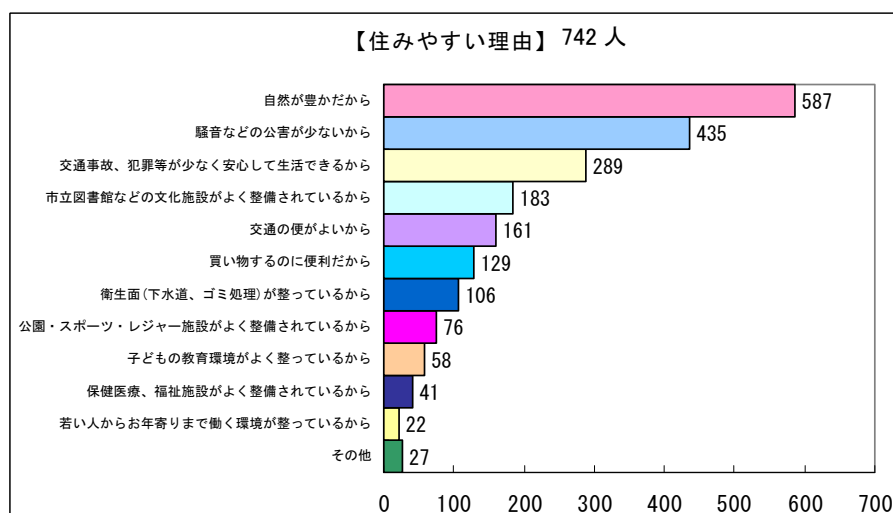
※高田町①は高田町の都市計画区域内、高田町②は高田町のみやま準都市計画区域を表している。

2) みやま市の概要について

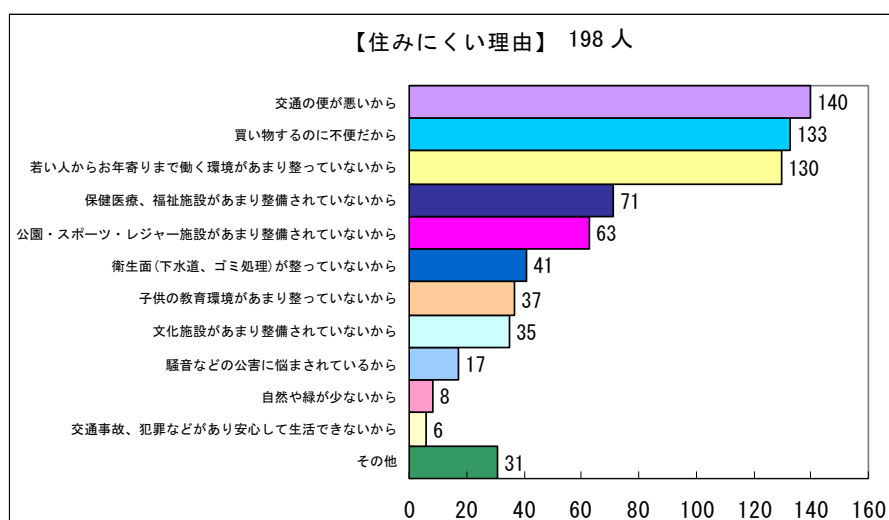
○あなたは、みやま市にお住まいになってどのように感じていますか。



・「住みやすい」理由は
 为什么呢。
 （複数回答あり）

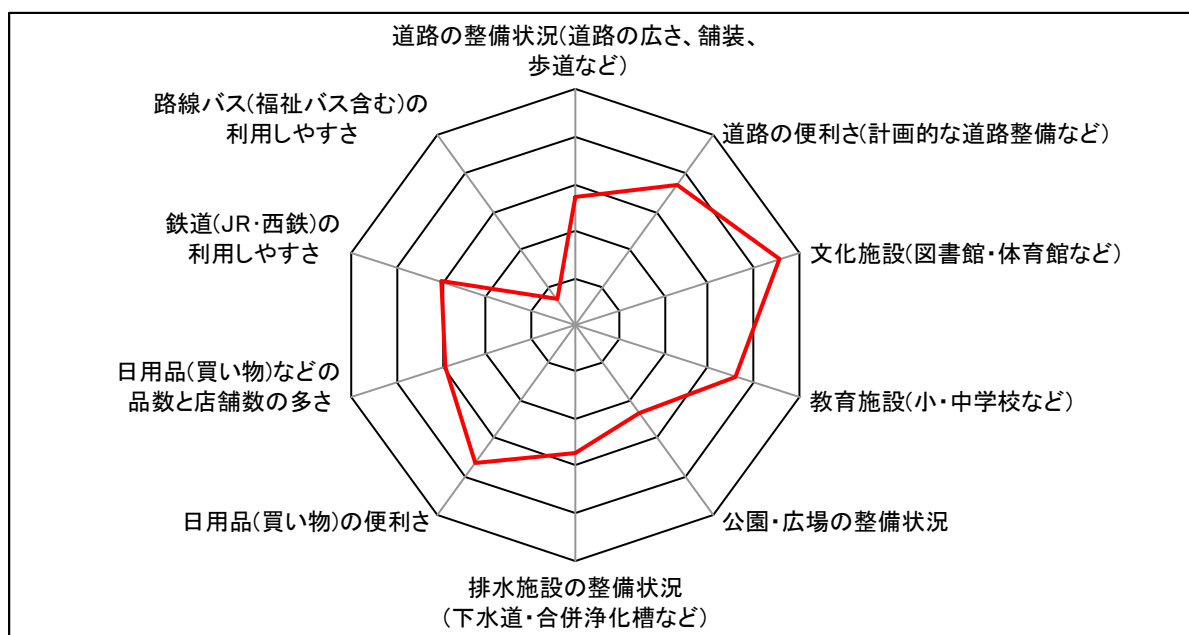


・「住みにくい」理由は
 为什么呢。
 （複数回答あり）



○公共施設の整備状況及び市内での生活状況について（満足度）

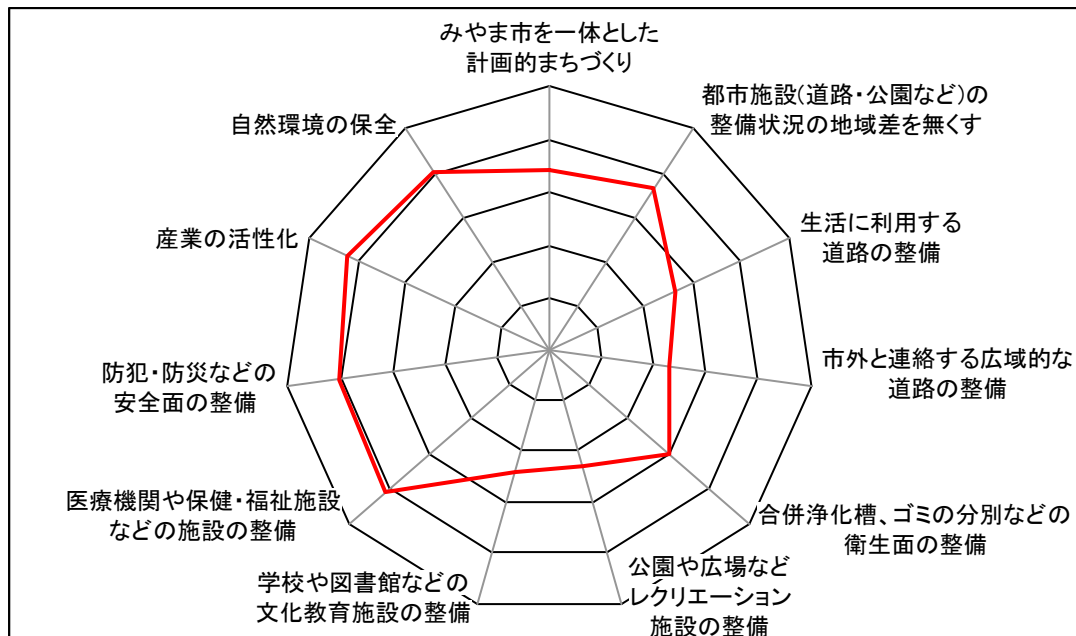
※外へ広がるほど満足度が高くなります



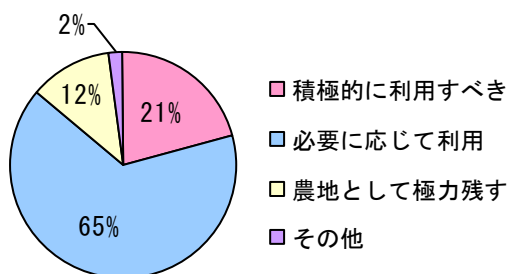
3) これからのみやま市について

○これからのみやま市のまちづくりについて、新市に望まれること

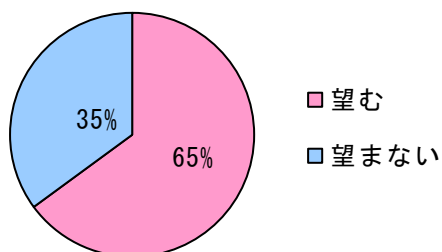
※外へ広がるほど強く望まれています



○みやま柳川IC周辺や国道443号バイパス等の道路沿線の土地利用について



○みやま市として新たな一つの都市計画区域の検討について



◆アンケート結果の取りまとめ

以下に【みやま市まちづくりアンケート調査】の結果について、項目ごとに整理し取りまとめをします。

1) ご自身について

- 回答者の内訳としては、40歳以上の方からの回答が多く、特に50歳以上が約5割を占め、瀬高町に住まわれている方及び居住年数が30年以上の方が5割を超えています。また、通勤・通学先は市内が4割を超えています。

2) みやま市の概要について

- 「住みやすい」との回答が66%と多く、理由として上位から「自然が豊かだから」「騒音などの公害が少ないから」「交通事故、犯罪が少なく安心して生活できるから」の順番になっています。
- 「住みにくい」との回答は17%であり、理由として上位から「交通の便が悪いから」「買い物するのに不便だから」「若い人からお年寄りまで働く環境があまり整っていないから」の順番になっています。
- 公共施設の整備状況及び市内での生活状況をみると、文化施設の整備状況については満足度が高く、道路や教育施設等の整備状況及び日用品などの品数や店舗数の多さ等についても概ね満足となっています。一方、路線バスの利用しやすさについては、満足度が非常に低くなっています。

3) これからのみやま市について

- 今後のまちづくりについて、「産業の活性化」「自然環境の保全」「医療機関や保健・福祉施設などの施設の整備」「防犯・防災などの安全面の整備」について、強く望まれています。また、「みやま市を一体とした計画的まちづくり」「都市施設の整備状況の地域差を無くす」について「望む」との回答が多くなっています。
- みやま柳川 IC 周辺や国道 443 号バイパス沿線等の土地利用について、「必要に応じて利用」が65%と最も多く、「積極的に利用すべき」を含めると8割を超えています。
- みやま市として新たな一つの都市計画区域の検討について、65%が「望む」と回答されています。

1-10 まちづくりの要素と現況等からの課題について

本市では、現況調査等やみやま市まちづくりアンケート調査を行い、まちづくりの要素と課題等について抽出を行ってきました。また、庁内検討委員会及び策定委員会で市内を巡るFW(フィールドワーク)を実施し、FWでの課題も抽出してきました。ここでは、その内容を整理し本市のまちづくりの課題を導き出します。

現況調査等とまちづくりアンケート調査からの要素と課題等

まちづくりの要素	まちづくりの課題等
◆ 市内を生活圏としている人が多い ◆ 住みやすいと感じている人が多い ◆ 自然が豊かだから ◆ 公害が少ないから ◆ 安心して生活ができるから ◆ 人の温かさが感じられる ◆ 地域資源が多い ◆ みやま柳川 IC が完成 ◆ 有明海沿岸道路と高田 IC、黒崎 IC ◆ 3本の国道（443号、208号、209号） ◆ JR 鹿児島本線（瀬高駅、南瀬高駅、渡瀬駅） ◆ 西鉄天神大牟田線（江の浦駅、開駅） ◆ 筑後広域公園 ◆ 矢部川 ◆ 有明海	◆ 人口減少への取り組み ◆ 産業振興への取り組み ◆ 計画的なまちづくり ◆ 基盤整備の充実 ◆ 適切な土地利用の促進 ◆ 営農環境の維持 ◆ 都市計画区域の検討 ◆ 生活上の安全の確保と維持 ◆ 生活利便性の向上 ◆ 自然環境の保全 ◆ 景観形成の検討 ◆ 観光資源等の活用 ◆ 就業の場の確保 ◆ 既存産業の活性化 ◆ 新規産業の構築 ◆ 医療施設等の充足 ◆ 市民への周知と協力



フィールドワークでの課題

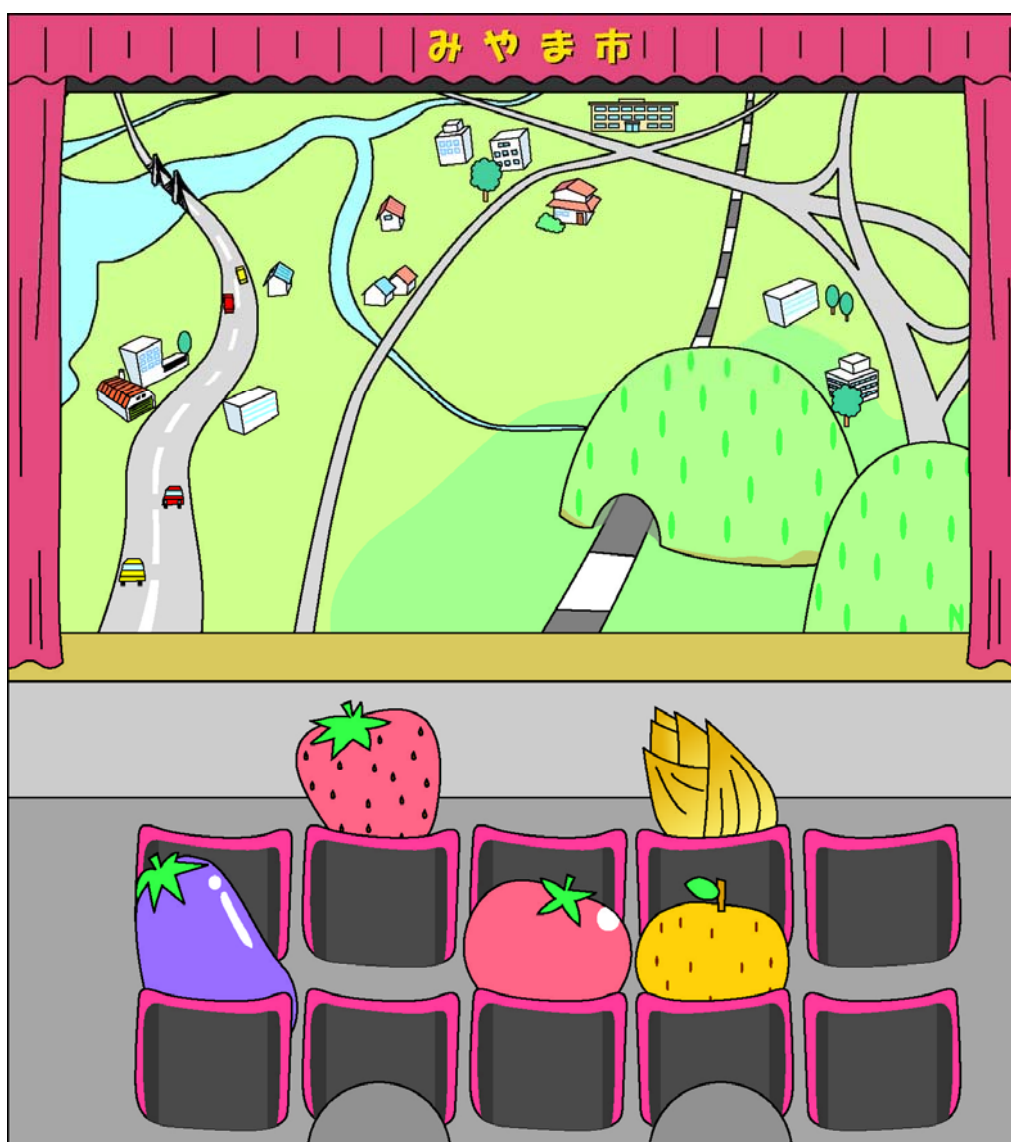
- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○IC等の周辺における土地利用と整備方針 ○土地利用における規制と誘導策 ○基盤整備のあり方 | <ul style="list-style-type: none"> ○新船小屋地区と中心市街地の位置づけ ○景観面における規制並びに方針 |
|--|---|



みやま市のまちづくりの課題

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画的なまちづくり 2. 地域に適したまちづくり 3. 将来像に沿った土地利用の推進 4. 自然・環境・景観の保全と活用 5. 安全・安心のまちづくり 6. 産業の活性化と就業の場の確保 |
|---|

第2章 全体構想



STEP 2

第2章 全体構想

2-1 都市づくりの理念と目標

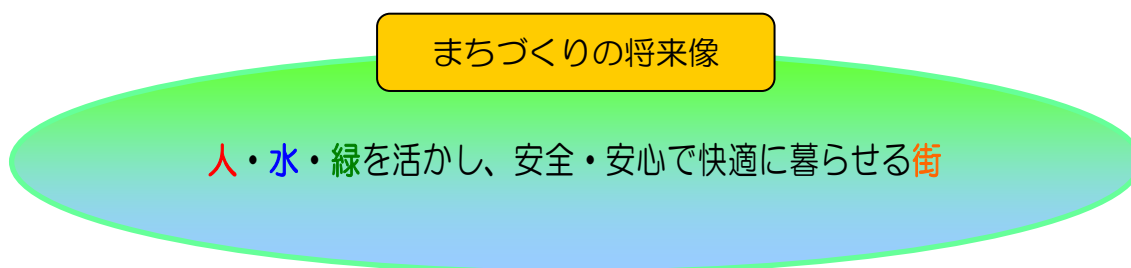
(1) まちづくりの将来像

みやま市では、近年、道路をはじめとする都市基盤整備が着々と進みつつあります。また、九州自動車道みやま柳川 IC や有明海沿岸道路の完成に伴い、広域とのアクセスが容易になってきました。今後は、この2つの広域の軸と周辺の土地利用を踏まえたまちづくりが急務です。

このような中、本市では、平成20年9月に第1次みやま市総合計画が策定され、その内容に沿って現在、まちづくりが進められています。

総合計画では、大きな飛躍の時期に立っていることを認識し「**人**」が主役となって、**みやま市の持つ「水」「緑」**を中心とした豊かな地域資源を活かし、磨き上げ、協働の理念に基づき豊かなまちづくりを行っていくことが必要であると考え、将来像を定めています。

そこで、みやま市都市計画マスタープランにおいても、総合計画との整合や市民の意向並びに現況を踏まえ、「**人・水・緑**を活かし、安全・安心で快適に暮らせる**街**」をまちづくりの将来像に設定します。



人・水・緑を活かし、安全・安心で快適に暮らせる**街**

みやま市は、瀬高町、高田町、山川町の3町が合併し誕生した都市です。

従来、これらの3町は、それぞれのまちづくりが進められてきました。

今後は、新市として3町間の人の交流やつながりをより大切にし、各々の地域特性を活かしたまちづくりと、課題克服につながる施策や手法をみやま市として打ち出していくことが重要です。

同時に、各々の地区（瀬高町、高田町、山川町）が持つ都市施設や資源並びに要素（**人・水・緑**）を活かすとともに、新たに生まれた都市機能を組み入れながら、都市としての生活（安全・安心で快適な）水準を上げていくことで、新たな付加価値が備わり街へと発展することでしょう。

これにより、「**人・水・緑**を活かし、安全・安心で快適に暮らせる**街**」の実現につながるものと確信します。

(2) 基本理念

みやま市では、まちづくりの将来像の実現のために3つの基本理念を設定し、以下にその考え方を整理します。

人・水・緑を活かしたまちづくり

【人・水・緑】は、みやま市の貴重な財産や資源であり、今後のまちづくりには必要不可欠な要素です。本市では、現在3ヶ所の市街地を中心に約42,000人が生活しており、これまでも3町間の交流やつながりを大切にしてきました。このことは本市の財産でもあります。一方、本市には1級河川の矢部川が流れており有明海へと注いでいます。また、東には清水山を始めとする山々が連なり、市街地を優しく包む緑のカーテンとして人々に安らぎと潤いを与えています。本市では、この2つの要素が相まって、南筑後地区を代表する良好な田園景観を形成しており、福岡県南部の景観形成には欠かせない資源となっています。

そこで、【人・水・緑】を活かすことで、本市の新たな資源として活用したまちづくりを目指します。

安全・安心なまちづくり

みやま市では、道路等の整備が進んだことで、交通量の増大が考えられます。

一方、市内には、歩道の無い道路や幅員の狭い道路も見受けられます。

また、近年の社会的問題でもある少子・高齢化が進んでおり、本市においても深刻さが増しています。

そこで、人にやさしい都市空間の充実とコミュニティ形成を図ることで市民が安全・安心できるまちづくりを目指します。

人々が元気で快適に暮らせるまちづくり

県内では、一部の都市を除き人口が年々減少しています。みやま市においても、例外ではなくその動向は顕著に表れています。その要因の1つには、就業の場や生活利便施設等の不足が考えられます。また、本市には3つの市街地がありますが、それぞれ土地活用が停滞している状況が続いています。

そこで、地域に適した土地利用計画を描き積極的に施策に反映していくことで、本市の活性化を図り付加価値の向上に努め、人々が元気で快適に暮らせるまちづくりを目指します。

(3) 将来人口

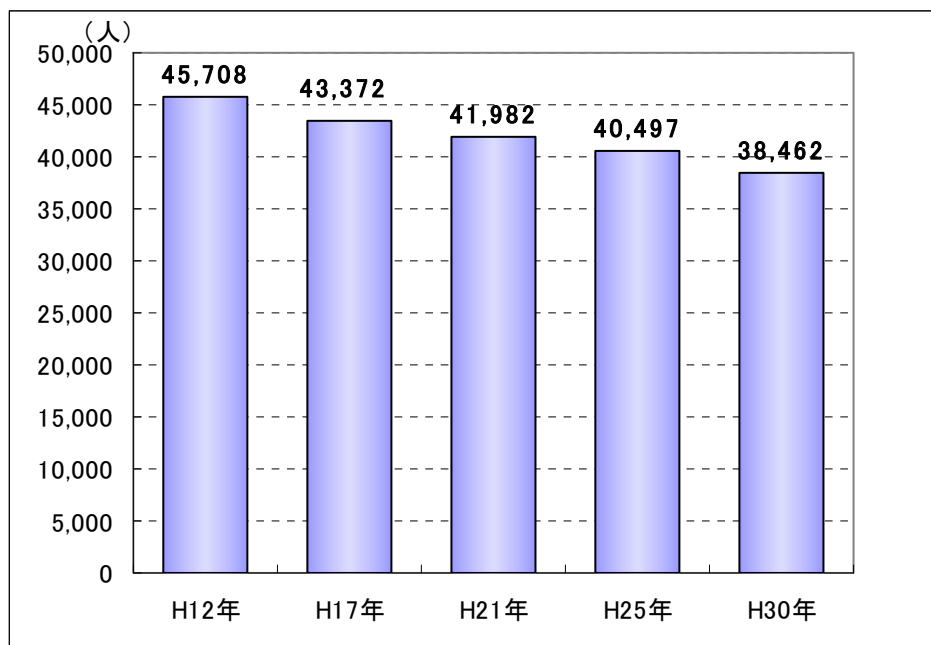
みやま市都市計画マスタープランにおいては、第1次みやま市総合計画の内容に沿ったまちづくりを進めていくものとし、将来人口についても、同計画での推計値（推計手法等）を基本とするものとします。

総合計画の目標年度である平成30年の推計人口は約38,500人であり、現在の社会情勢等を考慮した場合、都市計画マスタープランの目標年度である平成42年の推計人口は更に減少するものと予想されます。

そこで、都市計画マスタープランとしては、総合計画の数値を踏まえ【**人・水・緑を活かし、安全・安心で快適に暮らせる街**】の実現を目指すことで、転入者の増加と転出者に歯止めをかけ、平成30年の将来人口は**38,500人**を上回るように努力していくものとします。

ただし、今後の施策等の進行及び社会情勢並びに経済情勢の変化により、数値等の見直しが必要な時点で検討を行います。

【人口の見通し】



資料：第1次みやま市総合計画

2-2 将来の都市構造

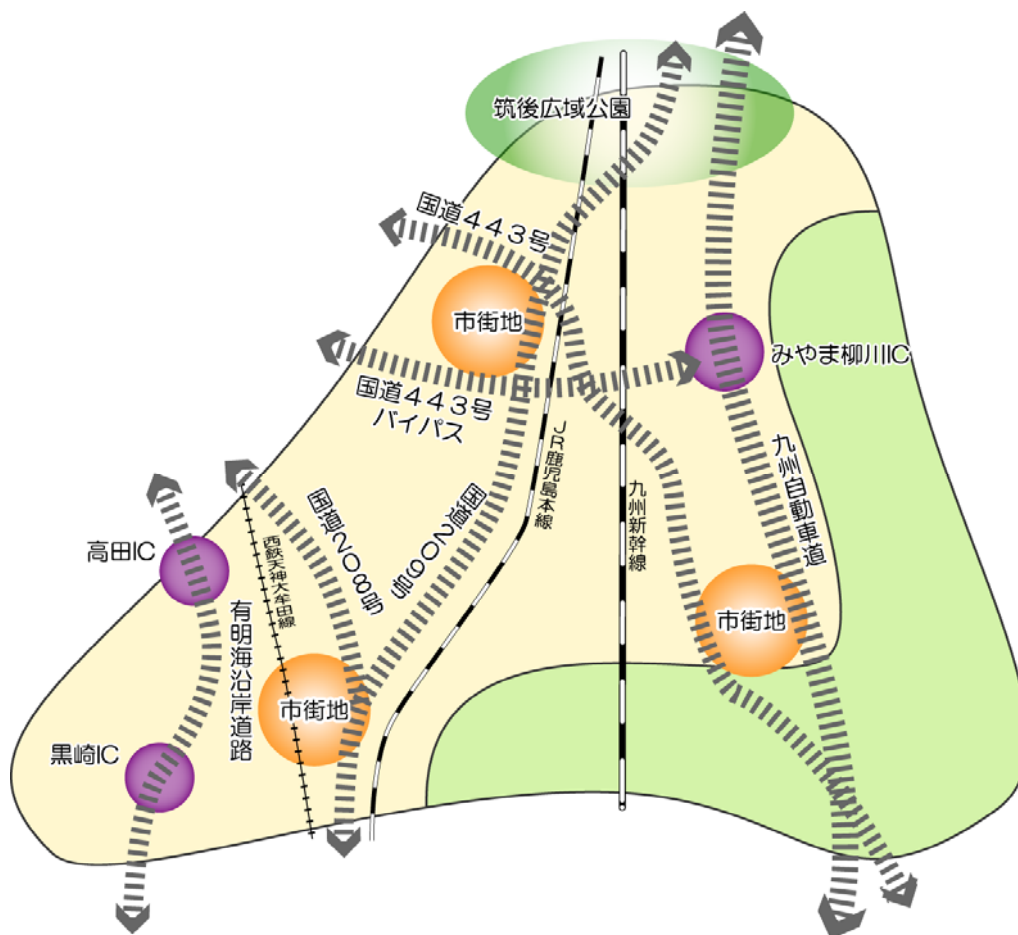
(1) 都市構造の現況

前記で述べたように、本市では第1次みやま市総合計画の内容に沿ったまちづくりを進めています。そのため、既存の都市施設をいかに活用し、都市の活力につなげていくかが重要と思われます。

このような中、みやま市には平成21年3月に九州自動車道みやま柳川ICが完成したことで、本市より直接乗り入れが可能となりました。

また、本市南西部の高田町には、有明海沿岸道路の高田IC、黒崎ICもあり、柳川・大川から大牟田までの移動時間が短縮されたとともに、地域の活性化が期待されています。一方、JR鹿児島本線及び西鉄天神大牟田線が通っており、多くの人々が利用しています。

【 都市構造の現況図 】



(2) 主要な都市構造

1) 基本的な考え

みやま市の将来都市構造を検討するにあたっては、今後も予測される人口の減少や今以上の高齢化社会の到来を念頭におき、集約型の都市構造を目指し、計画的な市街地の形成や市街地と各施設を効率良くつなぎ地域の活性化に役立てていくことが、まちづくりを進める上で重要です。

このようなことを踏まえつつ、基本理念に基づいた本市の都市構造を、ゾーン(土地利用)、拠点及び都市軸で区分します。

2) 土地利用

土地利用とは、魅力ある都市を構築していく上で、計画的な土地利用を図るために、各々の特性や現状を踏まえて地域を区分する(ゾーンにわけ)ことです。

そこで、将来の都市構造を考え本市の土地利用を大きく4つに区分(市街地ゾーン、田園居住ゾーン、山林保全ゾーン、新産業ゾーン)し、整備の基本方針等を以下に示します。

①市街地ゾーン

市街地ゾーンとは、市街地やコミュニティの形成がなされている地域です。

そこで、合併前から役場等が位置し、3町の中心的役割を担い市民のコミュニティ形成の場でもある地域(高田町の市街化区域、瀬高町の用途地域及び周辺地、山川町の中心街)を市街地ゾーンと位置づけ、地域に適した安全・安心で快適な住環境の形成と商業・業務の集積を図ります。

②田園居住ゾーン

田園居住ゾーンとは、既存集落を含む農用地域内で、良好な住環境が保たれている地域です。

そこで、従来からの既存集落と農地が良好な田園環境を形成しており、昔ながらの懐かしい風景が残っている地域を田園居住ゾーンに位置づけ、貴重な田園風景を保全するとともに集落内における生活環境等の向上に努めます。

③山林保全ゾーン

山林保全ゾーンとは、多くの常緑樹に覆われ年間を通して緑豊かで、市民に潤いや安らぎを与える地域です。

そこで、本市の観光資源でもある清水山やお牧山等、緑豊かな山々が連なる地域を山林保全ゾーンに位置づけ、本市の貴重な財産でもある丘陵部から広がる田園景観、集落景観、そして市街地景観を演出する資源として将来にわたり保全に努めます。

④新産業ゾーン

新産業ゾーンとは、広域交通網への玄関口となる九州自動車道みやま柳川ICをはじめ、有明海沿岸道路高田IC及び黒崎ICを活用することで、新たな産業の受け皿となる地域です。

そこで、みやま柳川IC周辺地及び高田町の有明坑跡地を新産業ゾーンとして位置づけます。

3) 拠点

拠点とは、都市を構築していく上で核（中心）となり、各機能が集積される地点です。

そこで、都市の構築を進めていく上で中心となる地点やシンボリック役割を担う地点を4つに区分（都市拠点、生活拠点、流通拠点、広域交流拠点）し整備の基本方針等を以下に示します。

①都市拠点

都市拠点とは、将来にわたって都市の中心となる地点であり、本市の公的機関や商業施設等のサービス業務並びに市の玄関口でもあるJR瀬高駅など、現時点でも都市機能が集積し、今後も集積を促す市役所を中心とする付近を都市拠点と位置づけ、市の中心としてふさわしい機能の集積を図ります。

【 みやま市役所 】



②生活拠点

生活拠点とは、地域の生活を支える都市機能を集積すべき地点であり、市民の日常生活の場として合併前からコミュニティ形成が営まれてきた2町（高田町、山川町）の役場を中心とする地点を生活拠点と位置づけます。

高田町の生活拠点は、市街化区域内に位置し、公的機関や日常生活に必要な商業機能等が集積しており、今後も一定の都市機能の充実を図ります。

山川町の生活拠点は、町の中心部に位置し、公的機関や商店等があり、今後も地域に適した都市機能の充実を図ります。

【 みやま市 高田支所 】



【 みやま市 山川支所 】



③流通拠点

流通拠点とは、流通の要として流通業務施設等を集積すべき地点です。

そこで、広域交通網（高速道路等）を活用し、近隣だけではなく広域へのアクセスが容易な、九州自動車道みやま柳川ICと有明海沿岸道路高田IC及び黒崎ICを流通拠点と位置づけ、周辺の環境と調和した流通機能の拡充を図ります。

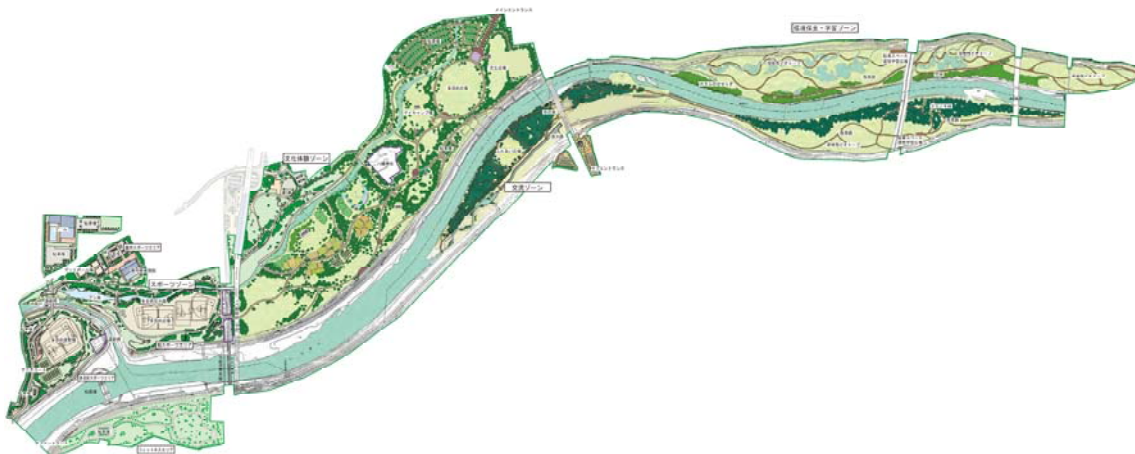
④広域交流拠点

広域交流拠点とは、広域から多くの人が集まり様々な交流が可能となる地点です。

そこで、本市の北部に位置する県営筑後広域公園を位置づけます。この公園には、矢部川が東西に流れており人々に潤いや安らぎを与えています。

また、九州新幹線筑後船小屋駅とJR鹿児島本線船小屋駅が並設したことで、筑後地域のみならず広域からの利用者が訪れ、様々な交流の演出が可能となることから、今後とも関係機関と調整を行うとともに、地域性を活かした公園としての機能の向上を図ります。

【 筑後広域公園全体計画平面図 】



4) 都市軸

都市軸とは、都市の骨格的役割を担い、将来においても本市の発展には欠かせない重要な軸です。

そこで、各軸の役割と現状を踏まえ、4つに区分（広域流通軸、広域交流軸、生活交流軸、水と緑の交流軸）し、整備の基本方針等を以下に示します。

①広域流通軸（九州自動車道・有明海沿岸道路）

広域流通軸とは、本市と九州内外並びに有明海沿岸地域などの広域圏を結び物資等の流通には欠かせない軸であり、九州自動車道と有明海沿岸道路を位置づけます。

これらの道路は、本市や近隣自治体からの特産物や加工品などを九州自動車道みやま柳川ICや有明海沿岸道路高田IC及び黒崎ICを利用し、近県や九州内外へと運ぶことで、本市の産業（流通加工業等）の活性化や発展に寄与すると考え、今後も広域交通ネットワークの活用に努めていきます。

【 みやま柳川 IC 】



【 国道 209 号 】



②広域交流軸

広域交流軸とは、本市内外の利用者が手軽に交流を図れるとともに、本市と近隣自治体並びに近県地域などをつなぐ重要なネットワーク軸であり、国道208号、209号、443号、443号バイパス並びに一般県道本吉小川線及びJR鹿児島本線や西鉄天神大牟田線を広域交流軸に位置づけます。

これらの道路は、各市街地の活性化に寄与するとともに、本市の持つ歴史的資源や文化的資源などを広域で利活用する重要な施設として、多様な交流を促進する機能の強化を図ります。

また、JR鹿児島本線や西鉄天神大牟田線については、その特性を活かし通勤・通学者をはじめ、観光客などの利用を促します。

③生活交流軸

生活交流軸とは、日常生活には欠かせない最も身近で地域内の交流を円滑にする軸であり、一般県道松田大江線、主要地方道高田山川線、その他（7路線）の道路を位置づけます。これらの道路は、日常生活での利用が多いことから、様々な人の利用を考え、安全面の強化や利便性の向上を図っていきます。

④水と緑の交流軸

水と緑の交流軸とは、自然や景観などの貴重な資源を活用し、水と緑にふれあえることで人々の交流が生まれる軸であり、矢部川と飯江川を位置づけます。これらの河川は、堤防付近の緑化や親水性などを高めた、県営筑後広域公園内のせせらぎ水路（船小屋温泉大橋）をはじめ、飯江川沿いのはぜ並木や田尻うるおい公園などの公園緑化整備が進んでおり、市民をはじめとする多くの人に水辺の憩いの場として広く利用されています。

また、矢部川は福岡県の矢部川流域景観計画においても景観重要河川に位置づけられ、景観法に基づき周辺を含めた景観の保全を目的に進められています。そのため、将来における貴重な財産として今後とも利活用を進めていきます。

【 矢部川に架かる船小屋温泉大橋 】



凡 例



2-3 土地利用構想

(1) 基本的な考え方

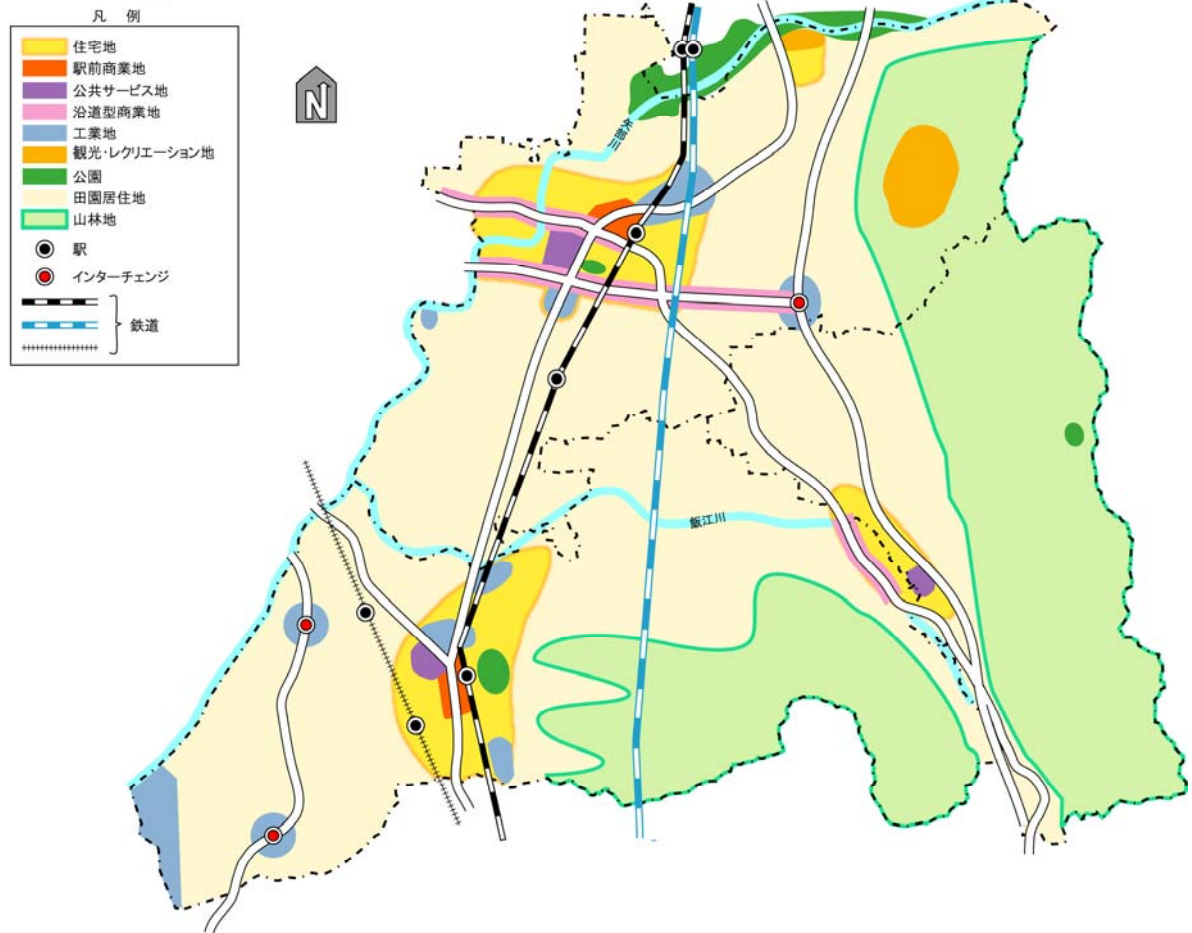
土地利用とは、地域の利用目的や用途を決めることです。

ここでは、みやま市の将来像の実現のために必要となる各ゾーンについて、より細分化した土地利用方針を示します。

区 分		土 地 利 用 の 基 本 方 針
市街地ゾーン	住宅地	住宅地は、多くの市民が日常生活を行う地域です。住宅地には、低層の建築物が多いことから今後も良好な住環境の保全を促すとともに、未利用地等の有効な活用を行い、適切な建築物の誘導と計画的な土地利用を図ります。
	駅前商業地	駅前商業地は、店舗や事務所等の集積や土地の高度利用を図る地域です。JR 瀬高・渡瀬駅前に位置する駅前商業地については、日用雑貨品等販売の店舗集積を図るとともに、駅前の利便性を活かし高度な土地利用を図り活気あるまちづくりを進めます。
	公共サービス地	公共サービス地は、市役所や文化福祉施設等の集積を図る地域です。公共サービス地については、地域コミュニティ活性の場として、様々な人の利用を考慮した施設の集積を図ります。
	沿道型商業地	沿道型商業地は、国道等の沿道を利活用する地域です。国道 443 号、443 号バイパス沿いに位置する沿道型商業地については、沿道利便性を活かした店舗や事業所及び日用必需品の販売等を目的とした小規模店舗等の立地を促すとともに形態等の規制誘導を進めます。
	工業地	工業地は、工場や倉庫等の集積並びに誘導を図る地域です。国道 208 号、209 号沿線に点在する工業地においては、市街地からのアクセスや交通利便性を活かし、小規模な流通業務や工場及び倉庫等の立地集積を促します。
	公園	公園は、人々にやすらぎや潤いを与え様々なふれあいができる場所です。本市には、県営筑後広域公園をはじめ、高田濃施山公園、瀬高中央公園夢広場等があり、休日にはもとより行楽シーズンには利用者で賑わっています。今後も安全性や利便性の向上に努めます。
	観光・レクリエーション地	観光・レクリエーション地は、資源や施設を利用し市の活性化につなげる地域です。矢部川沿いに位置する新船小屋地区は、北の玄関口として地域の人々から親しまれています。隣接する県営筑後広域公園も整備が進み、観光地として付加価値の向上が図られています。また、九州新幹線筑後船小屋駅の完成により、広域からの集客が予想されます。そこで、本地区を地域の核となる観光・レクリエーション地として、筑後市とも調整を行いながら一体的な整備を図るとともに、地区にふさわしい建築物や施設の誘導を計画的に進めます。

区 分		土 地 利 用 の 基 本 方 針
田園居住ゾーン	田園居住地 (既存集落・田・畑)	田園居住地は、周囲に豊かな田園環境を持つ既存集落の地域です。既存の集落地については、現在の良好な集落環境や生活環境を今後とも維持していくとともに安全性の向上を図ります。また、高齢化の進展や空屋が多く見られる集落については、都市計画制度等を用いて集落内の活性化を図ります。 一方、有明海沿岸地域については、自然豊かな有明海の保全再生や漁業環境の改善を推進し、水産業を基盤とする地域の活性化に努めます。また、本市の多くを占める優良な農地は、基幹産業を支える基盤であり今後も保全します。
	工業地	高田 IC・黒崎 IC の周辺については、地域の発展や新産業ゾーンの利用を考え工業地に位置付け流通業務施設等の立地誘導を促します。ただし、周辺は優良農地であることから農業振興地域の見直しや農用地転用が必要な場合は、関係機関と十分な協議を行い適切な対応を図ります。
	沿道型商業地	一般県道本吉小川線沿いの沿道型商業地については、みやま柳川 IC 付近の沿道である地理的条件を活かし沿道利便施設等の立地を促すとともに形態等の規制誘導を進めます。 また、山川町の市街地を迂回する国道 443 号バイパス沿いについては、周辺環境に配慮しつつ、一定規模の店舗や日用品等の販売が可能な生活利便施設等の立地を促すとともに形態等の規制誘導を進めます。
山林保全ゾーン	山林地	山林地は、基本的に緑地としての資源を担保する地域です。本市の代表的な 2 つの山をはじめとする山地には、多くの樹木や草花が茂り、景観的にも様々な人に親しまれています。これらの山々は丘陵部から広がる田園景観並びに集落景観及び市街地景観を演出する重要な資源として今後も保全します。
	公園	お牧山公園は、自然体験が可能なキャンプ場と本市の眺望点の一つとして、多くの人々に親しまれています。今後も安全性や利便性の向上に努めます。
	観光・レクリエーション地	本坊庭園や三重塔など歴史文化施設が多く存在する清水山と女山神籠石で有名な女山史跡森林公園には多くの観光客が訪れています。そこで、今後も貴重な資源である歴史文化施設の保全と周辺環境に適した土地利用を進めます。
新産業ゾーン	工業地	みやま柳川 IC の周辺は、今後の需要を踏まえ、関係機関との協議を進めながら適正な規模の工業地として整備を図ります。また、有明坑跡地は、広大な面積と有明海沿岸道路の 2 つの IC に近いことから本市の新たな産業の拠点と位置づけ、都市計画制度等を用い計画的な土地利用を検討します。

土地利用構想図



2-4 交通網構想

(1) 基本的な考え

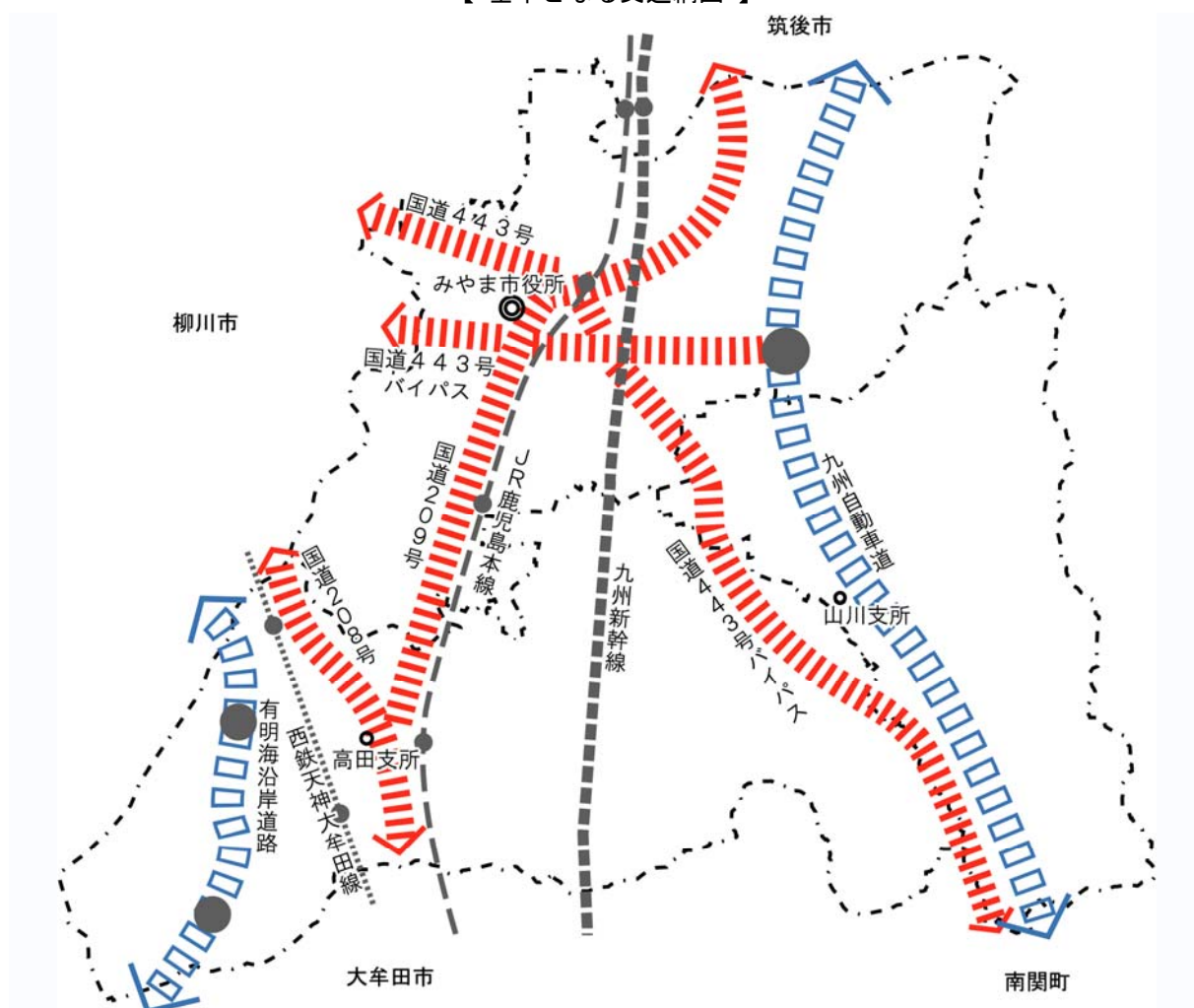
交通網の発展は、地域間交流を拡大させるとともに地域の産業や経済の活性化に大きく寄与しており、都市の発展には欠かせない要素の一つです。

みやま市には、九州を南北に結ぶ高速交通の軸である九州自動車道が市の東部を縦断しています。近年においては、地域活性化ICのみやま柳川ICが完成し、柳川市などを含む有明海沿岸部からの特産物や加工品の輸送に利用されています。

また、有明海沿岸部の自治体を結ぶ有明海沿岸道路は、国道208号の混雑緩和を目的に着々と工事が進んでいます。本市には、2つのIC(高田、黒崎)が設けられており、本市と有明海沿岸部との地域間交流の促進と、三池港や佐賀空港などとの結節機能の強化が図られることで地域の活性化が大いに期待されています。

最後に、道路以外にも公共交通機関としてJR鹿児島本線と西鉄天神大牟田線が縦断しており、多くの人々に利用されています。平成23年春に開業した九州新幹線筑後船小屋駅は、広域から南筑後地域への集客等が大いに期待されています。そこで、本市では様々な交通施設を利活用した将来像の実現を目指していきます。

【 基本となる交通網図 】



(2) 交通施設の整備方針

みやま市には、道路・鉄道等の交通施設があります。これらの施設は、これまでも市街地の形成やコミュニティ形成に役立ってきました。そこで、将来都市像の実現のために、これら既存施設の有効活用と新市として必要な道路・鉄道等の充実並びに新設を進めていきます。ただし、施設整備等については、今後の社会状況の変化や環境への配慮などを考慮し、持続可能な都市の構築に向け整備を進めていくものとします。また、様々な人の利用を考え円滑な移動を確保するため、公共交通ネットワークの強化も図ります。

1) 道路

道路は、都市の骨格であり市街地形成には欠かせない都市施設です。本市には、東部を縦断する九州自動車道や西部を通る有明海沿岸道路をはじめ、国道や県道等も通っています。

これらの道路は、人々が日常生活で利用するとともに、本市の産業の発展にも重要な都市施設の一つです。そこで、本市の道路について4つに区分（高速道路、幹線道路、補助幹線道路、域内道路）し整備の基本方針等を以下に示します。

一方、都市計画決定後、長期にわたり事業が未着手の都市計画道路については、社会情勢の変化や都市政策の転換等による必要性等を検証し、既存路線の活用も含め見直しを行います。

区分	整備の基本方針
高速道路等	高速道路等は、その機能（高速性と移動距離が長いこと）を活かし広域的な連携が可能となる道路です。本市では、みやま柳川 IC が完成し、九州自動車道への直接乗り入れが可能となりました。一方、地域高規格道路である有明海沿岸道路には2ヶ所の IC(高田、黒崎)があります。そこで、これらを今後も本市の発展に寄与する広域へのネットワーク軸として、機能の維持向上や安全面の強化を関係機関と調整を図りながら整備推進を促します。
幹線道路	幹線道路は、近隣自治体等を結ぶ都市の骨格的な役割を担う道路です。国道及び一般県道本吉小川線については、重要なネットワーク軸として多くの人に利用されています。そこで、これらの道路を幹線道路と位置づけ、今後も関係機関との調整を図りながら、利便性や安全性を含めた整備推進を促します。
補助幹線道路	補助幹線道路は、幹線道路を補助し地域間を結び生活を支える道路です。国道 443 号の山川町部及び主要地方道並びに一部の一般県道や都市計画道路は、国道を補完するとともに市内や隣接する自治体とを結ぶルートとして日常での利用が活発に行われています。そこで、これらを補助幹線道路として位置づけ、関係機関との調整を図りながら整備推進を促します。
域内道路	域内道路は、市内の各地域を結ぶ日常生活には欠かせない道路です。一部の一般県道及び都市計画道路並びに市道は、最も身近な道路として多くの市民に利用されています。そこで、これらを域内道路として位置づけ、安全面の確保や利便性の向上を図るものとします。また、需要や必要性等を考慮し、新たな路線の検討も行うとともに身近な道路として、歩行者の安全性や利便性を高めた快適な歩行者空間を創出し、道路の質的向上を図ります。

2) 鉄道

鉄道は、公共交通機関の中で最も時間に正確で身近な交通機関の一つです。本市にはJR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線と九州新幹線が市域の中央部を縦断しています。JR鹿児島本線には3つの駅があり、広域での移動手段として多くの人々が利用しています。また、西鉄天神大牟田線には2つの駅があり、福岡・久留米方面や大牟田市への移動手段として利用されています。

一方、九州新幹線については、隣接する筑後市の県営筑後広域公園内に筑後船小屋駅と大牟田市の岩本地区に新大牟田駅が設置され、九州内外から南筑後地域への利用が大いに期待されています。

【 JR 鹿児島本線 】



区分	整備の基本方針
JR 鹿児島本線	本市には3つの駅（瀬高駅、南瀬高駅、渡瀬駅）があり、通勤通学に利用されています。今後も時間に正確で環境に優しい公共交通機関として市民に利用を促します。また、駅舎などの利便性の向上や様々な人の利用を考え、施設等のバリアフリー化をJRと協働して進めます。一方、本市の玄関口としての景観的配慮や、駐車場・駐輪場の整備を進め、人・物・情報の流れをより一層活発にし、駅周辺整備にはユニバーサルデザインを取り入れ、鉄道利用の増加促進と周辺の賑わいの創出に心がけます。また、九州新幹線全線開業に伴い、在来線の運行本数の増加や快速の増便等をJR九州に働きかけます。
西鉄 天神大牟田線	本市には2つの駅（江の浦駅、開駅）があり、主に高田町からの通勤・通学に利用されています。今後も時間に正確で環境に優しい公共交通機関として市民に利用を促します。また、駅舎などの利便性の向上や様々な人の利用を考え、施設等のバリアフリー化を西鉄と協働して進めます。 一方、本市の玄関口としての景観的配慮や、駐車場・駐輪場の整備を進め、人・物・情報の流れをより一層活発にし、駅周辺整備にはユニバーサルデザインを取り入れ、利用の増加促進と周辺の賑わいの創出に心がけます。
九州 新幹線	九州新幹線は、福岡市の博多駅から鹿児島市の鹿児島中央駅を結ぶ路線として、平成23年春に完成しました。本市に隣接する筑後市の筑後船小屋駅及び大牟田市の新大牟田駅が設置され、広域から南筑後地域への観光客や県営筑後広域公園の来園者などの利用が大いに期待されています。そこで、筑後市や大牟田市をはじめ近隣自治体との調整を図りながら、周辺の整備を進め、速くて時間に正確な環境に優しい広域公共交通機関として市民に利用を促します。

交通網構想図

凡 例

道路種別	
—	高速道路等
—	幹線道路
—	補助幹線道路
—	域内道路
道路状況	
○○○	構想道路
■■■■■	計画道路
———	整備済道路
—+—+—	JR鹿児島本線
—+—+—	九州新幹線
—+—+—	西鉄天神大牟田線
●	インターチェンジ
○	駅



- ① 構想道路とは、新たに考えられた道路。
- ② 計画道路とは、整備中及び③に該当しない道路。
- ③ 整備済道路とは、整備済及び計画幅員の2/3以上が整備済の道路。

2-5 道路以外の都市施設等の整備方針

(1) 基本的な考え方

都市施設とは、人々が健康で快適に暮らしていくために、良好な居住環境を守るための施設であり、都市生活には不可欠な施設です。

(2) 整備方針

ここでは、交通網構想で示した道路以外の公園・緑地、上下水道、公営住宅、環境関連施設、火葬場について整備方針を示します。

1) 公園・緑地

公園とは、人々にやすらぎや潤いを与え、またレクリエーションを楽しむために誰もが利用できる場所です。みやま市には、7箇所の都市計画決定された公園とその他の公園が29箇所整備されており、市民の身近な憩いの場やコミュニティ形成の場として利用されています。

これらの公園について、公園の利用状況や市民のニーズを踏まえながら適切な整備を進めていくとともに、公園の維持管理等については、住民との協働のもと、適正な維持管理を行う管理体制づくりを進めます。

緑地とは、樹林地、草地、水辺地等の良好な自然的環境を形成しているものです。本市には、清水山やお牧山等の山々が連なり、緑豊かな樹林地が形成されています。これらの中には、女山神籠石や清水寺などの歴史文化施設も存在し、多くの観光客が訪れ四季折々の装いを楽しむことができます。

そこで、本市の将来像の実現のために、貴重な資源でもある緑豊かな山々を将来に渡って保全し、必要に応じて整備していきます。

さらに、市街地内については、都市景観を考慮し魅力ある緑の都市空間の形成を進めます。一方、今後の市域全体の緑化活動については、市民との協働により推進していきます。

また、北部に位置する県営筑後広域公園は、矢部川の豊かな自然環境を利活用し、“豊かさを体感できる公園”をメインテーマに順次整備が進んでおり、本マスタープランの将来都市像にも広域交流拠点として位置づけられています。

したがって、今後の公園・緑地については、筑後広域公園を地域の核として考えるとともに、市民のニーズにあった整備や配置がなされているかの検証を行い、必要に応じて緑の基本計画を策定し整備を進めていきます。

【 高田濃施山公園 】



公園・緑地の構想図



2) 上下水道

上下水道は、私たちの生活には欠かせない施設で、企業や医療福祉施設等の誘致や都市の発展には必要不可欠です。

上水道は、安全な飲み水を安定供給するための重要な施設です。

本市の上水道の供給方法は、瀬高地区は地下水による自己水源、高田・山川地区は自己水源と福岡県南広域水道企業団から受水しています。

現状では上水道の給水人口は微減傾向にあるのに対し、総配水量は増加傾向にあり、一人当たり平均配水量も年々増加しています。

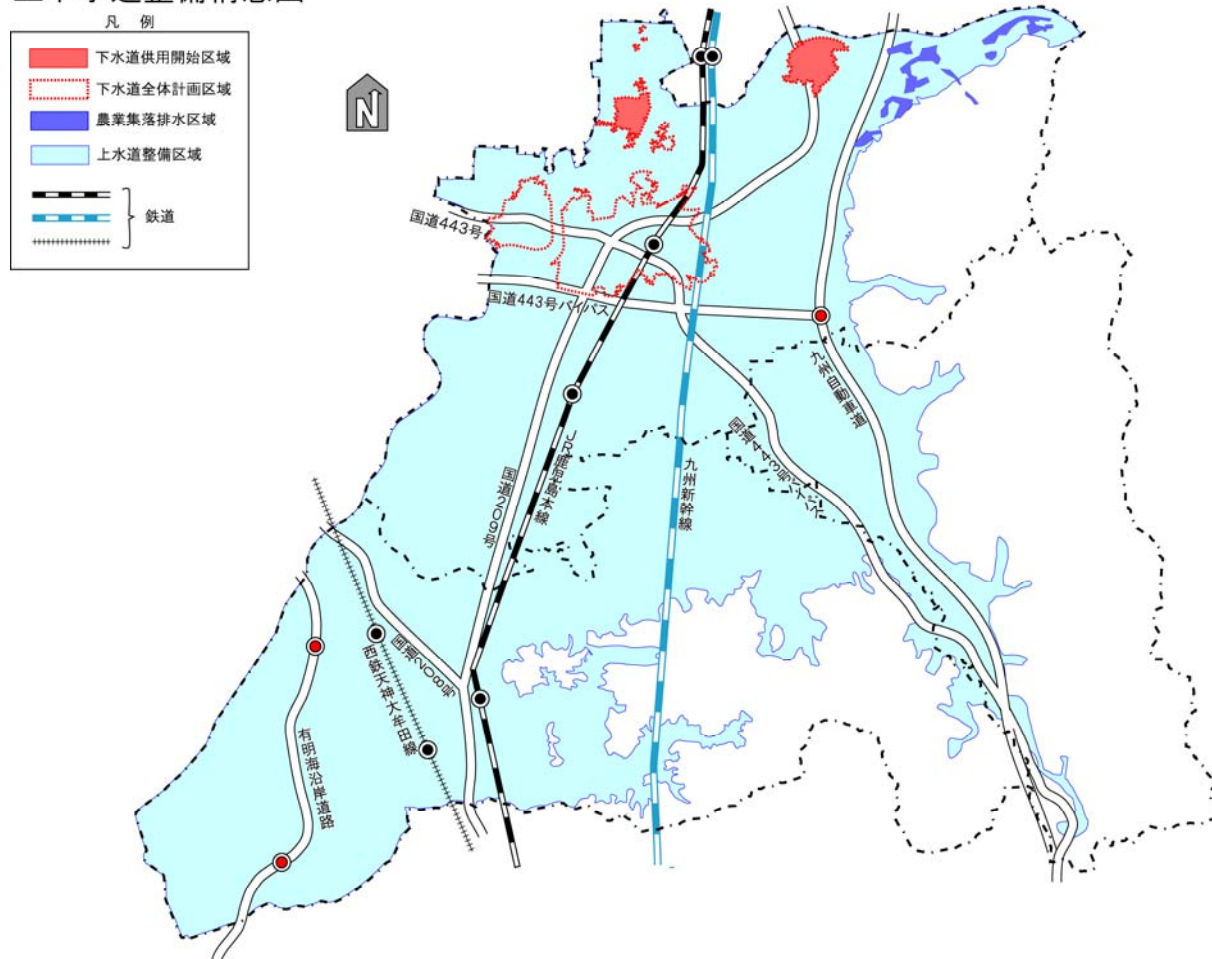
そこで、平成21年8月に策定した「水道ビジョン」に基づき、今後も上水道の有効利用に必要な管網整備や老朽施設の計画的な改良を行うとともに、水質基準に適合した安全でおいしい水の安定供給に努めます。

下水道は、生活環境を改善し河川や水路の水質を保全するための重要な施設です。

本市では、瀬高町の市街地を中心に公共下水道事業を進めています。また、公共下水道計画区域及び農業集落排水区域以外の地域では、市が浄化槽を設置する浄化槽市町村整備推進事業を用いて生活排水の浄化を図っています。

今後も地域特性に応じた汚水処理事業を計画的かつ効率的に推進するように努めます。

上下水道整備構想図

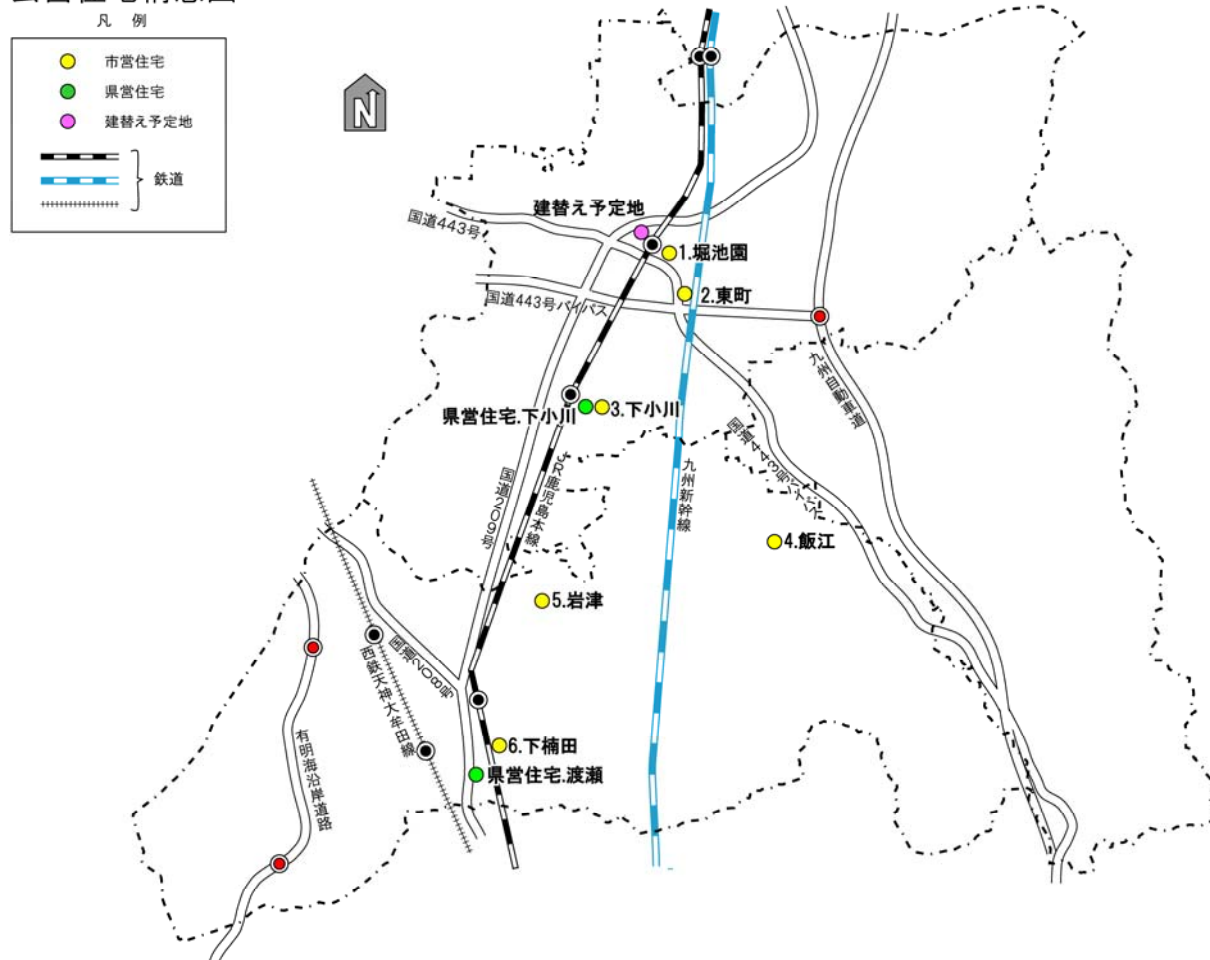


3) 公営住宅

公営住宅は、地方公共団体が建設し、低所得者向けに賃貸する住宅で、本市には、市営住宅が6団地358戸及び県営住宅が2団地124戸あります。市営住宅は、建設以来入居希望者が多い状況ですが、これらの中には、建設から35年を経過する建物もあり、老朽化等への対応が望まれています。

そこで、本市では市営住宅の老朽化等への対応として、平成21年3月に策定した「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、市民の多様なニーズに対応した良質で快適な居住環境の形成に取り組んでいます。平成22年度より堀池園団地と東町団地を統合し、新たな場所に用地取得を行い、建て替えを進めています。今後も上記総合活用計画に基づく建て替えや維持管理等を進めていきます。

公営住宅構想図



4) 環境関連施設（みやま市清掃センター、みやま市飯江川衛生センター）

環境関連施設とは、住民が快適な生活を送るために必要不可欠な施設です。本市には、2つの施設があり市民の快適な生活を支えています。

これらの施設は、市民の生活環境の維持向上を目指して整備を進めており、今後も既存の施設の維持に努めるとともに、地域の実情に応じた整備を進めていきます。

一方、近年では、地球温暖化、酸性雨、海洋汚染など地球規模での環境問題とともに、水質汚濁やごみの不法投棄といった身近な環境問題が発生しており、環境に対しての市民の関心がより高まっています。

本市では、地球環境の保全とやさしいまちづくり、地球づくりに取り組むため、平成21年3月に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の機関が率先して温暖化防止対策を進めており、今後は「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民と協働した取り組みを目指していきます。

また、平成22年3月に「環境基本計画」を策定し、自然環境の保全及び資源の有効活用などを定めるとともに、ごみの減量化・再資源化の取り組みを推進し、循環型社会の形成を図ります。

環境関連施設位置図



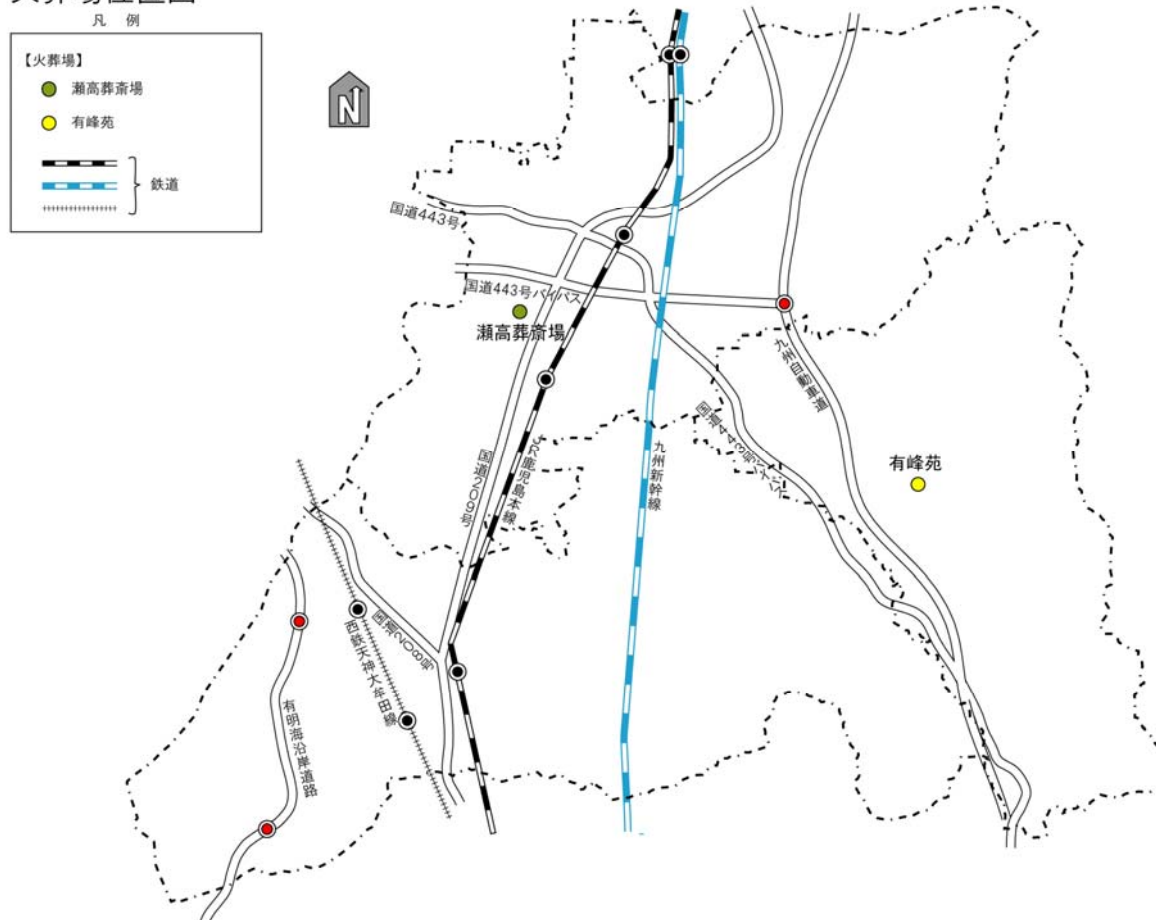
5) 火葬場

火葬場は、公衆衛生その他公共の福祉の観点から必要不可欠な施設です。

本市には、瀬高葬斎場（市営）及び有峰苑（柳川市との一部事務組合）の2つの火葬場が存在しており、両施設とも建築から30年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況です。

このことから、市民の生活環境の維持向上を図るため、当面は既存施設の維持管理を適切に行います。また、近い将来において広域での施設運営も視野に入れ、必要に応じて施設の整備を図ります。

火葬場位置図



2-6 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

景観とは、まちなみや自然等の風景及びそれから生み出される空間を感覚的に捉えるものです。「景」とは、山や川の景色、並びに建物などの私たちが眺める対象をあらわし、さらには、人々の文化的活動（お祭り等）も含みます。一方、「観」とは、「景」を見て感じる印象や価値観などの見方や考え方を示します。

また、美しい景観は、豊かな文化を育み、そこで生活をする人々の疲れをほぐし、心を癒し、和みを与えてくれます。さらに、観光などで訪れる人に心地良さを与え、心をも豊かにします。

(2) 景観の形成方針

福岡県では、矢部川流域の良好な景観を協働して守り育てるため、平成21年3月に、景観法を活用した「矢部川流域景観計画」を策定しました。この計画では、同じ景観特性を持つ領域ごとに景域を区分した一般基準及び市域の中で特に重要な景観資源を特定基準と位置付け、景観形成基準に適合するように景観誘導を行い、広域的な景観形成を効果的に進めることを目指しています。

そこで、みやま市においても上記の考えに従い、同景観計画の景観形成基準である、一般基準の1つの軸と6つの景域及び特定基準の5つの重要景観の中で示されている考え方に基づいた景観形成を図っていきます。

また、6つの景域には矢部川以外に飯江川や大根川等があり、地域に応じた景観形成を考慮して進めていくとともに、市域にあるすばらしい景観を貴重な財産と位置付け将来にわたり守り育て、各地区で行われる四季折々の祭りや伝統行事等が創り出す文化的な景観も大切にしていきます。

さらに、市民と協働し、良好な景観形成を図ることで、市民が誇れる美しい都市づくりを目指していきます。

【 矢部川 】



【 楠の木 】



【 一本桜 】

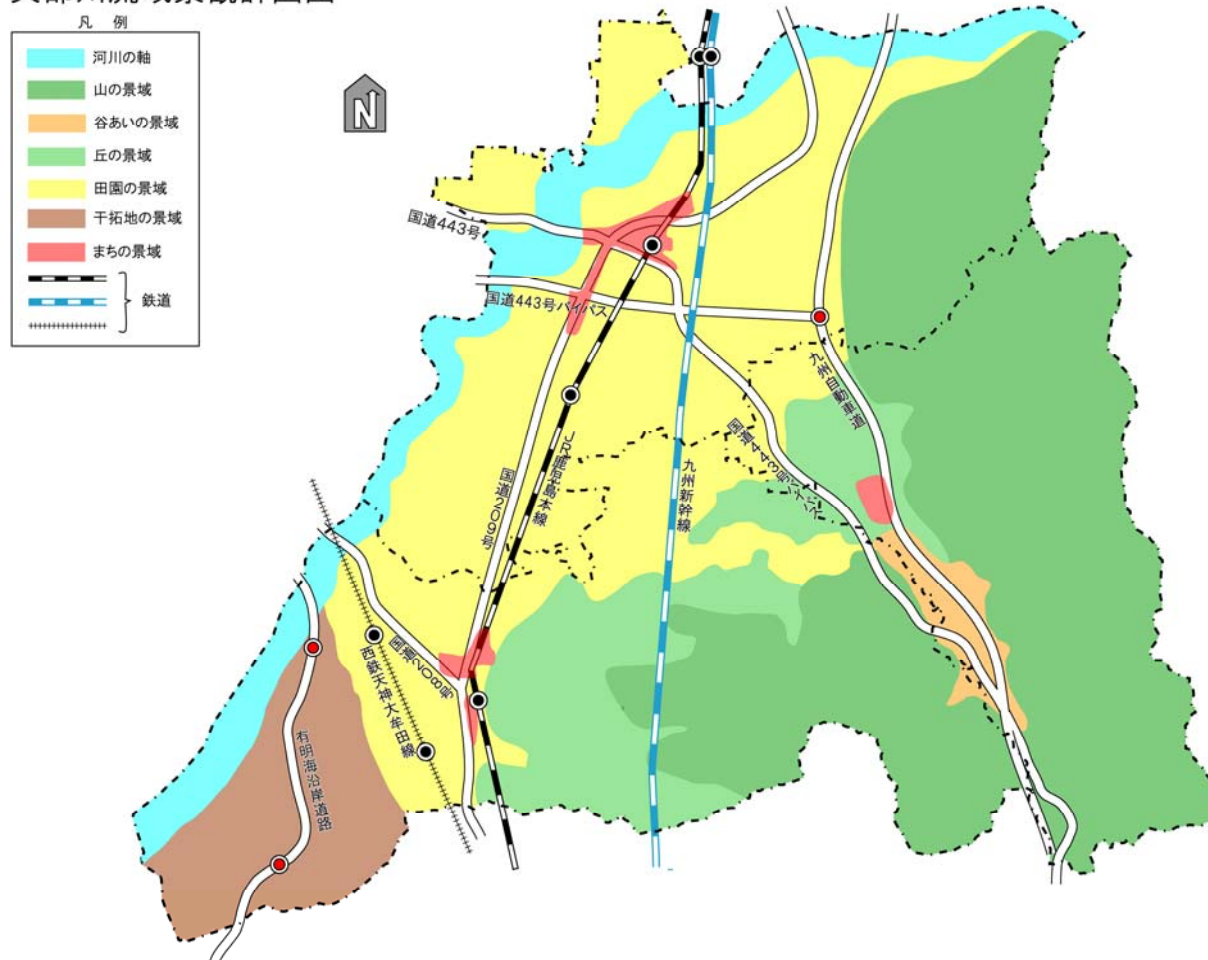


◆景域ごとの一般基準

区 分	景 観 形 成 の 考 え 方
河川の軸	矢部川の清流に親しむ空間とそこから見ることのできる眺望景観や河川沿いの変化に富んだ魅力的な景観を保全・創造する。
山の景域	山々に広がる自然景観や多くの人々が故郷の思いを抱く原風景を今も残す農山村集落の景観を保全し、将来にわたり美しい景観を継承する。
谷あいの景域	歴史的な遺産や地域の伝統文化を継承し、身近に臨む自然景観と共に息づく農山村集落・まちなみ景観を保全・創造する。
丘の景域	丘陵部に広がる自然と調和した田園景観、集落景観、市街地景観を将来にわたり保全する。
田園の景域	山並みへの眺望や広がりのある田園景観、落ち着いたまちなみ景観を保全・創造し、伝統産業や地域文化と関わり深い景観を継承する。
干拓地の景域	広がりのある田園景観を保全するとともに、歴史的な干拓の遺構や海岸線を臨む有明海の眺望、流域の営みを育む漁村景観を保全・創造する。
まちの景域	中心市街地としての賑わい景観や落ち着いたまちなみ景観を創出する。

資料：矢部川流域景観計画

矢部川流域景観計画図



資料：矢部川流域景観計画届出の手引き

◆重要景観の特定基準

構 成	特 定 基 準 の 項 目
絵になる景観	(1) 絵になる眺望景観 (2) 絵になる営みの景観
水の循環と密接に関わる景観	(1) 水網の景観 (2) ホタルの景観
まちなみと歴史的景観	(1) 歴史的建物 (3) 樹木 (2) 歴史的構造物
四季の変化を楽しむ景観	(1) 祭り・イベント (2) 四季の変化
連続した景観	(1) 流域内外をつなぐ主な道路景観 (2) 矢部川沿いに連続する景観

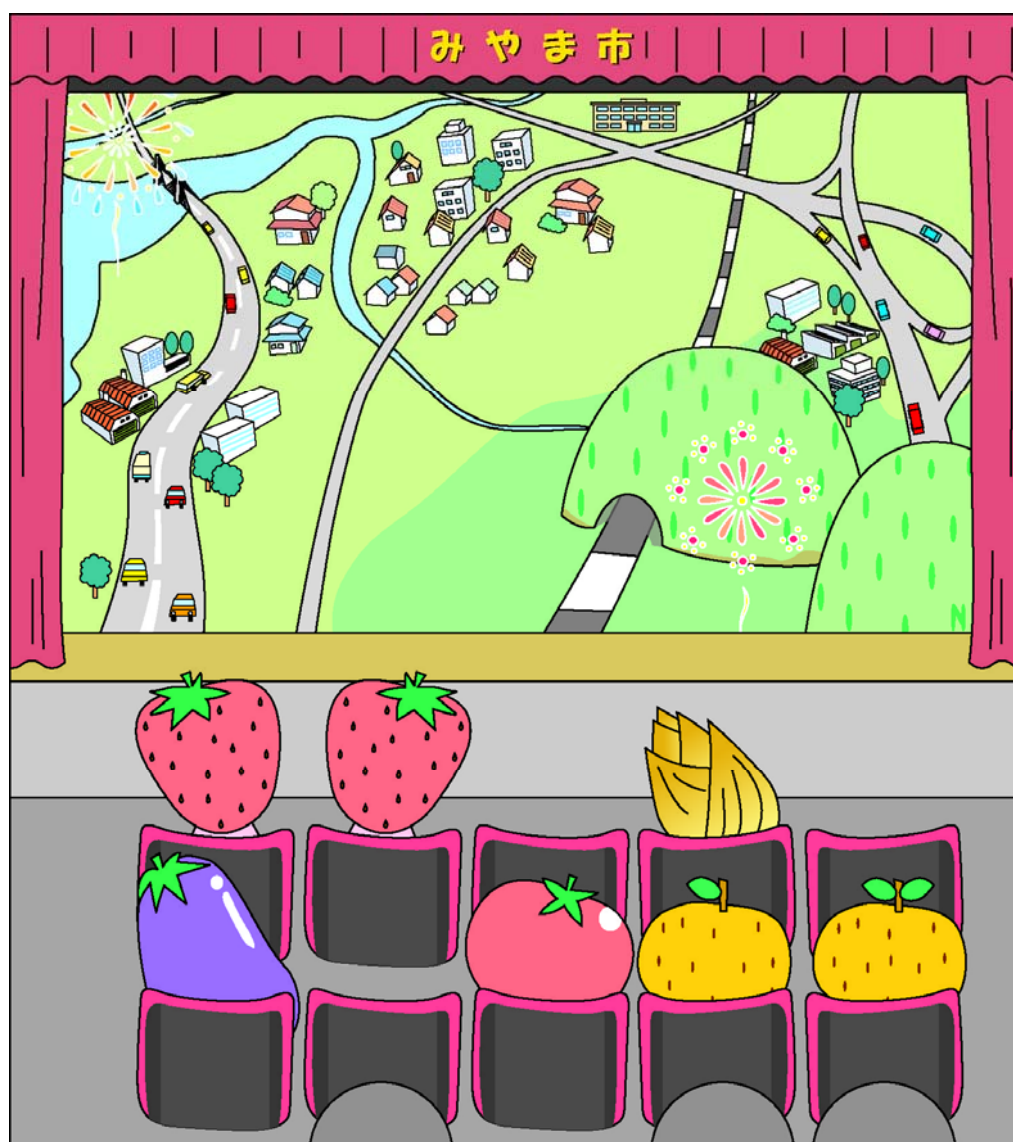
資料：矢部川流域景観計画

矢部川流域重要景観位置図



資料：矢部川流域景観計画届出の手引き

第3章 地域別構想



STEP 3

第3章 地域別構想

3-1 地域区分

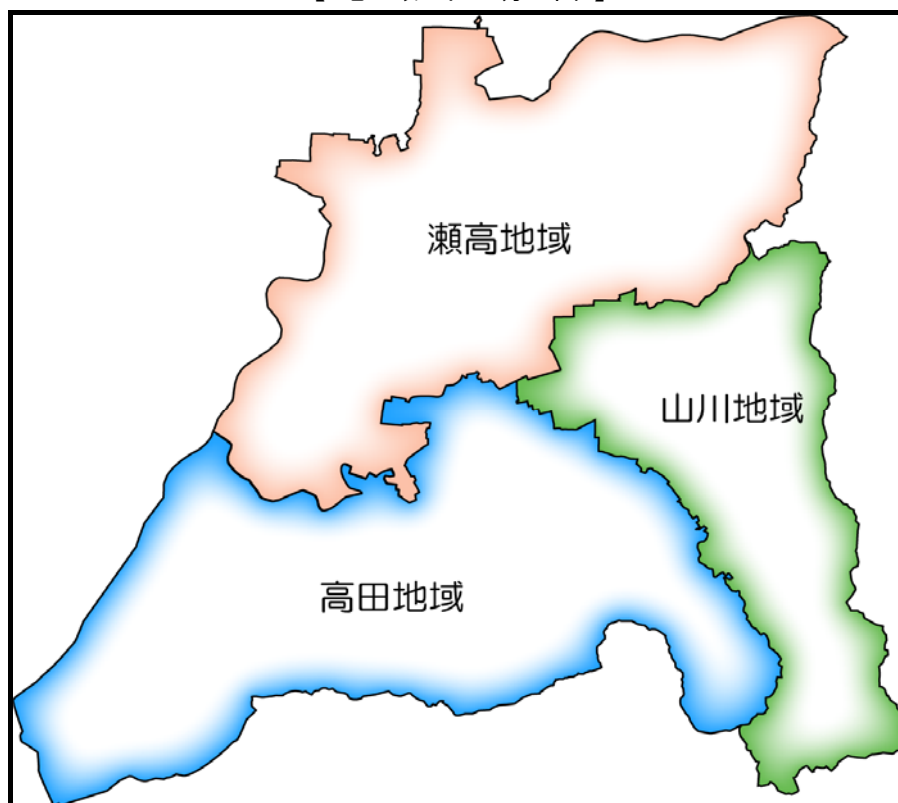
(1) 基本的な考え

地域別構想では、みやま市全域を対象に策定した、将来都市像や全体構想（都市構造、土地利用構想、交通網構想等）を踏まえ、地域の実情に応じた地域づくりの目標や整備方針を示します。

(2) 地域区分の設定

本市は、瀬高町、高田町、山川町の合併により誕生した都市であり、これまで地域の実情に応じた3町毎のまちづくりが進められてきました。そこで、地域の特性や課題等を考慮し、地域区分を以下の3地域に設定します。

【 地 域 区 分 図 】



(3) 地域毎の人口動向

ここでは、現況の把握として各地域の人口動向を示します。

【 地域別人口動向 】

地 域 名	H2 年 (人)	H7 年 (人)	H12 年 (人)	H17 年 (人)	H22 年 (人)
瀬 高 地 域	26,633	25,768	24,916	23,762	22,769
高 田 地 域	17,053	16,038	15,081	14,219	13,800
山 川 地 域	6,318	6,122	5,711	5,391	5,218
合 計	50,004	47,928	45,708	43,372	41,787

資料：国勢調査、平成22年は住民基本台帳

3-2 瀬高地域の地域別構想

(1) 瀬高地域の概要

瀬高地域は、みやま市の北部に位置し、中心市街地は市役所を中心に公的機関や商業施設、JR瀬高駅等の都市施設が集積しており、本市の都市拠点に位置付けています。

本地域の東部には、みやま柳川ICやアクセス道路(一般県道本吉小川線)が完成し、都市の骨格となる都市施設整備が推進されています。

北部にある県営筑後広域公園は、平成17年度にスポーツゾーンの供用を開始し、平成36年度完成を目指し整備が進んでおり、完成すれば県内で最も大きな公園となります。

また、同公園内(筑後市)には、九州新幹線筑後船小屋駅が完成したことで、広域からの集客が予想され本市への観光客の増大が図れるものと期待されています。

この様に瀬高地域には、IC、アクセス道路、国道443号バイパスや筑後広域公園等の地域資源があり、その多くは今後のまちづくりには欠かせない要素です。

以下に、瀬高地域における地域別構想を考えていくうえで重要である、地域資源等や地域の課題等を整理します。

【みやま柳川インターチェンジ】



(2) 瀬高地域の資源等(要素)

地域資源は、まちづくりには重要な要素であり、いかに活かしていくかが今後の課題です。以下に瀬高地域の地域資源等を整理します。

地域の資源等(要素)	
瀬高地域	・ みやま市の中心的役割を担う地域(市役所、行政機関、郵便局、銀行等) ・ 九州自動車道みやま柳川 IC がある ・ 幹線道路が通る(国道 209 号、443 号、443 号バイパス) ・ 県営筑後広域公園がある ・ 一級河川矢部川が流れている ・ 観光資源がある(清水山、三重塔、本坊庭園、女山神籠石、中ノ島の大楠林、長田鉱泉、幸若舞等) ・ 田園風景や山々の緑地等、美しい景観が多く残っている ・ おもてなし、気遣い、思いやりの心で結ばれた地域の絆が残っている(交通の要所、商人のまち) ・ 大学がある(保健医療経営大学) ・ ナスやセロリの産地として有名 ・ 天然樟脳の産地として有名

【ナス】



【セロリ】



(3) 瀬高地域の課題

地域の課題は地域によって異なります。ここでは、第1章の現況や第2章の全体構想を踏まえ、瀬高の地域づくりの課題について4つの項目（産業、土地利用、施設整備、生活・環境）で区分し整理します。

1) 現況

① 年齢別人口の推移

人口が年々減少していく中、65歳以上の人口は2,515人(S60-H17)増加しており、3地域の中でも増加率(65%)が最も高くなっています。

② 産業分類別人口の推移

人口と同様に減少傾向にあり、第1次から第3次産業の就業者数(S60-H17)が減少しています。

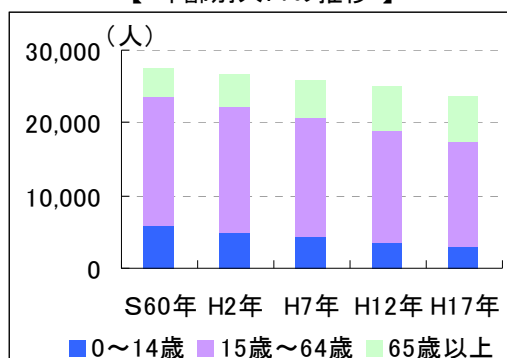
③ 工業出荷額の推移

平成7年に微増しましたが平成12年以降は減少しており、平成7年と平成17年の比較では約40億円の減少となっています。

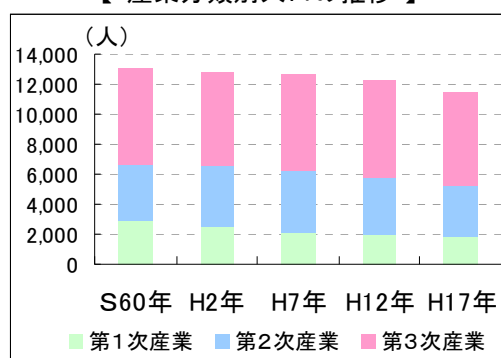
④ 商業の販売額及び事業所数の推移

平成11年から16年における販売額の大きな変動は、卸売業の増減が要因となっています。

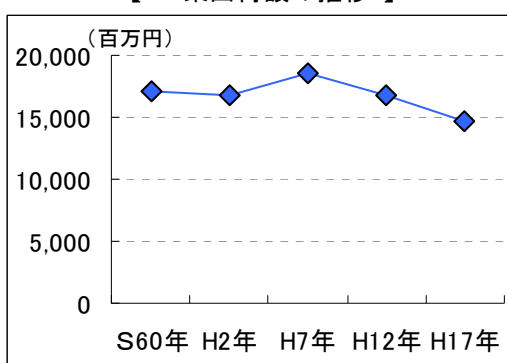
【年齢別人口の推移】



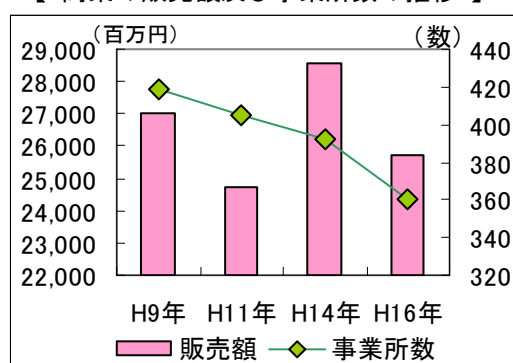
【産業分類別人口の推移】



【工業出荷額の推移】

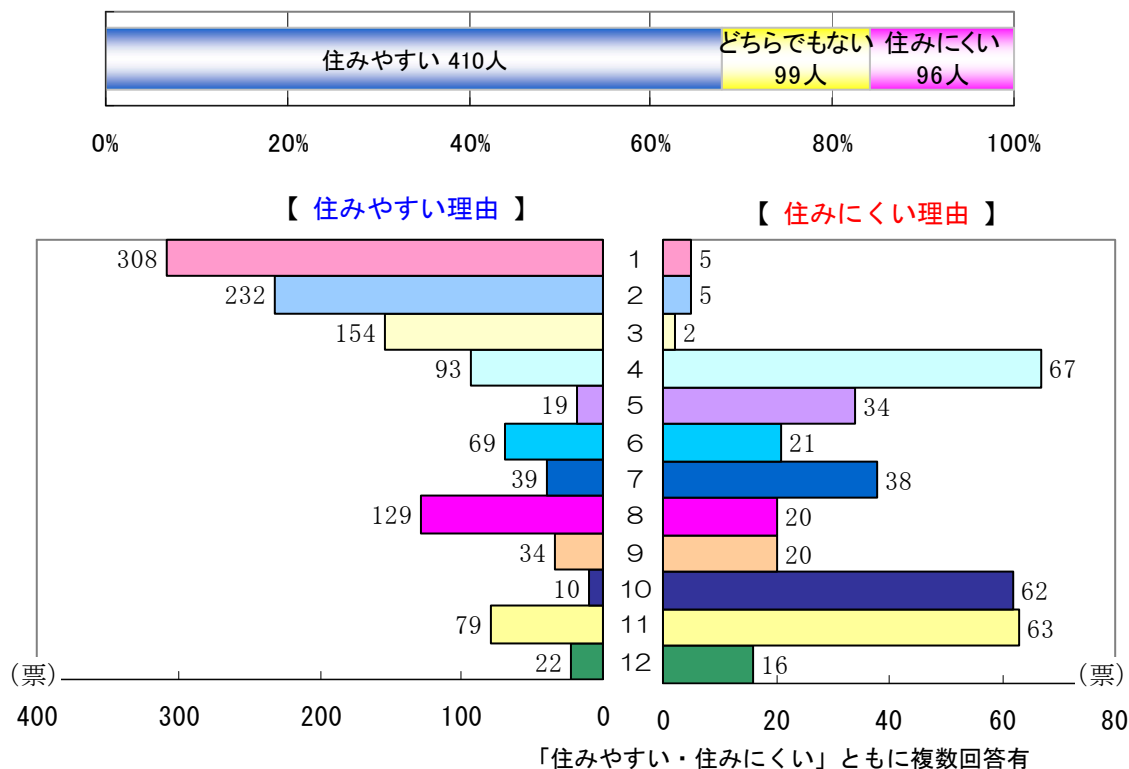


【商業の販売額及び事業所数の推移】



2) 住民意向調査の結果（みやま市まちづくりアンケート調査）

- 瀬高地域における「住みやすい」「住みにくい」の結果を見ると、住みやすいとの回答が67.8%と多いようです。その理由としては、自然や緑が豊か(75.1%)、騒音・公害が少ない(56.6%)、安心して生活できる(37.6%)など、良好な生活環境面に関する項目があげられています。
- 瀬高地域における住みにくい理由としては、交通の便が悪い(69.8%)、買い物をするのに不便(65.6%)、働く環境が整っていない(64.6%)など、生活利便性と就業の場の不足に対する理由が多くあげられています。



【 瀬高地域における「住みやすい」「住みにくい」理由 】

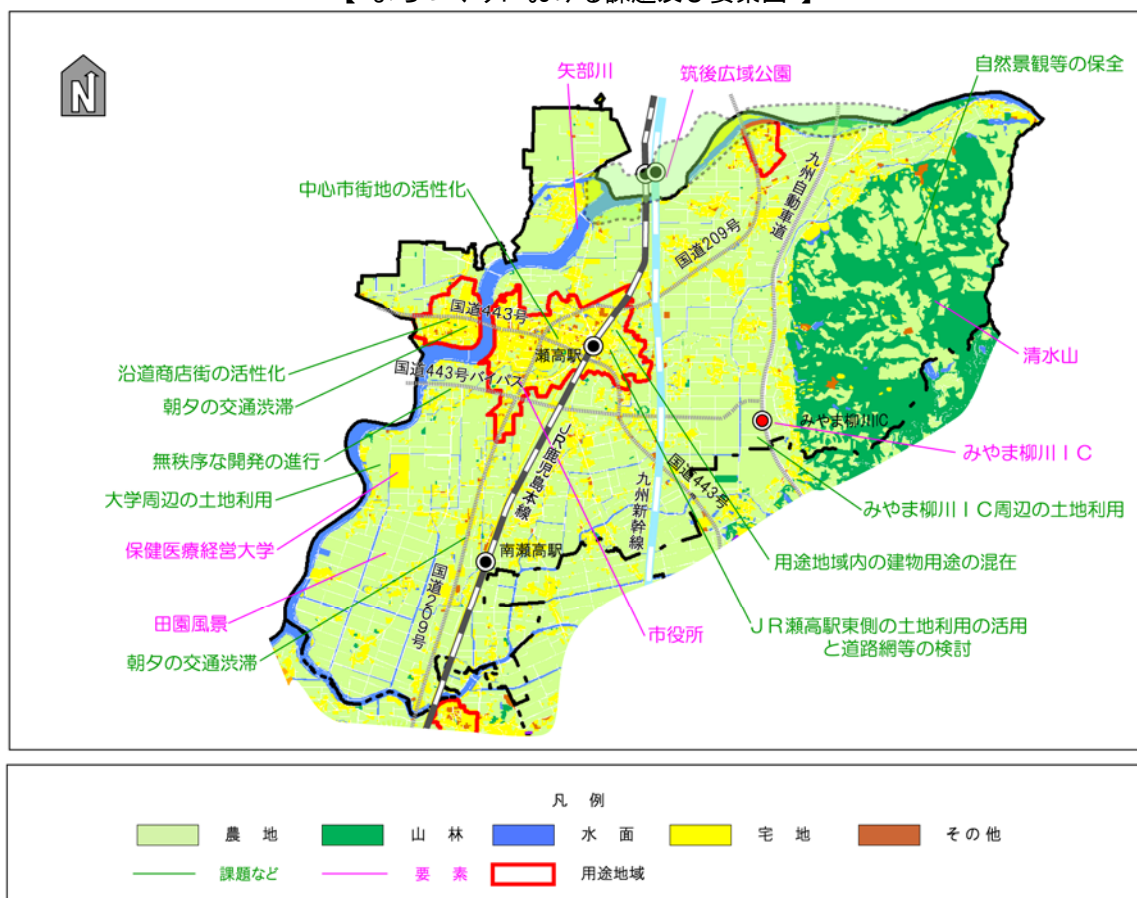
1. 自然や緑が（豊かだから・少ないから）
2. 騒音などの公害（が少ないから・に悩まされているから）
3. 交通事故、犯罪などが（少なく安心して生活できるから・あり安心して生活できないから）
4. 交通の便が（よいから・悪いから）
5. 保健医療、福祉施設が（よく整備されているから・あまり整備されていないから）
6. 衛生面（下水道、ゴミ処理）が整って（いるから・いないから）
7. 公園・スポーツ・レジャー施設が（よく整備されているから・あまり整備されていないから）
8. 市立図書館などの文化施設が（よく整備されているから・あまり整備されていないから）
9. 子どもの教育環境が（よく整っているから・あまり整っていないから）
10. 若い人からお年寄りまで働く環境が整って（いるから・いないから）
11. 買い物するのに（便利だから・不便だから）
12. その他

3) 瀬高地域の課題の整理

区分	課題
産業	● 働く環境の構築が必要 ● 既存の産業の活性化と新たな産業の構築が必要 ● 農業従事者の高齢化に対する後継者不足の解消が必要 ● 特産品等の周知・販売の推進が必要 ○ 商店街の活性化が必要 ○ 保健医療経営大学と連携した取り組みが必要
土地利用	● 遊休農地の対応が必要 ○ 用途地域内の商業地域では住宅と商業施設など、準工業地域では住宅と工業施設など、用途の混在が目立っており適正な用途地域の検討と計画的な土地利用が必要 ○ 従来からの中心市街地では定住人口減少など空洞化が進み中心市街地としての賑わいや活力が低下しており活性化や定住化策等の検討が必要 ○ JR 瀬高駅の東部は、道路等の基盤整備が進んでおらず、未利用地が多いことから計画的な土地利用と道路網等の検討が必要 ○ 市街地周辺や国道 443 号バイパス沿道における無秩序な市街化の抑制と計画的な土地利用が必要 ○ みやま柳川 IC 周辺や IC へのアクセス道路である一般県道本吉小川線沿道は、今後の土地利用方針の検討が必要 ○ 運動広場用地（高柳地区）の土地利用の検討が必要
施設整備	● 集落内の生活道路は幅員が狭く、利便性や安全性が確保できないため対策が必要 ● 上水道施設は、計画的な施設の改善等の対策が必要 ● 既存公園の利用や遊具等の安全確保への対策が必要 ○ 国道 209 号と 443 号は交通量が多く、歩道が設置されていない箇所や歩道幅が狭い箇所、段差がある箇所などが見られ危険であり対策が必要 ○ 長期間未着手の都市計画道路は、必要性や整備のあり方等も含めて検討が必要 ○ 一般県道富久瀬高線と飯江長田線は、交通量の増大が予測されるが歩道の未整備区間が多く見られ危険であり対策が必要
生活・環境	● 人口が減少しており、早急な対応策が必要 ● 高齢者などの交通弱者への対応が必要 ● 日用品販売などの店舗や駐車場などが不足しており買い物が不便 ● 安全面の改善（交通・防犯・災害） ● 生活排水や事業所排水等の浄化と水質保全が必要 ○ 従来からのコミュニティの強化と新たな構築策が必要 ○ 九州新幹線の高架橋はコンクリート壁であり、周辺景観への影響や利活用等の検討が必要 ○ 矢部川や清水山などの自然景観と歴史的文化施設等を将来にわたって守っていくことが必要

※ ●は3地域共通の内容

【 まちづくりにおける課題及び要素図 】



(4) まちづくりの方針

1) 地域づくりの目標

瀬高地域では、新たな都市の骨格となるみやま柳川ICや国道443号バイパス等の完成により、広域交通機能が充実した地域として付加価値が向上しています。その反面、国道443号バイパス沿道では無秩序な開発が進み、中心市街地の衰退やスプロール化の要因とも考えられます。そこで、既存市街地の活性化とICやバイパス等新たな都市施設の活用（土地利用）が重要となります。

本市の都市拠点である市役所付近や多くの住民が集い利用する施設及び場所は、集約型都市構造を目指し、地域コミュニティ活性の場としてバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備集積と緑の都市空間の形成を図ります。また、JR瀬高駅前、利便性を活かした高度な土地利用を図り、快適でやさしい地域づくりを進めます。

一方、みやま柳川IC周辺の計画的な土地利用を進め、新たに流通業務等の企業誘致を推進します。また、国道443号バイパスや一般県道本吉小川線沿道においては、沿道利便施設等の立地を促すとともに形態等の規制誘導を進めます。

これにより、快適で暮らしやすい市街地形成等が図られ、人々が笑顔で交流し定住化が促進される魅力ある地域づくりを目指し下記の目標を掲げます。

人の笑顔が集まり様々な交流が生まれる
魅力あふれるまち

2) 地域づくりの方針

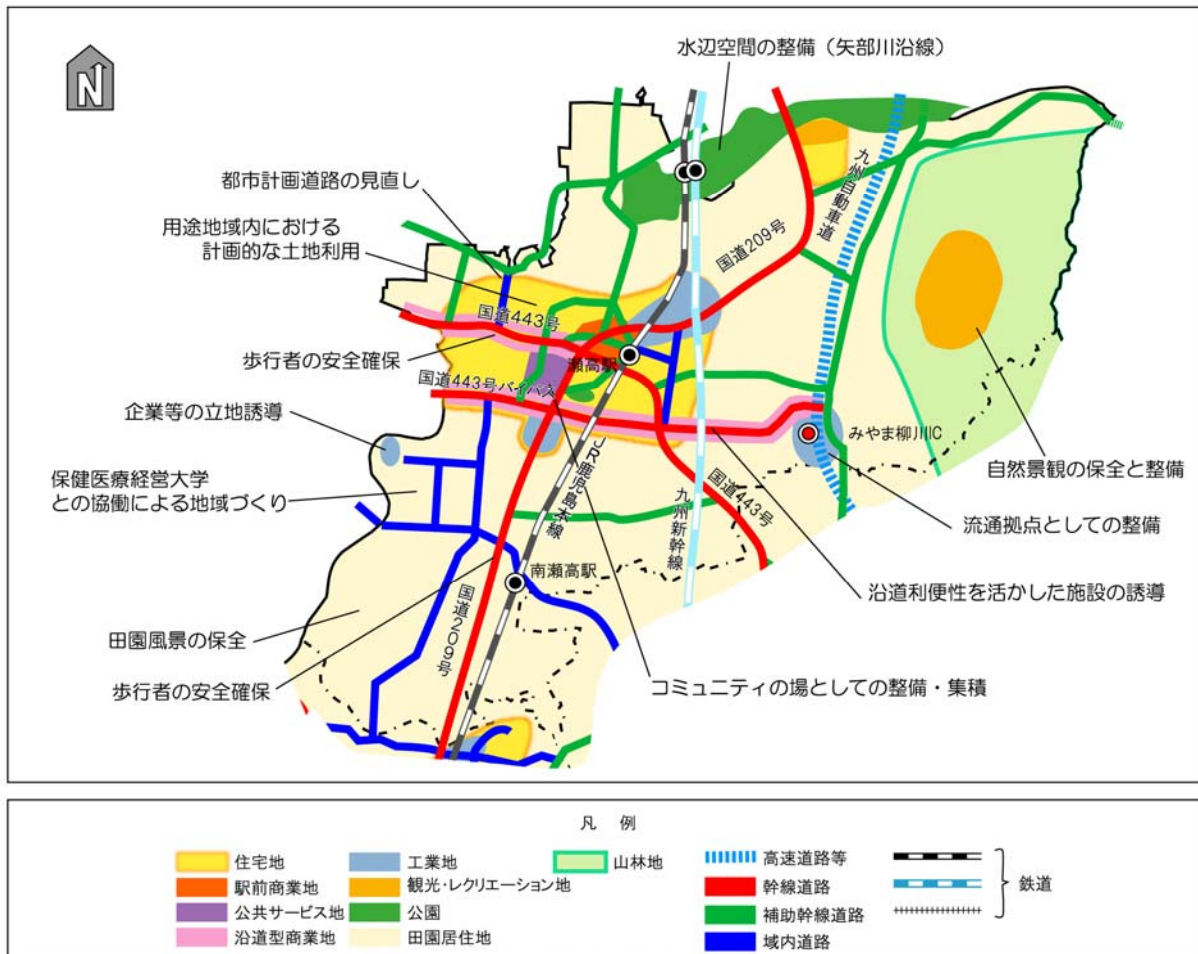
ここでは、前記で掲げた地域づくりの目標の実現を目指し、地域として取り組むべき課題の克服につながる、地域づくりの方針を4つに区分して整理するとともに、地域づくりの方針図を添付します。

区分	地域づくりの方針
産業	● 新たな産業の構築のために、企業立地促進法に係る基本計画に基づき市の特徴を活かした企業の育成と誘致を積極的に進め、就業の場の確保と就業者の増大を図り、流出人口に歯止めをかけます ● 筑後地域雇用創造協議会等を活用し、特産品等の開発や付加価値の向上を図り、既存産業の活性化に努めます ● 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえながら南筑後地域担い手育成総合支援協議会等を活用し、農業後継者の育成を行い基幹産業に活力を与えます ○ 瀬高地域の特産物であるナス、セロリ（みやまブランドの確立を目指し）の戦略的な生産・販売・PRに取り組みます ○ 保健医療経営大学との協働による地域活性化を進めていきます ○ 道の駅を拠点とした、特産品等の販売や情報発信に取り組みます

区分	地域づくりの方針
土地利用	● 遊休農地の状況を把握し、平地部の農地及び山間部の耕作可能な農地については農地としての有効利用を図ります ○ 用途地域内では用途に適した計画的な建物の誘導を進め、特に JR 瀬高駅東部の計画的な土地利用と低層住居専用地域の宅地化を促します。また、適正な用途地域の検討を進めます ○ みやま柳川 IC 周辺と、国道 443 号バイパスや一般県道本吉小川線沿道においては農業振興地域整備計画を見直し、計画的な土地利用を進めます ○ JR 瀬高駅前は計画的な土地の高度利用を検討します ○ 用途地域周辺では、無秩序な開発を抑制し宅地化を防ぎ、優良農地を守ります ○ 企業誘致に向け、高柳地区の運動広場用地の土地利用を進めます ○ 平野部の農地は、みやま市を代表する田園風景として保全します
施設整備	● 市街地内及び既存集落内の幅員が狭い生活道路を計画的に整備します ● 上水道施設は水道ビジョンに基づき、計画的な更新を進めます ○ 国道 209 号（南校区、坂田・長田地区）や国道 443 号（上庄地区、小川・松田地区）については、関係機関と協働し歩行者の安全確保や朝夕の渋滞緩和策を早急に協議します ○ 瀬高中央公園夢広場などの既存公園は、住民の意見を取り入れながら利用率の向上や安全安心に利用できるための施設改善等を図ります ○ 都市計画道路上庄中山線は、計画決定後長期間事業が未着手であり、社会情勢等による必要性等を検証し、既存路線の活用も含め見直しを行います ○ 市街地やみやま柳川 IC から筑後広域公園及び九州新幹線筑後船小屋駅までのアクセス道路として、交通量の増加が予測される一般県道富久瀬高線と飯江長田線は、関係機関と協働し歩行者の安全確保等の整備推進を促します ○ 矢部川の自然生態系に配慮した水辺空間の整備を促進します ○ 筑後広域公園は関係機関と協働し整備推進を促します
生活・環境	● 高齢者などの交通弱者が、買い物や病院などに利用しやすい福祉バスをはじめとする公共交通手段のあり方等を検討します ● 地域住民のボランティア団体等による河川清掃活動等を継続します ● 優良な田園空間を活かした、魅力ある住環境の向上を図るための誘導策等を検討します ○ 市役所や多くの住民が集い利用する施設や場所については、集約型都市構造を目指し、バリアフリー化の推進とユニバーサルデザインを取り入れた整備等を進め、地域のコミュニティの場として相応しい都市環境の整備と施設の集積を図ります ○ 九州新幹線の高架橋に対し関係機関と調整を図りながら、周辺景観との調和を念頭に置いた利活用等の検討を進め、新たな景観形成に取り組みます ○ 自治組織等の育成と校区公民館活動の充実を図ります ○ 公共下水道計画区域外は計画的に浄化槽市町村整備推進事業を推進していきます ○ 公共下水道計画区域は効率性を踏まえ、計画的に整備を推進していきます ○ 国道 443 号及び 443 号バイパス沿線の沿道型商業地については、日用品等の販売等を目的とした小規模店舗等の立地を促します ○ 一般県道本吉小川線沿線の沿道型商業地については、沿道利便施設等の立地を促します ○ 矢部川や清水山などの自然景観を市民との協働で保全し、必要に応じて整備を行います

※ ●は3地域共通の内容

【 地域づくりの方針図 】



3-3 高田地域の地域別構想

(1) 高田地域の概要

高田地域は、みやま市の南部に位置し、隣接する大牟田市の影響を受けながら発展してきました。中心市街地は、高田支所を中心にコンパクトに形成され、国道208号・209号沿道を中心に市街化区域が指定され、まちづくりが進められています。

本地域の西部には、有明海沿岸道路の高田ICと黒崎ICが完成し、有明海沿岸部との交通利便性の向上が図られています。

中央部には、市民の生涯学習や文化教育活動の拠点としての活用と地域コミュニティの発展を目的に、文化施設「まいピア高田」が完成し、都市生活としての付加価値がより高まっています。

また、市街地に隣接した丘陵地には、高田濃施山公園が整備され、周辺の豊かな自然環境を活かした総合公園として様々な人に広く利用されています。

一方、西部地区には、広大な有明坑跡地が未利用地であり、新たな産業地として高田・黒崎ICを含め、計画的な土地利用を検討する必要があります。

この様に高田地域には、高田・黒崎IC、まいピア高田、高田濃施山公園等の地域資源があり、今後のまちづくりには欠かせない要素です。

また、本地域では、昭和46年9月に区域区分（線引き都市計画の決定）が行われ、都市計画区域（市街化区域181haと市街化調整区域1,677ha）と都市計画区域外（現在のみやま準都市計画区域）に区分して、まちづくりが進められてきました。

これにより、市街化調整区域では無秩序な宅地化を防ぎ、優良農地が多く残っています。一方で、本地域の基幹産業である第一次産業（農業）からの脱却が進まず、市街化区域内の宅地需要の低迷が続いています。また、社会情勢の変化に伴う急激な人口減少により過疎地指定を受けたことで、市としても過疎化対策が求められています。

この様な中、平成20年3月に土地利用の整序や環境保全の面から高田地域の都市計画区域外において、準都市計画区域が指定され新たな規制もかけられています。

以下に、高田地域における地域別構想を考えていくうえで重要である、地域資源等や地域の課題等を整理します。

【 まいピア高田 】



(2) 高田地域の資源等（要素）

地域資源は、まちづくりには重要な要素であり、いかに活かしていくかが今後の課題です。そこで、以下に高田地域の地域資源等を整理します。

地域の資源等（要素）	
高 田 地 域	・ 地域の中心的役割を担う（支所、文化施設、医療機関、銀行等） ・ 有明海沿岸道路高田 IC と黒崎 IC がある ・ みやま市を代表する高田濃施山公園がある ・ 幹線道路が通る（国道 208 号、209 号） ・ 矢部川支流の飯江川、楠田川が流れている ・ 広大な未利用地がある（有明坑跡地） ・ 広大な干拓地と田園景観が保たれている ・ あいさつを通したコミュニケーションづくりで結ばれた地域の絆が残っている（あいさつ日本一運動） ・ 宝満神社奉納能楽（新開能）がある ・ イチゴやスモモの産地として有名 ・ 線香花火などの花火産地として有名 ・ 和ろうそくの原料である木蠟の里として有名

【 イチゴ 】



【 スモモ 】



(3) 高田地域の課題

地域の課題は地域によって異なります。ここでは、第1章の現況や第2章の全体構想を踏まえ、高田の地域づくりの課題について4つの項目（産業、土地利用、施設整備、生活・環境）で区分し整理します。

1) 現 況

① 年齢別人口の推移

人口の減少率が3地域の中で最も高く、特に15歳～64歳人口が3,046人・26.7%(S60-H17)減少しています。

② 産業分類別人口の推移

3地域の中で最も就業者数（S60-H17）の減少率が高く、特に第1次産業の就業者数の減少率（49%）が高くなっています。

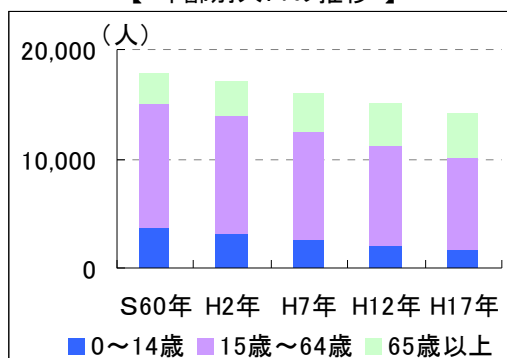
③ 工業出荷額の推移

平成7年のピーク時と平成17年の比較では、約32億円の減少になっており、3地域の中で最も減少率（32.4%）が高くなっています。

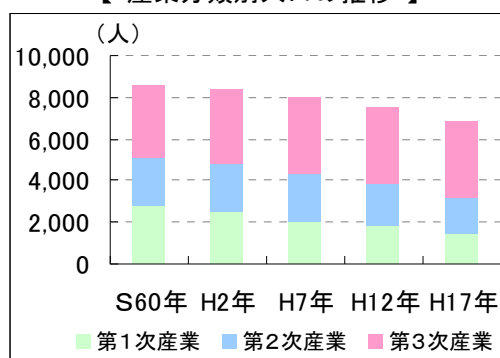
④ 商業の販売額及び事業所数の推移

販売額は平成9年と平成16年の比較では約10億円減少しており、商店数も39件減少しています。

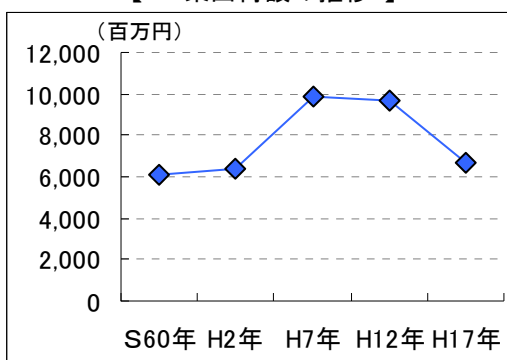
【 年齢別人口の推移 】



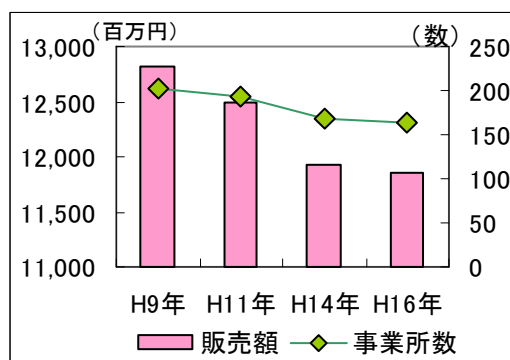
【 産業分類別人口の推移 】



【 工業出荷額の推移 】

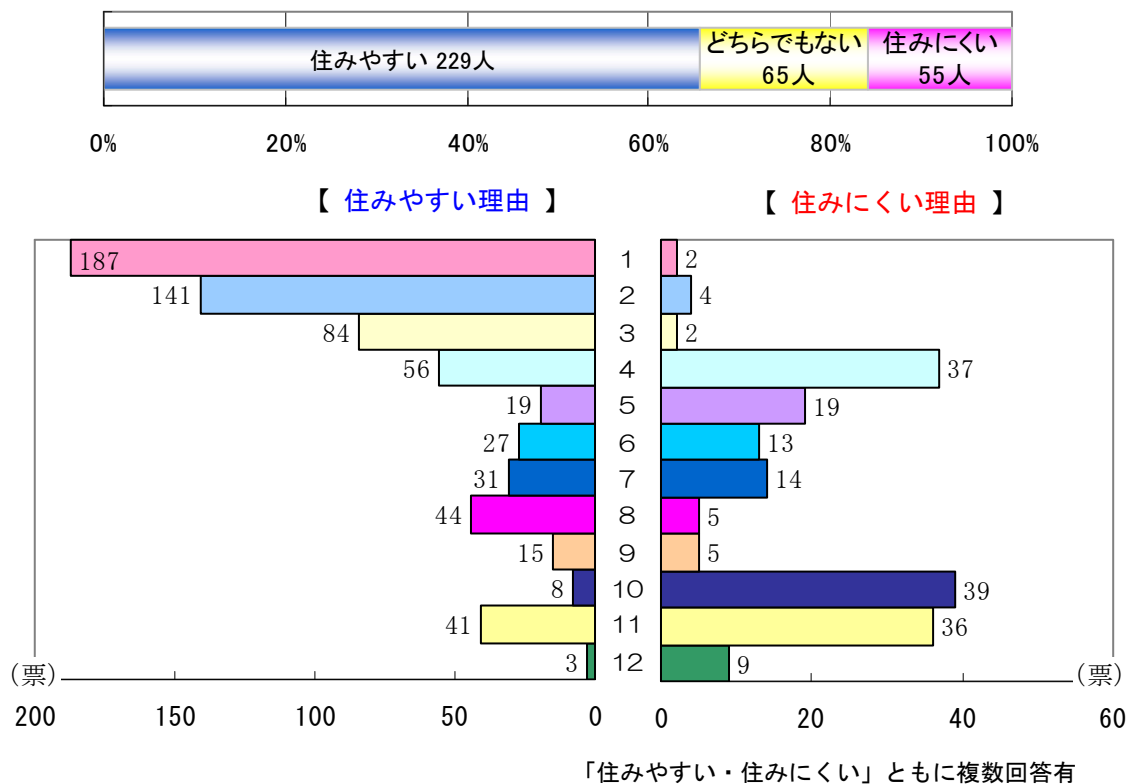


【 商業の販売額及び事業所数の推移 】



2) 住民意向調査の結果（みやま市まちづくりアンケート調査）

- 高田地域における「住みやすい」「住みにくい」の結果を見ると、住みやすいとの回答が65.6%と多いようです。その理由としては、自然や緑が豊か(81.7%)、騒音・公害が少ない(61.6%)、安心して生活できる(36.7%)など、良好な生活環境面に関する項目があげられています。
- 高田地域における住みにくい理由としては、働く環境が整っていない(70.9%)、交通の便が悪い(67.3%)、買い物をするのに不便(65.5%)など、就業の場の不足や生活利便性に対する理由が多くあげられています。



※上記グラフ中央の番号は下記枠内左の番号を示すものとする。

【 高田地域における「住みやすい」「住みにくい」理由 】

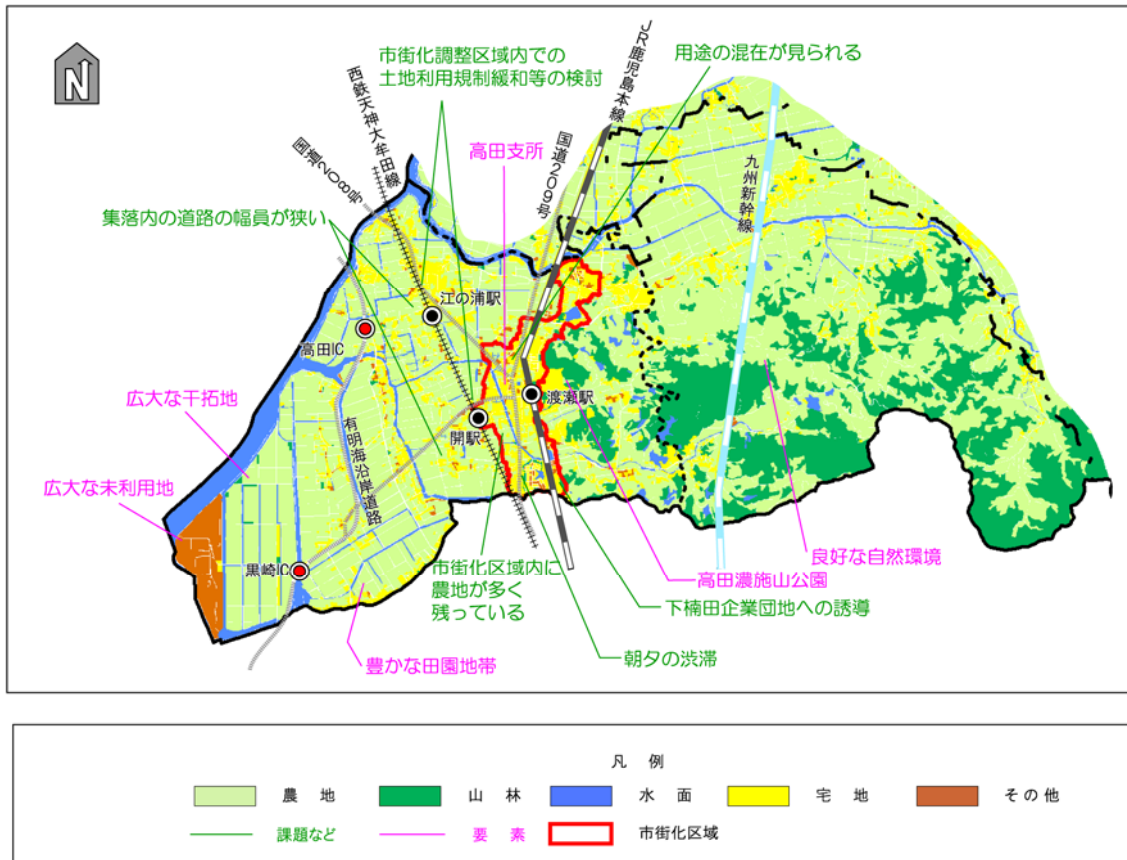
1. 自然や緑が（**豊かだから**・**少ないから**）
2. 騒音などの公害（**が少ないから**・**に悩まされているから**）
3. 交通事故、犯罪などが（**少なく安心して生活できるから**・**あり安心して生活できないから**）
4. 交通の便が（**よいから**・**悪いから**）
5. 保健医療、福祉施設が（**よく整備されているから**・**あまり整備されていないから**）
6. 衛生面（下水道、ゴミ処理）が整って（**いるから**・**いないから**）
7. 公園・スポーツ・レジャー施設が（**よく整備されているから**・**あまり整備されていないから**）
8. 市立図書館などの文化施設が（**よく整備されているから**・**あまり整備されていないから**）
9. 子どもの教育環境が（**よく整っているから**・**あまり整っていないから**）
10. 若い人からお年寄りまで働く環境が整って（**いるから**・**いないから**）
11. 買い物するのに（**便利だから**・**不便だから**）
12. その他

3) 高田地域の課題の整理

区 分	課 題
産 業	● 働く環境の構築が必要 ● 既存の産業の活性化と新たな産業の構築が必要 ● 農業従事者の高齢化に対する後継者不足の解消が必要 ● 特産品等の周知・販売の推進が必要 ○ 市街地の活性化が必要
土 地 利 用	● 遊休農地への対応が必要 ○ 用途地域内の近隣商業地域では住宅と商業施設など、準工業地域では住宅と工業施設など、用途の混在が目立っており適正な用途地域の検討と計画的な土地利用が必要 ○ 市街化区域内の未利用地、農用地に対する対応が必要 ○ 有明海沿岸道路の高田 IC・黒崎 IC 周辺の土地利用方針の検討が必要 ○ 市街化調整区域での土地利用の規制緩和等の検討が必要 ○ 大規模既存集落（江浦地区）の土地利用方針の検討が必要 ○ 西鉄江の浦駅、開駅周辺における土地利用の検討が必要 ○ 市街地に隣接する既存集落内における計画的な土地利用の推進が必要 ○ 有明坑跡地の利用が地域発展につながると考え、有効利用を図ることが必要 ○ 下楠田企業団地への立地誘導及び工場等の集積が必要
施 設 整 備	● 集落内の生活道路は幅員が狭く、利便性や安全性が確保できないため対策が必要 ● 上水道施設は、計画的な施設の改善等の対策が必要 ● 既存公園の利用や遊具等の安全確保への対策が必要 ● 国道 208 号と 209 号は交通量が多く、歩道が設置されていない箇所や歩道幅が狭い箇所、段差がある箇所などが見られ危険であり対策が必要 ○ 長期間未着手の都市計画道路は、必要性や整備のあり方等も含めて検討が必要 ○ 有明海沿岸道路高田 IC に繋がる都市計画道路江浦原線の整備が必要 ○ 高田濃施山公園へのアクセス道路が必要 ○ JR 渡瀬駅、西鉄江の浦・開駅前のバリアフリー化と接続道路の改良が必要 ○ 楠田川の市街地内における河川改修が必要
生 活 ・ 環 境	● 人口が減少し過疎化が進んでおり、早急な対応策が必要 ● 高齢者などの交通弱者への対応が必要 ● 日用品販売などの店舗や駐車場などが不足しており買い物が不便 ● 安全面の改善（交通・防犯・災害）が必要 ● 生活排水や事業所排水等の浄化と水質保全が必要 ○ 従来からのコミュニティの強化と新たな構築策が必要 ○ 九州新幹線の高架橋はコンクリート壁であり、周辺景観への影響や利活用等の検討が必要 ○ 飯江川や楠田川の自然景観の保全及び櫨並木等の水辺景観構築策等の検討が必要

※ ●は3地域共通の内容

【 まちづくりにおける課題及び要素図 】



(4) まちづくりの方針

1) 地域づくりの目標

高田地域の中心市街地は、支所を中心に本市を代表する文化施設や総合公園があり、二つの鉄道駅や医療機関等の都市施設が集積する生活利便性の高い地域ですが、市街地周辺同様に人口減少による過疎化が進んでおり、早急な対策が重要です。

一方、有明海沿岸部の自治体を結び三池港や佐賀空港などとの結節機能を持つ有明海沿岸道路と高田IC、黒崎ICが完成しており、近隣にある広大な有明坑跡地と併せ、地域活性化のための活用が必要です。

そこで、市街地内については、計画的な土地利用を進めていくとともに、生活利便施設等の立地を促します。一方、市街化調整区域内の既存集落は、土地利用を促すために都市計画法や集落地域整備法等を用いるとともに、地域に適した適切な施設整備を進めます。

続いて、有明海沿岸道路の高田ICと黒崎ICの周辺地には、流通業務施設等の立地誘導を図ります。また、有明坑跡地は計画的な土地利用を検討し、新たな産業の誘致を促進します。

これにより、利便性が高くて暮らしやすい市街地形成と企業誘致等による地域の活性化を図り、地域の活力を蘇らせていくことを目指し下記の目標を掲げます。

人やものが動き活力がみなぎるまち

2) 地域づくりの方針

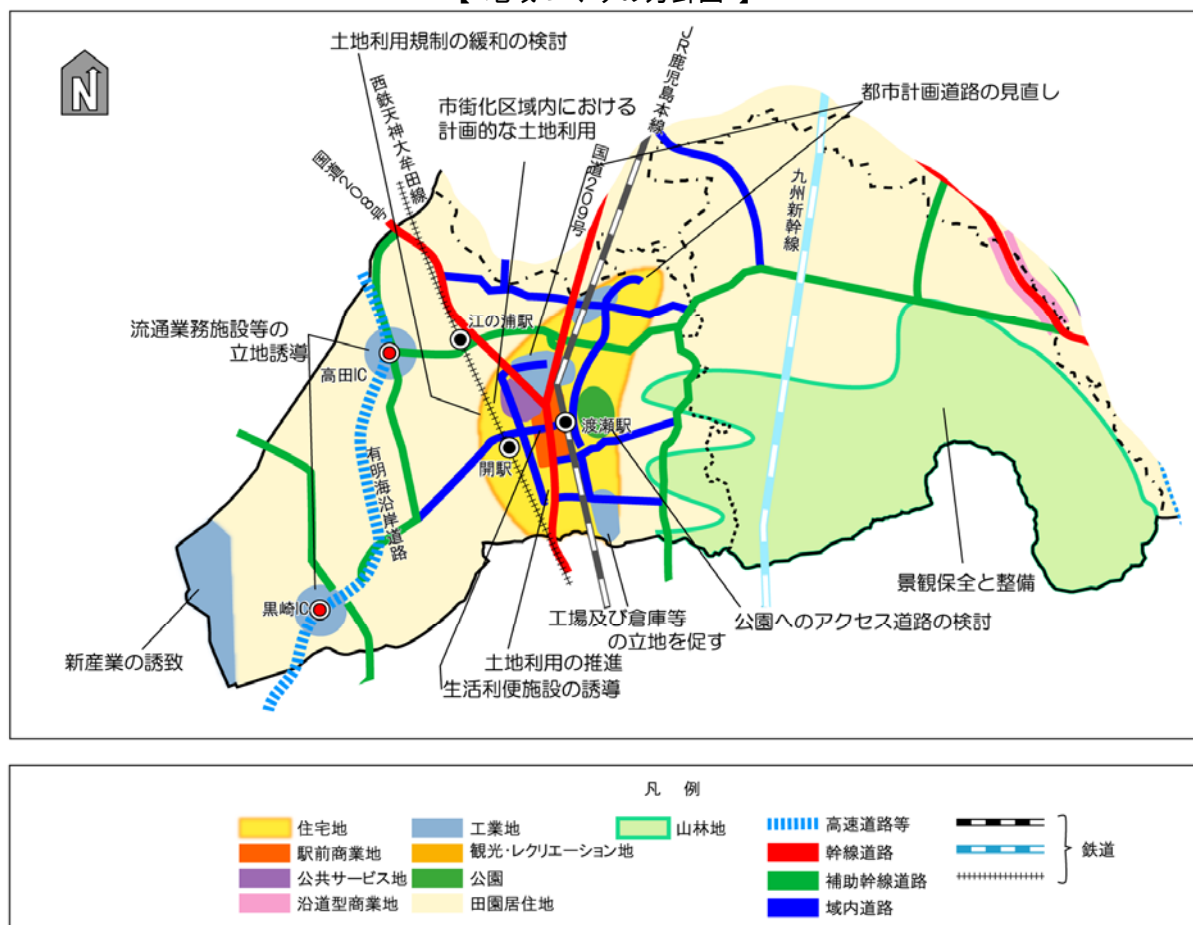
ここでは、前記で掲げた地域づくりの目標の実現を目指し、地域として取り組むべき課題の克服につながる、高田地域における地域づくりの方針を4つに区分して整理するとともに、地域づくりの方針図を添付します。

区分	地域づくりの方針
産業	● 新たな産業の構築のために、企業立地促進法に係る基本計画に基づき市の特徴を活かした企業の育成と誘致を積極的に進め、就業環境の改善を図り、流出人口に歯止めをかけます ● 筑後地域雇用創造協議会等を活用し、特産品等の開発や付加価値の向上を図り、既存産業のブランド化や活性化に努めます ● 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえながら南筑後地域担い手育成総合支援協議会等を活用し、農業後継者の育成を行い基幹産業に活力を与えます ○ 高田地域の特産物であるイチゴ、スモモ（みやまブランドの確立を目指し）の戦略的な生産・販売・PRに取り組めます ○ 海苔養殖を主とする水産業の活性化を推進します

区分	地域づくりの方針
土地利用	● 遊休農地の状況を把握し、平地部の農地及び山間部の耕作可能な農地については農地としての有効利用を図ります ○ 市街化区域内では用途に適した計画的な建物の誘導を進め、未利用地や農地等については宅地化を促します。また、適正な用途地域の検討を進めます ○ 下楠田工業団地へのアクセス道路を整備し、企業の立地誘導を進め施設の集積を図ります ○ 有明海沿岸道路の高田・黒崎 IC 周辺は、地区計画等の検討を進め、適正な規模の工業地として流通業務施設等の立地誘導を図ります ○ 市街化調整区域内において土地利用規制緩和のモデル地区設定等の検討を住民と協働で進めていきます ○ 新たな産業地として、有明坑跡地の適正な土地利用計画を検討していきます ○ 市街地周辺部の集落に対して適正な土地利用を促すとともに、地域の意見を踏まえ県の開発許可等の基準に関する条例等の施策の検討を進めます
施設整備	● 市街地内及び既存集落内の幅員が狭い生活道路を計画的に整備します ● 上水道施設は水道ビジョンに基づき、計画的な更新を進めます ○ 国道 208 号（江浦町、濃施・渡瀬地区）については、関係機関と協働し歩行者の安全確保等の整備推進を促します ○ 高田濃施山公園へのアクセス道路の整備検討を進めます ○ 都市計画道路の今福下楠田線と下楠田岩津線は、計画決定後長期間事業が未着手であり、社会情勢等による必要性等を検証し、既存路線の活用も含め見直しを行います ○ 主要地方道大牟田高田線から国道 209・208 号を経由し有明海沿岸道路の高田 IC までを結ぶ、都市計画道路江浦原線の整備を促進します ○ 楠田川の市街地内における河川改修を早急に進めます ○ 高田濃施山公園などの既存公園は、住民の意見を取り入れながら利用率の向上や安全安心に利用できるための施設改善等を図ります
生活・環境	● 高齢者などの交通弱者が、買い物や病院などに利用しやすい福祉バスをはじめとする公共交通手段のあり方等を検討します ● 地域ボランティア団体等による河川清掃活動等を継続します ● 優良な田園空間を活かした、魅力ある住環境の向上を図るための誘導策等を検討します ○ 公共施設（駅前等を含む）や多くの住民が集い利用する施設や場所は、集約型都市構造を目指し、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ地域のコミュニティの場として相応しい整備を図ります ○ 地域住民の相互扶助の考えのもと住民自らが作る組織の育成を図ります ○ 全域において計画的に浄化槽市町村整備推進事業を推進していきます ○ 九州新幹線の高架橋に対し関係機関と調整を図りながら、周辺景観との調和を念頭に置いた利活用等の検討を進め、新たな景観形成に取り組みます ○ 定住環境の改善を進め、過疎地域からの脱却に向け、流出人口に歯止めをかけます ○ 市街化区域内や集落内に日用品等の販売が可能な店舗を適正に誘導し、生活利便性の向上を図り地域の付加価値を高めていきます ○ 国道 208 号の濃施・渡瀬地区の交通渋滞の緩和策等の検討を関係機関とともに進めます ○ 飯江川や楠田川の自然生態系に配慮した水辺空間の整備を住民と協働して促進します ○ 飯江川・隈川沿いにある、ふれあい・うるおい公園は緑地と親水機能を備えた憩いの空間として、利活用を推進します

※ ●は3地域共通の内容

【 地域づくりの方針図 】



3-4 山川地域の地域別構想

(1) 山川地域の概要

山川地域は、みやま市の東部に位置し、中心市街地は支所を中心に九州自動車道と国道443号の間に形成され、市民センターや総合保健福祉センター等の公的機関が集積しています。

本地域の中央部には国道443号バイパスの整備が進められ、沿道利用による活性化と国道443号の大型車等通行の減少による歩行者等の安全性の向上が期待されています。

また、東部にはキャンプ施設を備えたお牧山公園があり、一年を通して利用者が訪れています。

平成22年には、ため池百選にも選ばれた「蒲池山ため池」などのすばらしい景観や美しい自然が多く残っています。

さらに、秋から冬にかけては全国的にも有名な「山川みかん」の栽培が多くの丘陵地で行われており、本市の代表的な特産品として多くの人に好まれています。

この様に山川地域には、国道443号バイパス、お牧山公園、蒲池山ため池等の地域資源があり、今後のまちづくりには欠かせない要素です。

一方で本地域は、平成20年3月に土地利用の整序や環境保全の面から全域を準都市計画区域に指定され新たな規制もかけられています。

以下に、山川地域における地域別構想を考えていくうえで重要である、地域資源等や地域の課題等を整理します。

【 市民センター 】



(2) 山川地域の地域資源等（要素）

地域資源は、まちづくりには重要な要素であり、いかに活かしていくかが今後の課題です。そこで、以下に山川地域の地域資源を整理します。

地域の資源等（要素）	
山川地域	・ 地域の中心的役割を担う（支所、市民センター、福祉センター等） ・ 幹線道路が通る（国道 443 号、443 号バイパス） ・ キャンプ施設を備えたお牧山公園がある ・ 九州自動車道山川パーキングがある（高速バスへの乗降が可能） ・ みやま柳川 IC に近い ・ 蒲池山ため池がある ・ みかんの産地として有名 ・ 矢部川支流の大根川が流れている ・ みやま市で最も自然豊かである ・ 相互扶助の心で結ばれた地域の絆が残っている（山間地、まとまりがある）

【 みかん 】



(3) 山川地域の課題

地域の課題は地域によって異なります。ここでは、第1章の現況や第2章の全体構想を踏まえ、山川の地域づくりの課題について4つの項目（産業、土地利用、施設整備、生活・環境）で区分し整理します。

1) 現 況

① 年齢別人口の推移

人口減少が進む中、14歳以下の人口が778人（S60-H17）減少しており、3地域の中でも最も高い減少率（55.8%）となっています。

② 産業分類別人口の推移

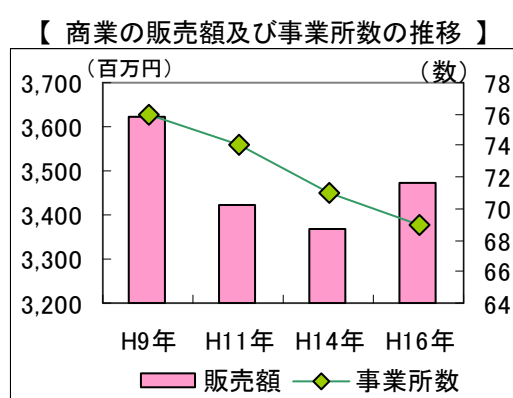
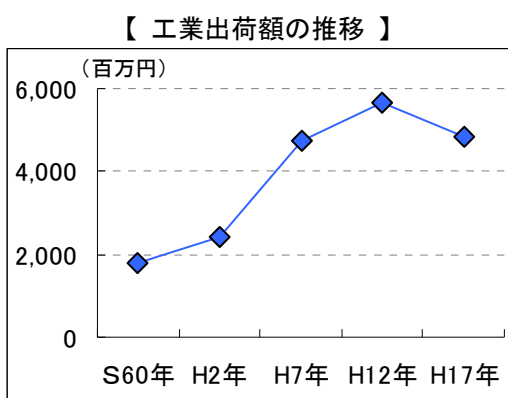
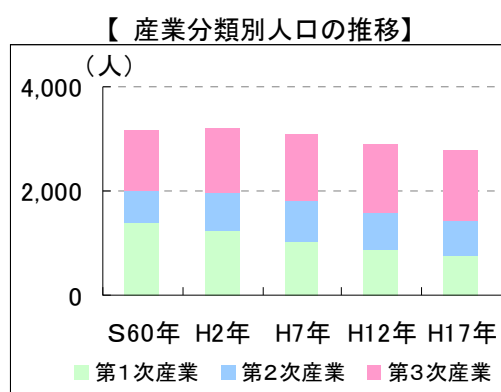
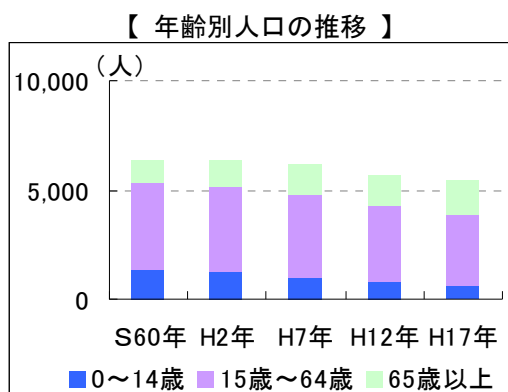
総人口は平成2年をピークに減少しているが、第3次産業は年々増加し、昭和60年と平成17年の比較では172人・14.8%の増となっています。

③ 工業出荷額の推移

平成7年に約2倍に増加し、平成12年をピークに減少にしています。

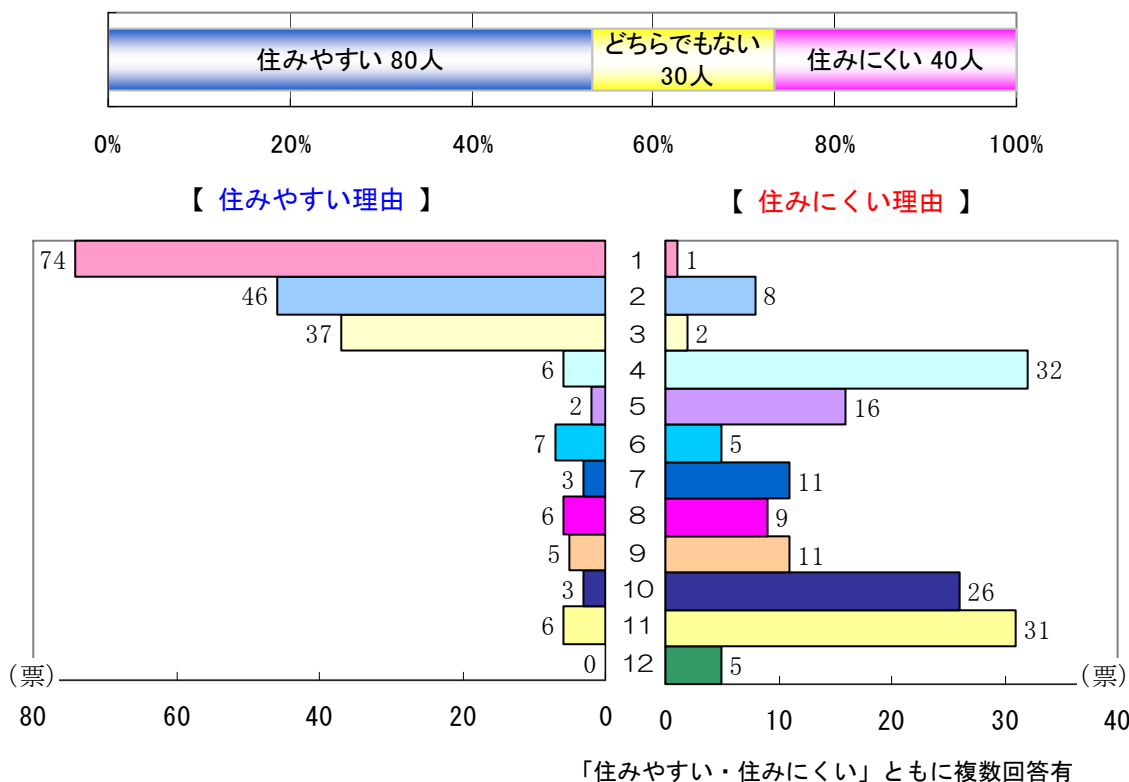
④ 商業の販売額及び事業所数の推移

販売額は平成16年で約1億円増加しましたが、商店数は年々減少しています。



2) 住民意向調査の結果（みやま市まちづくりアンケート調査）

- 山川地域における「住みやすい」「住みにくい」の結果を見ると、住みやすいとの回答が53.3%と多いようです。その理由としては、自然や緑が豊か(92.5%)、騒音・公害が少ない(57.5%)、安心して生活できる(46.3%)など、良好な生活環境面に関する項目があげられています。
- 山川地域における住みにくい理由としては、交通の便が悪い(80%)、買い物をするのに不便(77.5%)、働く環境が整っていない(65%)など、生活利便性と就業の場の不足に対する理由が多くあげられています。



【 山川地域における「住みやすい」「住みにくい」理由 】

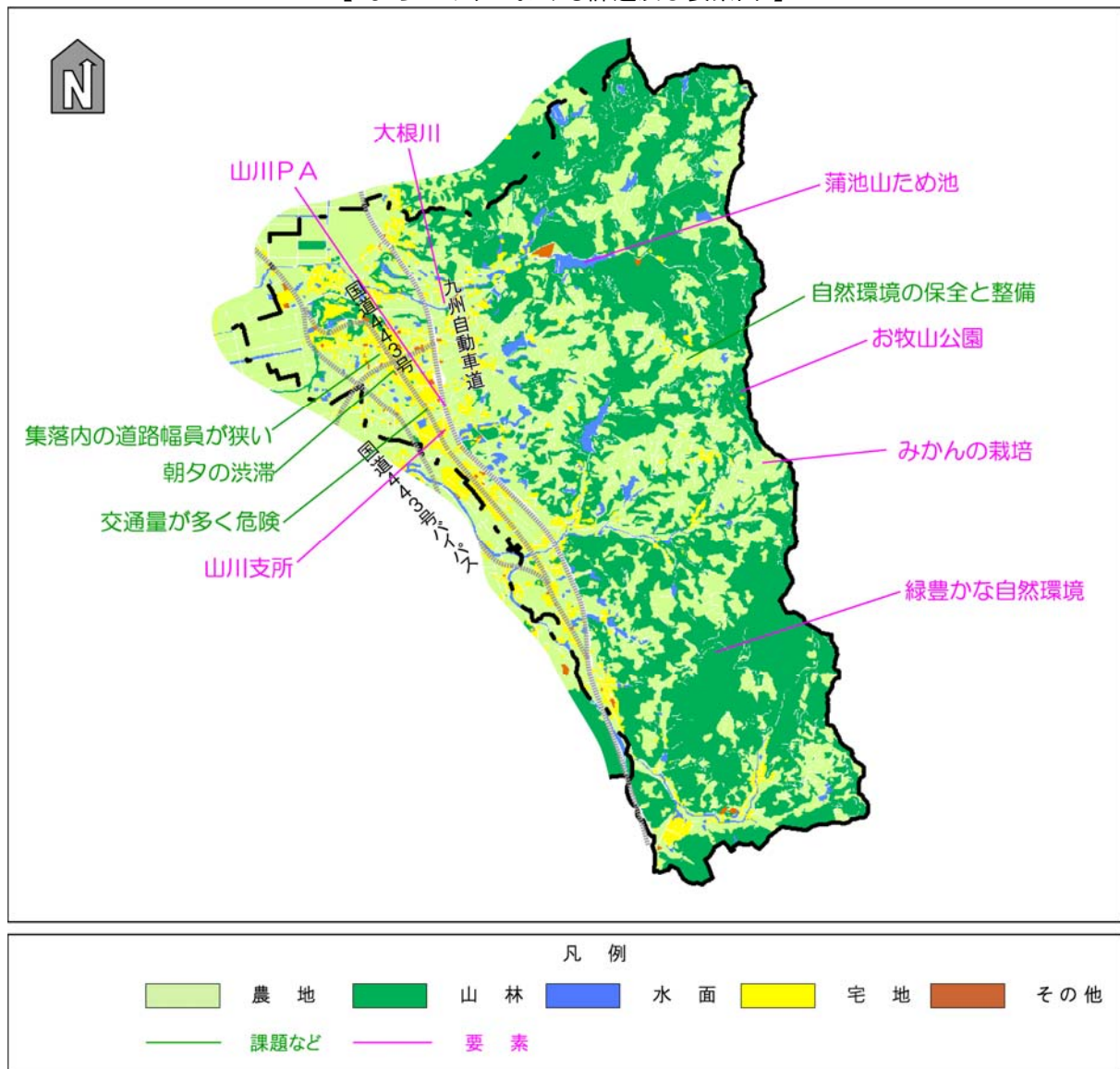
1. 自然や緑が（**豊かだから**・**少ないから**）
2. 騒音などの公害（**が少ないから**・**に悩まされているから**）
3. 交通事故、犯罪などが（**少なく安心して生活できるから**・**あり安心して生活できないから**）
4. 交通の便が（**よいから**・**悪いから**）
5. 保健医療、福祉施設が（**よく整備されているから**・**あまり整備されていないから**）
6. 衛生面（下水道、ゴミ処理）が整って（**いるから**・**いないから**）
7. 公園・スポーツ・レジャー施設が（**よく整備されているから**・**あまり整備されていないから**）
8. 市立図書館などの文化施設が（**よく整備されているから**・**あまり整備されていないから**）
9. 子どもの教育環境が（**よく整っているから**・**あまり整っていないから**）
10. 若い人からお年寄りまで働く環境が整って（**いるから**・**いないから**）
11. 買い物するのに（**便利だから**・**不便だから**）
12. その他

3) 山川地域の課題の整理

区分	課題
産業	● 働く環境の構築が必要 ● 既存の産業の活性化と新たな産業の構築が必要 ● 農業従事者の高齢化に対する後継者不足の解消が必要 ● 特産品等の周知・販売の推進が必要 ○ 市街地の活性化が必要
土地利用	● 遊休農地の対応が必要 ○ 国道 443 号バイパス沿道や既存集落内における計画的な土地利用が必要 ○ 国道 443 号バイパス沿道における無秩序な開発の抑制が必要
施設整備	● 集落内の生活道路は幅員が狭く、利便性や安全性が確保できないため対策が必要 ● 上水道施設は、計画的な施設の改善等の対策が必要 ● 既存公園の利用や遊具等の安全確保への対策が必要 ○ 国道 443 号は交通量が多く、歩道が設置されていない箇所や歩道幅が狭い箇所、段差がある箇所などが見られ危険であり対策が必要
生活・環境	● 人口が減少し過疎化が進んでおり、早急な対応策が必要 ● 高齢者などの交通弱者への対策が必要 ● 日用品販売などの店舗などが不足しており、買い物が不便 ● 安全面の改善（交通・防犯・災害）が必要 ● 生活排水や事業所排水等の浄化と水質保全が必要 ○ お牧山や蒲池山ため池などの良好な自然環境保全等の検討が必要 ○ 大根川や待居川の景観を守り育てることが必要 ○ 保健医療・福祉施設や文化施設等の充実が必要

※ ●は3地域共通の内容

【 まちづくりにおける課題及び要素図 】



(4) まちづくりの方針

1) 地域づくりの目標

山川地域は、本市の中でも自然や緑が豊富であり、お牧山からの眺望やため池百選に選定された蒲池山ため池等の美しい景観が多い地域です。

市街地は支所を中心に形成され、福祉センター、市民センター、JA支所等の公的機関等は集積していますが、商業施設や医療施設の集積は十分とはいえません。

この様な中、本地域では人口の減少や第1次産業の後継者不足、就業の場の不足等が課題であり、早急な対策が必要です。

また、平成24年度の完成を目指し、国道443号バイパスの整備が進められており、沿道を利用した活性化対策や国道443号の歩行空間の安全対策等が必要です。

そこで、市街地を通る国道443号は、自動車中心の整備から歩行者や自転車等の通行を優先とした整備への検討を行い、安全性の向上を図ります。

また、国道443号バイパス沿道に一定規模の店舗や企業等の計画的な立地誘導を進めることで、産業の活性化と生活利便性の向上を図ります。

これにより、地域の活性化並びに生活利便性と安全性の向上が図れることから地域の人々が安全で安心な生活が営まれるものと考え、本地域を象徴する自然と人が共存し緑豊かなこの環境を将来に渡って守り育むことを目指し下記の目標を掲げます。

自然と人が共存し環境を守り育むまち

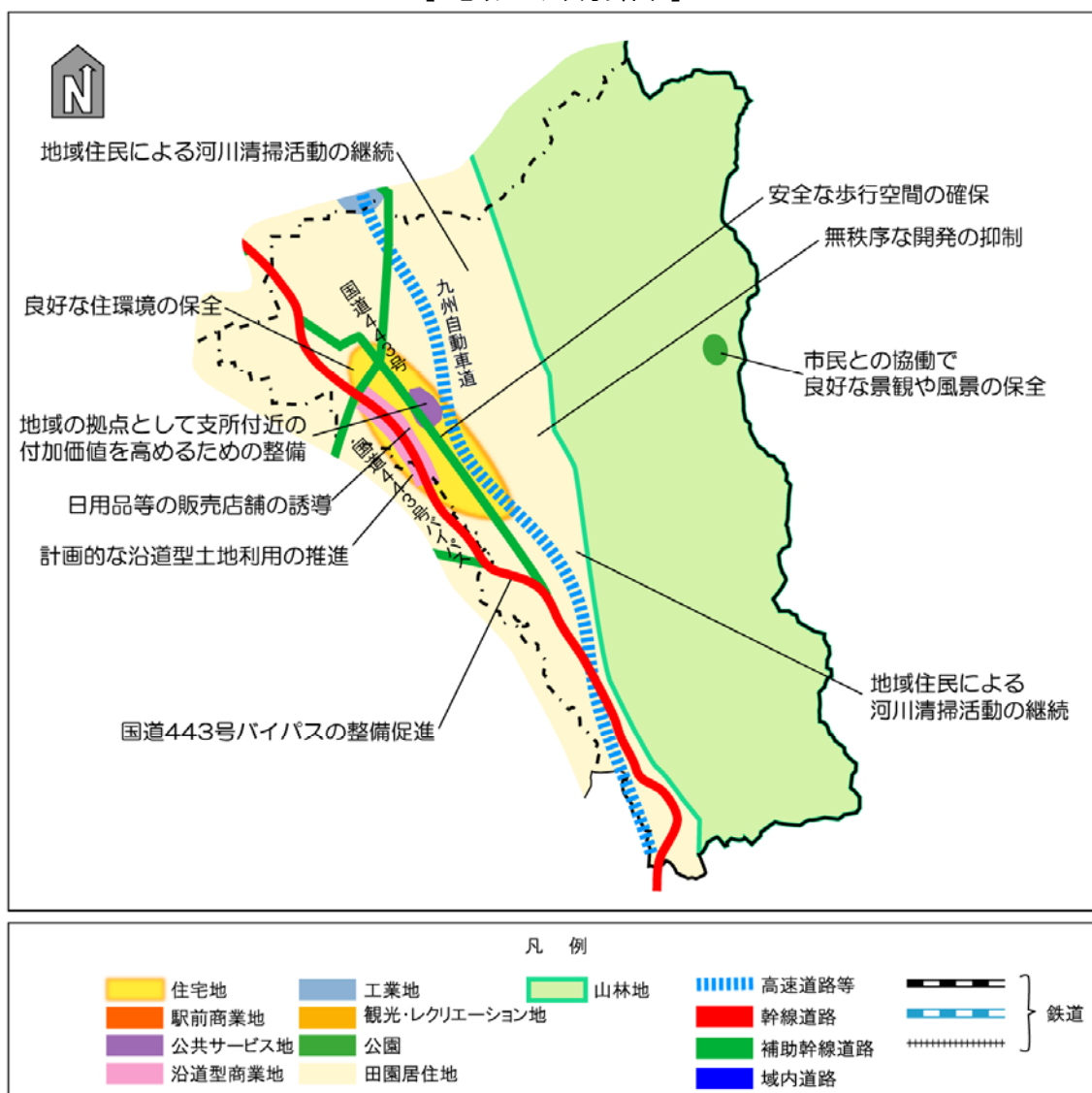
2) 地域づくりの方針

ここでは、前記で掲げた地域づくりの目標の実現を目指し、地域として取り組むべき課題の克服に繋がる、山川地域における地域づくりの方針を4つに区分して整理するとともに、地域づくりの方針図を添付します。

区分	地域づくりの方針
産業	● 新たな産業の構築のために、企業立地促進法に係る基本計画に基づき市の特徴を活かした企業の育成と誘致を進め地域内での就業者を増やします ● 筑後地域雇用創造協議会等を活用し、特産品等の開発や付加価値の向上を図り、既存産業の活性化に努めます ● 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえながら南筑後地域担い手育成総合支援協議会等を活用し、農業後継者の育成を行い基幹産業に活力を与えます ○ 山川地域の特産物であるみかん（みやまブランドの確立を目指し）の戦略的な生産・販売・PRに取り組みます ○ 九州自動車道の山川パーキングを利用した活性化策の検討を行います
土地利用	● 遊休農地の状況を把握し、平地部の農地及び山間部の耕作可能な農地については農地としての有効利用を図ります ○ 集落内の空き地の状況を把握し、地域に適した土地利用の検討を進めます ○ 国道 443 号バイパス沿道は計画的な土地利用を検討し、生活利便施設や企業等の立地誘導を図ります
施設整備	● 市街地や既存集落内の幅員が狭い生活道路は必要に応じて計画的に整備します ● 上水道施設は水道ビジョンに基づき、計画的な更新を進めます ○ 国道 443 号は、安全な歩行空間の確保を最優先に考え、関係機関と調整し対応策を協議します ○ 要川公園などの既存公園は、住民の意見を取り入れながら利用率の向上や安全安心に利用できるための施設改善等を図ります ○ 国道 443 号バイパスの早期整備を関係機関に要請します
生活・環境	● 高齢者などの交通弱者が、買い物や病院などに利用しやすい福祉バスをはじめとする公共交通手段のあり方等を検討します ● 地域住民のボランティア団体等による河川清掃活動等を継続します ● 優良な田園空間を活かした、魅力ある住環境の向上を図るための誘導策等を検討します ○ 公共施設（支所、市民センター、体育館等）や多くの住民が集い利用する施設や場所は、集約型都市構造を目指し、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ地域のコミュニティの場として相応しい整備を図ります ○ 地域住民の相互扶助の考えのもと住民自らがつくる組織の育成を図ります ○ 全域において計画的に浄化槽市町村整備推進事業を推進していきます ○ 国道 443 号沿道を安全で安心して買い物ができる通りに蘇らせ、市街地に活気を取り戻します ○ お牧山や蒲池山ため池などの良好な景観や里山の風景を市民との協働で整備保全に努めます ○ 大根川や待居川の景観を地域で守っていきます ○ 健康づくり事業などを推進し、地域の保健医療福祉機関との連携を図りながら住民の健康増進に努めます。また、住民の意見を取り入れながら既存の文化施設の有効活用を図ります

※ ●は3地域共通の内容

【 地域づくり方針図 】



第4章 都市整備の推進方策



STEP 4~

第4章 都市整備の推進方策

4-1 基本方針

(1) 基本的な考え方

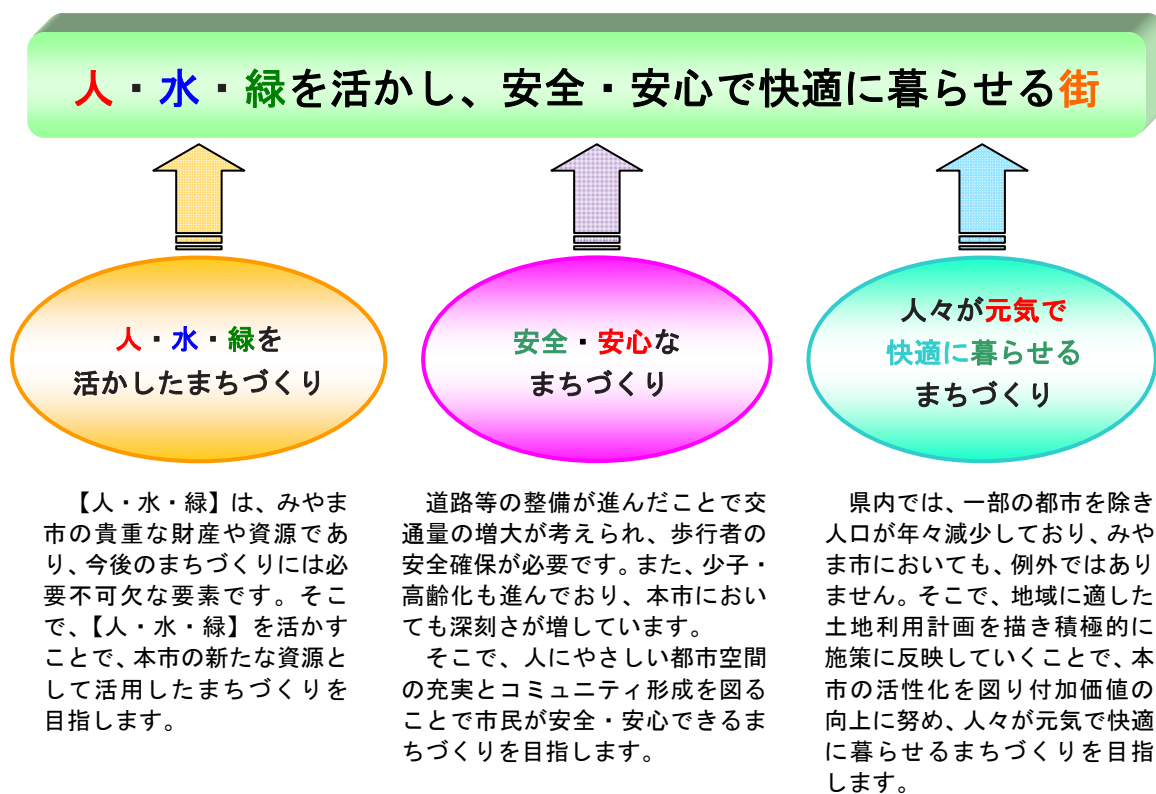
都市整備は、新たなまちづくりには必要不可欠であり、整備を推進していくことで都市の付加価値を向上させるとともに、市民の生活環境や意識も高めていきます。

ここでは、みやま市の将来都市像の実現のために市域での課題を整理し、課題克服のための方針等を示した「全体構想」、地域での課題を整理し、課題解消に向けた方針等を示した「地域別構想」で定めた方針に基づいた整備を進めていくための考え方を整理していきます。

これまで、全体構想及び地域別構想で定めた方針については、市民、企業・事業所、行政（担当部署が中心）が一体となりまちづくりを進めていきます。

また、これらの方針の実施に必要となる、実現化方策及び協働のまちづくりの推進方法について以下に整理していきます。

みやま市都市計画マスタープランでは、以下の3つの基本理念に基づいたまちづくりを進め、**【人・水・緑を活かし、安全・安心で快適に暮らせる街】**の実現を目指します。



4-2 実現化方策

ここでは、全体構想及び地域別構想で定めた方針を実施していくために必要となる、みやま市全域の総括的な措置や方策を整理します。

① 国土利用計画の策定

国土利用計画は、自然的、社会的、経済的、文化的等の条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的に策定されるものです。

みやま市には、上位計画である国・県との整合性が図られた明確な土地利用方針や構想がありません。このことは、今後のまちづくりや、企業誘致等を進めていく上でも支障をきたすものと考えられます。また、土地利用計画のないまちづくりは、無秩序な開発を促すことにつながります。

そこで、みやま市の国土利用計画を策定し、明確な土地利用方針や計画を明示していきます。

② 都市計画区域のありかたの検討

本市には、2つの都市計画区域（瀬高都市計画区域及び大牟田都市計画区域）並びにみやま準都市計画区域が指定されており、本市のまちづくりを考えていく上で、将来都市像の実現に伴う課題の克服には、各区域の特性により違いが生じます。

また、この都市計画マスタープラン策定に向け、平成20年に行った「みやま市まちづくりアンケート調査」でも、本市として、新たな一つの都市計画区域の検討について『望む』との回答が65%寄せられており、市民の関心も高いものと思います。

そこで、本市の将来像を実現していくための方策として、みやま市の都市計画区域のありかたの検討を行います。

③ 用途地域の見直し

本市には、瀬高町と高田町に用途地域が指定され、各用途地域に適した建物の誘導が進められてきました。しかしながら、社会情勢や市民の生活スタイルの変化から、現在、指定されている用途に適した建物の誘導が図られていない地域も見られ、将来における土地活用や地域の活性化に支障をきたしています。

そこで、将来都市像の実現を目指すとともに、地域の活性化を促し、生活環境の向上と商業の利便性の増進を図ることを目的にそれぞれの地域に適した用途地域への見直しを進めます。

④ 市街化調整区域における地区計画（モデル地区）の検討

本市の高田町の一部は大牟田都市計画区域に含まれており、都市計画区域内が市街化区域と市街化調整区域に区分（線引き都市計画）されています。

市街化調整区域は基本的に市街化を抑制する区域であり、建物等の立地誘導が図れません。既存集落においても、日用品等の店舗や医療施設等の立地について一定の条件があり立地が困難な場合もあるため、既存集落の維持・活性化を目的とした、建物の立地誘導に向けた検討が必要です。

そこで、既存集落の居住者の意向を把握してモデル地区を設け、地区計画を指定し計画的に適正な建物（小規模な生活利便施設等）の立地誘導を図るものとします。

⑤ 農業振興地域整備計画の見直し（検討）

本市は、第1次産業（農業）が基幹産業です。そのため、市域には多くの優良農地があり、四季を通じて特産物の生産が盛んに行われています。

しかしながら、近年では無秩序な開発の進展や、遊休農地の対策など、総合的に農業振興を図るための検討が必要となっています。

また、先に掲げた将来都市像（都市構造、土地利用構想）の実現を目指すには、この整備計画の見直しが必要となります。

そこで、都市計画マスタープランとの整合を図り、市としての土地利用を適正かつ合理的に誘導していき、農用地の有効利用と農業生産基盤を計画的に推進し、都市機能の向上との均衡を図るとともに、無秩序な土地開発を抑制し、かつ既存集落等における生活環境を保全しつつ地域の活力の維持・向上を目指し、農業振興地域整備計画の見直し検討を進めます。

⑥ 緑の基本計画の策定

緑の基本計画は、都市緑地保全法に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するものです。

都市の緑とオープンスペースは、都市における環境保全や景観形成、さらには市民のレクリエーション利用や都市防災の面からもその役割はますます重要となっています。緑の基本計画では、緑地の保全や都市緑化に関して、市民の意見を反映しつつ、その将来像や実現の方策を明示し、市民参加のもとに総合的に計画的に推進していこうとするものです。

そこで、みやま市の良好な環境や景観を保全し、将来にわたって利活用していくためにも緑の基本計画の策定に向け、検証を進めていきます。

4-3 協働のまちづくりの推進

(1) 基本的な考え方

本計画で示す方針は、公共的空間だけでなく市民や企業・事業所が所有する土地を含み、また市全域が対象であり、日常的に行われる様々な活動に関係するため、市民や企業・事業所がまちづくりへ参加することはとても重要です。

そこで、「市民、企業・事業所、行政」（以下「三者」という。）がパートナーシップを持ってまちづくりに取り組むことで、将来都市像の実現が図れると思われます。

ここでは、三者による協働のまちづくりを推進するための取り組みや体制、役割を明確にします。

(2) 推進に向けた取り組み

今後は、まちづくりの主役である市民や企業・事業所が行政と一体となり、共通認識を持ってまちづくりに取り組むことが重要であり、都市計画の手法などを活用したルールづくりも必要です。

そこで、協働のまちづくりを推進していくために、本計画内容を広報誌やホームページ等で十分に周知します。さらに、市民や企業・事業所の参加を促すための情報提供をはじめ、計画の段階からの説明会や公聴会を開催するとともに、市のホームページを活用したパブリックコメントを実施するなど、市民や企業・事業所と一緒に今後の計画作成などに取り組めます。

(3) 推進体制の確立

市や地域が抱える課題を解決し、将来都市像を実現していくためには、都市計画関連の制度や施策だけでは対応できません。そのため、商工業、農林水産業、環境、防災、地域コミュニティ等、各種関連施策との連携を図り、まちづくりを総合的に推進していく必要があります。

そこで、国・県・関連機関等との調整はもとより、関係部署との横断的な庁内体制の構築を図るとともに、市民や企業・事業所を交えての推進体制づくりを進めます。

(4) 三者の基本的役割

1) 市民の役割

市民は行政区や校区単位でのコミュニティ組織をはじめ、NPO、ボランティア団体等の活動を通じてまちづくりに参加しており、今後もこれらの活動に参加することは重要です。

そこで、市民がまちづくりの主役であることを認識し、お互いに連携を図りながら様々な地域・市民活動に参加していきます。そのために、本計画内容の理解と共有化を図り、市民の持てる力を結集していくことで、「市民力」の向上へとつながり、主体的な市民参加型のまちづくりが推進されます。これがこれからの市民の役割と考えます。

2) 企業・事業所の役割

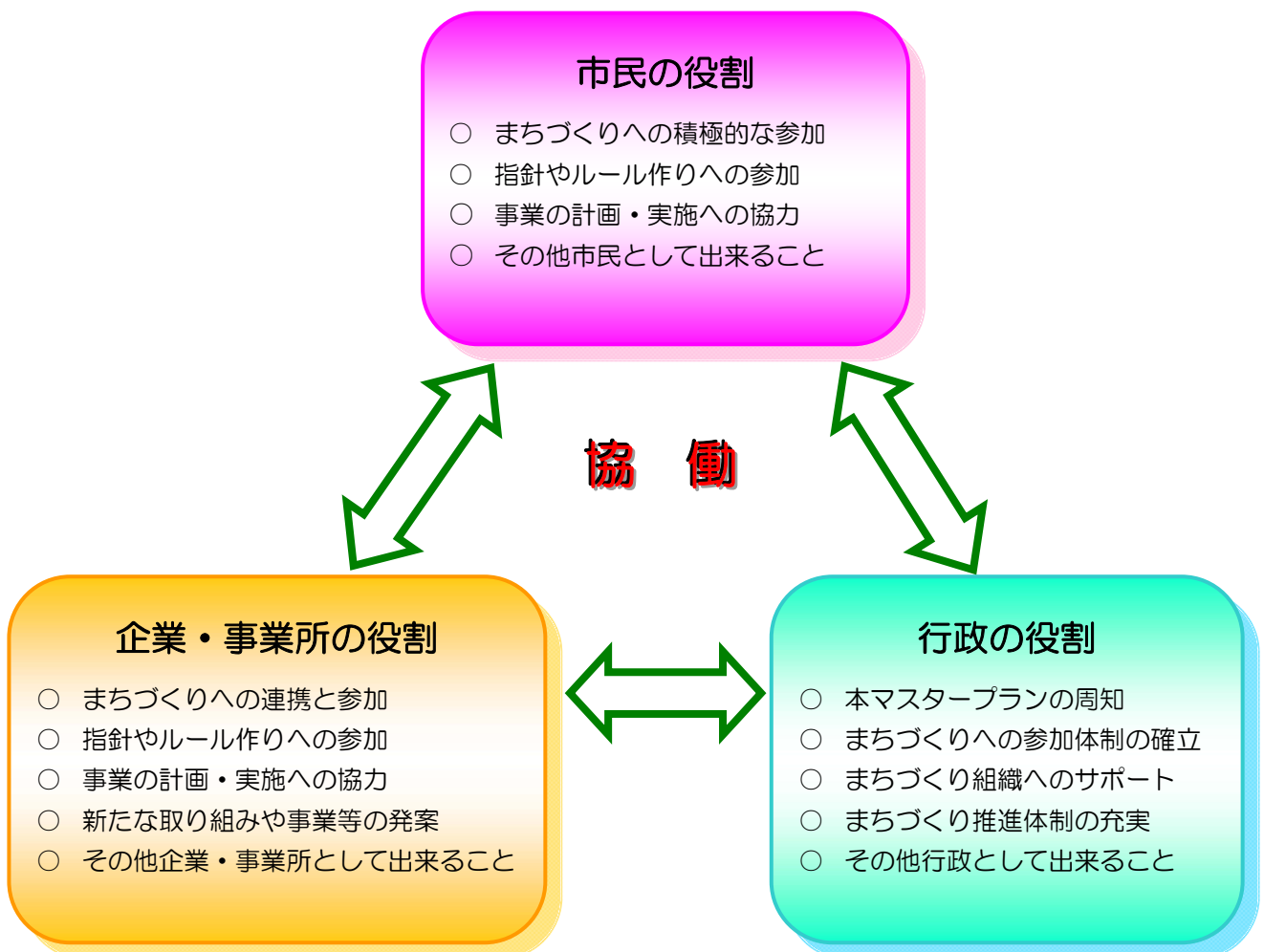
企業・事業所には多くの市民が働き、これまで地域に対して多くの貢献を行ってきました。今後も、みやま市内の企業・事業所として得意な分野などを活かした、まちづくりへの積極的な参加を促進します。また、昨今の厳しい財政状況の中、民間活力を活かした新たな事業への取り組みや市への提案等がこれからの企業・事業所の役割と考えます。

3) 行政の役割

協働のまちづくりの推進には、市民や企業・事業所の積極的な参加が必要です。

そこで、市民や企業・事業所に対し、まちづくりへの関心が高まるような取り組みを推進します。また、継続的な情報の提供やまちづくり制度の内容等の説明を行い、市民や企業・事業所と協働してまちづくりの検討などを進め、地域のリーダー作りなどの支援や次世代のまちづくり組織の編成等の検討も推進していくことが行政の役割と考えます。

以下に、みやま市における三者でのまちづくりに向けた役割等を整理し体制を図で表します。



(5) 分野別三者の役割

協働によるまちづくりでの三者の役割は分野によって大きく異なります。地域別構想では4つの分野（産業、土地利用、施設整備、生活環境）に分けて地域づくりの方針を示しましたが、分野毎にかなり異なります。

以下に、4つの分野別に協働のまちづくりを示します。

1) 「産業」分野

既存産業の振興と、企業誘致とで大きく役割が異なりますので、三者の役割を2つに分けて整理します。既存産業の振興においては、農業・水産業を含む企業・事業所の既存事業の継続・発展が最も重要で、行政や市民はそれぞれの立場からの側面的支援を行います。

一方、企業誘致においては、市民や企業・事業所の協力を得つつ、行政の果たすべき役割が大切です。

(取組み例)

① 既存産業の振興

【市民】	【企業・事業所】	【行政】
・企業、事業所の側面支援（消費者ニーズの提供、商品、サービスの購入など）	◎ 既存事業の努力、改善、継続、発展	・企業、事業所の側面支援（情報提供、調整、広報支援活動など）

注) ◎の太字は、三者の中で中心となるもの

② 企業誘致

【市民】	【企業・事業所】	【行政】
・行政への情報提供	・行政への情報提供	◎ 企業誘致活動の実施（情報収集、候補企業との交渉、誘致）
・必要に応じた行政への協力（用地提供）	・必要に応じた行政への協力（用地提供）	◎ 企業誘致のための条件提示（用地確保、優遇策の提示など）

注) ◎の太字は、三者の中で中心となるもの

【道の駅「みやま」のパーツ図】



2) 「土地利用」分野

土地利用に関しては、行政が中心となって利用実態を把握することが重要です。

さらに行政が主導して土地利用に関する計画（国土利用計画、農業振興地域整備計画、緑の基本計画など）を策定する必要があり、市民や企業・事業所の計画策定への参加を確実なものとするのが求められます。そして、十分な議論を経て策定された計画は、行政により市民や企業・事業所へと周知徹底され、市民及び企業・事業所は計画に沿った形での土地利用を進めることが重要になります。

（取組み例）

【市民】	【企業・事業所】	【行政】
・土地利用調査への協力（情報提供）	・土地利用調査への協力（情報提供）	◎土地利用の実態把握（遊休農地、集落内の空き地など）
・土地利用に関わる計画策定への参加	・土地利用に関わる計画策定への参加	◎土地利用に関わる計画（国土利用計画、農業振興地域計画、緑の基本計画など）の策定
◎計画に沿った土地利用の実施	◎計画に沿った土地利用の実施	・策定された計画の市民、企業・事業所への周知徹底 ・計画に即した建物や企業等の立地誘導

注）◎の太字は、三者の中で中心となるもの

3) 「施設整備」分野

施設整備（道路、上水道、河川、公園など）においては、基本的に行政主導で行うべき分野ですが、必要に応じて市民や企業・事業所は計画づくりへの参加や用地買収への協力も求められます。また、民間活力を活かした新たな事業手法の導入についても行政サイドで検討し、導入の際には市内の企業・事業所の参入が期待されます。

（取組み例）

【市民】	【企業・事業所】	【行政】
・計画づくりへの参加 ・用地買収への協力	・計画づくりへの参加 ・用地買収への協力	◎計画的で住民等の意向を反映した施設整備（道路、上水道、河川、公園など）

注）◎の太字は、三者の中で中心となるもの

4) 「生活・環境」分野

生活・環境分野においては、基本的に市民や企業・事業所の取り組みが必要不可欠です。特に、地域でのコミュニティ活動やNP0・ボランティア活動、社会貢献活動への取り組みは、市民や企業・事業所に強く求められます。市の特長である美しい農村環境や自然景観の維持・保全においても、市民並びに企業・事業所の実践的な取り組みが重要です。ただし、下水道整備や公共施設の整備に関しては行政主導によって進める必要があり、新たな検討課題（九州新幹線の高架橋への景観形成面での対応や公共交通手段の検討など）については、市民や企業・事業所の協力により、行政が具体策を講じることが求められます。

(取組み例)

【市民】	【企業・事業所】	【行政】
◎コミュニティ活動やNP0・ボランティア活動等への積極的参加	◎コミュニティ組織やNP0・ボランティア団体等と連携した、社会貢献活動への積極的参加・協力	・地域・市民活動へのサポート(情報共有化、人的・財政支援等)
◎美しい農村環境や自然景観の維持・保全(生活排水浄化、清掃活動への参加、景観への意識強化)	◎美しい農村環境や自然景観の維持・保全(排水浄化、清掃活動への参加、景観への意識強化)	◎下水道整備及び浄化槽市町村整備事業の推進 ・市民、企業・事業所の生活環境や景観に対する意識啓発
◎検討の場への参加、検討結果(対応策)への協力・実施	◎検討の場への参加、検討結果(対応策)への協力・実施	◎新たな景観形成への取り組み(新幹線の高架橋や巨大看板への対応)策の検討
◎(主に対象者は)新たな公共交通手段検討への参加と利用	◎新たな公共交通手段の検討への参加と事業への参入検討	◎交通弱者が利用しやすい新たな公共交通手段の検討
・施設設計への協力・参加 ・公共施設整備への協力	◎(多くの住民が利用する施設・場所での)バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入	◎公共施設(既存・新規)におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入 ◎対象となる(多くの住民が利用する)民間施設・場所の指定とバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入促進

注) ◎の太字は、三者の中で中心となるもの

資 料

都市計画マスタープラン策定における取り組みの経緯

平成二十年度	6	都市計画マスタープラン策定準備 (都市計画基礎調査や各統計調査等の把握と課題等の整理)	
	7		
	8		
	9	市民意向調査（アンケート調査の実施）【9月15日～10月17日】 回収 1,178 通／ 配布 1,500 通（無作為抽出）	
	10		
	11	市民フィールドワーク 【10月30日】	
	12		
	1	第1回庁内検討委員会 【1月23日】	
	2		
	3		
平成二十一年度	4		
	5		
	6	第2回庁内検討委員会 【6月29日】	
	7		第1回策定委員会 【8月4日】
	8		
	9		
	10	策定委員会フィールドワーク 【10月19日】	第3回庁内検討委員会 【10月27日】
	11		第2回策定委員会 【12月3日】
	12		
	1	第4回庁内検討委員会 【1月27日】	
	2	第5回庁内検討委員会 【2月9日】	
	3		第3回策定委員会 【3月25日】
平成二十二年度	4		
	5		
	6	第6回庁内検討委員会 【6月9日】	
	7		第4回策定委員会 【7月22日】
	8		
	9		
	10	第7回庁内検討委員会 【10月14日】	第5回策定委員会 【11月25日】
	11		第6回策定委員会 【12月24日】
	12		
	1		第7回策定委員会 【2月2日】
	2		
	3		

都市計画マスタープラン策定委員会名簿

	氏 名	区 分	所 属
会 長	北岡 敏郎	2号委員	有明工業高等専門学校
副会長	内田 和実	2号委員	保健医療経営大学
委 員	大久保 直喜 前 任：江崎 智行	1号委員	区 長 会
	大田黒 誠之 前 任：秋葉彌之助	1号委員	区 長 会
	坂本 敏行 前 任：松尾 正巳	1号委員	区 長 会
	野 田 力 前 任：松尾 孝幸	1号委員	農業委員会
	中 原 巖	1号委員	商 工 会
	大城 博司	1号委員	南筑後農業協同組合
	生 清 純	1号委員	社会福祉協議会
	北村 眞弓	1号委員	女性倶楽部
	釘 嶋 恭之	2号委員	都市計画審議会
	坂本 敏行	2号委員	都市計画審議会
	宮本 五市	2号委員	産業建設常任委員
	梶山 忠男	2号委員	産業建設常任委員
	小川 博之	3号委員	福岡県都市計画課
	中島 邦雅 前 任：田中 吉春 前々任：小路 智	3号委員	福岡県南筑後県土整備事務所 福岡県南筑後県土整備事務所 福岡県柳川土木事務所

都市計画マスタープラン改定における取り組みの経緯

平成二十五年度	1		
	2		
	3	第1回庁内検討委員会 【3月7日】	第1回改定委員会 【3月25日】
平成二十六年度	4		
	5	パブリックコメント 【5月1日～5月31日】	
	6	第2回庁内検討委員会 【6月12日】	
	7		第2回改定委員会 【7月15日】
	8		

都市計画マスタープラン改定委員会名簿

	氏 名	区 分	所 属
会 長	北岡 敏郎	2号委員	有明工業高等専門学校
副会長	内田 和実	2号委員	保健医療経営大学
委 員	大久保 直喜	1号委員	区 長 会
	芳野 征稔	1号委員	区 長 会
	末吉 又實	1号委員	区 長 会
	中河原 重記	1号委員	農業委員会
	大田黒 誠之	1号委員	商 工 会
	北原 喜博	1号委員	南筑後農業協同組合
	内山田 建夫	1号委員	社会福祉協議会
	北村 眞弓	1号委員	女性倶楽部
	前原 武美	2号委員	都市計画審議会
	梶山 忠男	2号委員	都市計画審議会
	瀬口 健	2号委員	産業建設常任委員
	荒巻 隆伸	2号委員	産業建設常任委員
	赤星 健太郎	3号委員	福岡県都市計画課
	吉瀬 幸一 前 任：森田 欣明	3号委員	福岡県南筑後県土整備事務所 福岡県南筑後県土整備事務所

用 語 集

あ行

有明海沿岸道路（ありあけかいえんがंदろう）

三池港、佐賀空港などとの有明海沿岸の都市（大牟田市、みやま市、柳川市、大川市、佐賀市、鹿島市等）を連携する延長約55 kmの地域高規格道路のことです。

有明坑跡地（ありあけこうあとち）

高田町の有明海に面する三井の最後の炭鉱跡地のことです。

NPO（えぬぴーおー）

Non Profit Organization の略語で、民間非営利組織のことです。

か行

過疎地指定

地域で暮らす人の生活水準や生産機能の維持が困難な状態に至った地域として指定されることです。

環境基本計画（かんきょうきほんけいかく）

環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のことです。

企業立地促進法（きぎょうりっちそくしんほう）

地域による主体的かつ計画的な企業の立地に関する促進等の取り組みを支援し、地域経済の自律的発展の基盤強化を図ることを目的とした法律のことです。

既存市街地（きぞんしがいち）

既に建物が建ち並び道路等が整備されているなど市街地が形成されている地域のことです。

協働（きょうどう）

個人を含む様々な組織等がパートナーシップ（協力関係）を持って物事に取り組むことです。

景観重要河川（けいかんじゅうようかせん）

景観法に基づき定めた景観計画に指定された景観的に重要な河川のことです。

結節機能（けっせつきのう）

人や物、施設を結び合わせる機能のことで、みやま市と有明海沿岸自治体や三池港、佐賀空港などが結び合うことです。

公共下水道計画区域（こうきょうげすいどうけいかくくいき）

公共団体が都市の健全な発達・公衆衛生の向上・公共用水域の水質保全を図ることを目的として下水道を整備する区域のことです。

公共交通ネットワーク（こうきょうこうつうねっとわーく）

様々な人が利用する交通施設を結ぶ交通網の構築や連携のことです。

高度利用（こうどりよう）

用途地域内の市街地で土地の合理的な高度な利用を図ることです。

コミュニティ（こみゅにてい）

共同体や地域社会、共同生活体など共同生活が行われる一定の地域のことです。

さ行**市営住宅ストック総合活用計画（しえいじゅうたくすとくそうごうかつようけいかく）**

市営住宅の有効活用や整備を総合的に進めていくため計画のことです。

市街化区域（しがいかくいき）

都市計画で定めるすでに市街地を形成している区域や概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。

市街化調整区域（しがいかちょうせいくいき）

都市計画で定める都市の健全な発展を図るために市街化を抑制する区域のことです。

市街地景観（しがいちけいかん）

市街地のまちなみや風景及びそれぞれから生み出される空間を感覚的に捉えることです。

集約型都市構造（しゅうやくがたとしこうぞう）

都市圏の中で一定の地域を、都市機能の集積する集約拠点として位置づけ、集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで連携させる都市構造のことです。

集落景観（しゅうらくけいかん）

農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域における自然や風景及びそれぞれから生み出される空間を感覚的に捉えることです。

集落地域整備法（しゅうらくちいきせいびほう）

良好な営農条件と居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進することを目的に昭和 62 年に制定された法律のことです。

準都市計画区域（じゅんとしけいかくいき）

平成 12 年の法改正によって創設された区域で、都市計画区域外のそのまま放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域のことです。

循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

廃棄物の発生を抑制し、再使用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環利用する社会のことです。

浄化槽市町村整備推進事業（じょうかそうしちょうそんせいびすいしんじぎょう）

自治体が主体となって戸別の住宅にある単独処理浄化槽及び汲取り便槽を浄化槽に転換設置し、

生活雑排水による河川の汚れを防止し、生活環境の保全・向上を図る事業のことです。

将来都市構造（しょうらいとしこうぞう）

都市を形づくっている道路や鉄道、建物等を適正に配置することを都市構造といい、現在の都市構造に主要なプロジェクト等を加え、将来の目指すべき都市の姿を表したものです。

スプロール化（すぷろーるか）

計画的な土地利用が行われず、都市の郊外へ虫食いの的に宅地開発が進んで行く様子のことです。

線引き（せんびき）

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度（区域区分）のことです。

た行

大規模既存集落（だいきぼきぞんしゅうらく）

日常生活圏を構成する 200 戸以上の建物が連たんしており、社会生活に必要な施設がある集落のことです。

田園景観（でんえんけいかん）

一体的で美しい田園の景観で広域的な観点から農地の保全策などを検討すべき空間のことです。

地域活性化 IC（ちいきかっせいかいんたーちえんじ）

地方自治体が主体的に整備する IC で、企業立地を進めたり周辺道路の渋滞を緩和したりするなど地域活性化に役立てることが目的の IC のことです。

地区計画（ちくけいかく）

住民の意向を反映しながら、市町村が地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物を規制・誘導し住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度のことです。

都市基盤整備（としきばんせいび）

都市の骨格を形成するとともに円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設整備のことです。

都市計画区域（としけいかくくいき）

都市計画法に基づき、都市計画（区域区分、都市施設、市街地開発事業など）を定める範囲のこととで、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のことです。

都市景観（としけいかん）

都市における良好な景観のことです。

都市施設（とししせつ）

道路、公園、下水道など、都市での生活や生産活動などを行う上で、みんなが共同で利用する根幹的な施設のことです。

な行

農業振興地域整備計画（のうぎょうしんこうちいきせいびけいかく）

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づいて都道府県知事が定める、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域についての整備計画のことです

農用地区域（のうようちくいき）

農業に利用すべき土地として、農業振興地域内に設定された区域のことです。

は行

バリアフリー（ばりあふりー）

障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が、日常的な生活をおくる上で利用しやすいように、物理的な障害や精神的な障壁を取り除いた環境や空間のことです。

ま行

緑の基本計画（みどりのきほんけいかく）

平成 6 年の都市緑地法の改正によって創設された、総合的な緑地に関するマスタープランとなる「緑の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。

や行

矢部川流域景観計画（やべかわりゅういきけいかんけいかく）

福岡県が、矢部川流域の良好な景観を協働して守り育てるため、平成 21 年 3 月に、景観法を活用し策定した計画のことです。

遊休農地（ゆうきゅうのうち）

耕作されていたものの、過去 1 年間以上作付けされていない農地のことです。

優良農地（ゆうりょうのうち）

まとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のことです。

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

用途地域（ようちいき）

秩序ある土地利用を誘導するため、住居、商業、工業など市街地の大枠として土地利用を定めるため、建物用途を制限する都市計画法に基づく地域地区のことです。

みやま市都市計画マスタープラン

平成 23 年 3 月 発行

平成 26 年 8 月 改定

■編集・発行 みやま市建設都市部都市計画課

〒835-8601

福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地

TEL：0944-63-6111

FAX：0944-64-1507

URL：http://www.city.miyama.lg.jp

■編集協力 大成ジオテック株式会社

